第3章 監査の結果及び意見

第1節 大田区スポーツ推進計画(改定版)の推進状況

第1項 推進状況の問題点及び課題(まとめ)

「大田区スポーツ推進計画(改定版)」(以下、この節において「本計画」という)において、4つの基本目標が掲げられているが、スポーツをする人を増やすことが究極的な目標となっているものと考える。

一概にスポーツをする人を増やすといっても、年齢であったり、社会的な立場であったり、健康状態であったり、その人の置かれた状況によって、スポーツができる環境が大きく異なることが想定される。そのため、それぞれの状況に応じた課題を認識するとともに、それに対する解決策を講じていくことが目標達成において必要である。

「本計画」においては、目標達成のために 40 の推進施策が掲げられており、それらの推進施策について、このような区民の各々の置かれた状況も考慮した上で、現状を把握し、課題を見つけ、それを解決していくこととなる。既存のスポーツ施設や公共施設利用システムであるうぐいすネット等のインフラの整備状況や既存のスポーツ関連事業が、「本計画」の目標達成に向けて十分であるか否かを適切に分析・評価し、不足があればそれを補う施策を講じていくことが「本計画」の推進となる。

その過程を監査した結果については、本節第 2 項以降で議論しているが、細かな指摘事項や意見も多いため、最初に、把握された問題点及び今後の課題の主なものの概要を以下に「まとめ」として記載する。

1. 推進体制について

前述している通り「本計画」においては、スポーツの概念を幅広く捉えており、その活動の場も幅広く想定している。また、スポーツの役割にも広く期待しているところであり、「本計画」の推進に当たっては、各部局が保有する関連情報を全庁的に集約するとともに、関連部局がその情報を共有し、個別施策の実施において連携、協働できる体制が求められており、部局横断的な検討体制を構築する必要がある。

その主導的な役割を担っているのが、スポーツ推進課であり、部局横断的な検 討体制として、「大田区スポーツ推進計画(改定版)の実現に向けた庁内検討会」 (以下、この節において「庁内検討会」という)及び作業部会が設置されることが予定されている。庁内検討会は、全庁的な「本計画」の推進に関係する部局の課長が集まって行われる会議体であり、作業部会は、推進施策の推進に当たり、複数の部局が関与することが必要となる場合に立ち上げられるプロジェクトチームのようなものと考えられる。

また、「本計画」を実効性あるものとして推進していく上では、区の関係部局間だけでなく、公益財団法人大田区スポーツ協会(以下、この節において「大田区スポーツ協会」という)、大田区スポーツ推進委員協議会、総合型地域スポーツクラブをはじめ、区民のスポーツ活動を支える各種団体や企業との協力関係を確立して、一体となって取り組んでいくことが求められている。

そして、「本計画」の進行管理については、スポーツ推進課が定期的に計画の 進捗状況を把握し、「大田区スポーツ推進審議会」(以下、この節において「審議 会」という)がその検証・評価を行いながら、必要に応じて改善・見直しを行っ ていくとされている。

上記のように「本計画」の推進においては、スポーツ推進課が中心となって推進体制を構築し(庁内検討会の管理運営及び作業部会の立ち上げ等を含む)、関係部局及び大田区スポーツ協会等の団体が連携しながら、推進施策を遂行し、その過程を審議会が検証・評価するという PDCA サイクルが適切に回っていくことが必要であるが、次のような問題や課題が認識されている。

(1) スポーツ推進課の体制

監査の過程において、提出書類に不備があったり、提出の遅れがあったり等、 適切な対応が図れていなかった部分が多い。東京 2020 大会を前にしており、時間的な制約の中で対応してもらっていたこともあると思われるが、書類の管理 体制を改善する必要があるものと思われる。

また、「本計画」の中心的な推進役を担っているが、審議会や庁内検討会の運営や作業部会の立ち上げについても、当初の予定通りに進行できていないものと思われるため、「本計画」の推進体制の早急な構築が必要なものと考えられる。

(2) 大田区スポーツ協会の体制

大田区スポーツ協会は、指定管理者として区のスポーツ施設 2 施設の管理運営、区からのスポーツ関連行事の実施の受託及び自主事業としてスポーツの推進に関する事業の実施をしており、「本計画」の推進主体としてスポーツ推進課とともに重要な役割を担っているため、スポーツ事業の経験・知識を有する人材が確保され、人数的にも機動的な対応ができる体制を整えることが望まれる。

その一方で、職員の平均年齢(57歳)が高いほか、区から派遣の職員は比較

的早いローテーションでの交代となっているため、スポーツ事業や事務作業の 承継が問題となることが危惧される。このため、プロパーの職員を増員する、区 派遣職員の任期を長くする等の措置を講ずる必要性が考えられるほか、スポー ツや健康に関する専門的な知識を有する職員を雇用する等の措置を検討するこ とが必要であると考えられる。

(3) 審議会の体制

上述の通り、審議会では、スポーツ推進課が把握している「本計画」の推進状況についての報告を受け、その検証・評価を行うこととされている。しかしながら、現状の審議会においては、スポーツ推進課から「本計画」の進捗状況を説明するための資料の提供が十分にできていないため、検証・評価という審議会の本来の機能が発揮できていない状況にあるものと考える。

審議会の開催回数も年 2 回と限定的となっているため、回数を増やすことが困難であれば、スポーツ推進課からの事前の情報提供や課題の明確化の徹底等により、より一層効率的・効果的な運営ができる環境を整備することが望まれる。

(4) 庁内検討会及び作業部会の体制

庁内検討会は年度に 1 回しか実施されておらず、令和元年度ではまだ実施されていない状況である (令和 2 年 3 月開催予定とのことである)。また、個々の推進施策を部局横断的に推進していくための会議体である作業部会の立ち上げもできていない状況である。「本計画」の推進において、重要とされている部局横断的な検討体制としては、この二つの会議体しか想定できないため、「本計画」の推進体制が十分に構築できていない状況にあるものと考えられる。

作業部会については、スポーツ推進課から、他部局と話し合いを進め、新規事業の立ち上げにつなげているとの話はあったが、具体的な議論の内容等が確認できる議事録等は作成されておらず、作業部会が存在しているとはいい難い状況にある。そもそも、「本計画」の進行管理については、審議会で検証・評価されるべきものであり、もし、他部局との話し合いが進められているのであれば、その記録を議事録等として保存し、審議会へ報告すべきである。それができていないことは、PDCAサイクルが適切に回っていないことであり、「本計画」の推進が適切に行われていないことになるものと考える。

庁内検討会及び作業部会の「本計画」の推進における位置付けが明確にされていないことが、進行管理が十分にできていない現状の原因のひとつだと考えられるため、スポーツ推進課が改めてその役割及び機能を明確化し、効果的な会議体として運営していくことが必要である。

なお、作業部会について、上述したように推進施策を推進していくためのプロ

ジェクトチームのような位置付けになるはずであり、その作業部会では、「推進施策の理解→目標の設定→現状の把握→目標の修正(必要があれば)→課題の認識→対策の検討→対策の実行」のような作業が行われることが想定され、場合によっては、いくつかの作業ごとに作業部会が立ち上げられることも考えられる。したがって、「本計画」の策定から既に2年が経過しようとしている現在では、相当数の作業部会が立ち上げられていて然るべきであるが、このような会議体が存在していない状態にあることは、「本計画」の推進状況に大きな問題があるといわざるを得ない状況にあるものと考える。

(5) スポーツ推進委員

スポーツ推進委員は、「スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うものとする」(スポーツ基本法第32条第2項)とされている。現状、スポーツ推進委員の認知度が低く、このことにより活動の場が限定されている可能性がある。区による広報活動を進めるとともにスポーツ推進委員のスポーツ関連行事等への積極的な活用を進め、「本計画」の推進における活躍の場を広げていくことが期待される。

(6) 総合型地域スポーツクラブ

総合型地域スポーツクラブは、「だれでも、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツを楽しむことができ、地域の日常的なスポーツの活動の場として、子どもから大人まですべての人が参加でき、地域住民自らが主体となって運営するスポーツクラブ」と大田区では定義されている。スポーツ推進委員と同様に認知度が低いため、区による広報活動の支援も含め、総合型地域スポーツクラブの活動の場を広げるための支援を行い、「本計画」の推進役としての役割を今以上に果たしてもらうことが期待される。

(7) スポーツコミッション

スポーツツーリズムやスポーツを通じた地域活性化の推進主体となる地域スポーツコミッションとして、大田区では一般社団法人おおたスポーツコミッションが設立されている。区が設置主体となって組織を立ち上げ事業化したという経緯はなく、現状では、民間業者や関係団体等と協働するだけで補助金等の財政支出はない。

しかしながら、「本計画」において「地域スポーツコミッション機能の整備」 が推進施策として謳われており、また、スポーツツーリズムやスポーツコミッションの地域における重要性は今後、益々増大することが想定されるため、区の関 係部局がその重要性を認識し、「地域スポーツコミッション機能の整備」のため の関与の仕方等を検討していくことが必要なものと考える。

2. スポーツ施設について

スポーツ施設は「するスポーツ」、「みるスポーツ」、「ささえるスポーツ」すべての基盤となるものであり、スポーツ施設の管理運営は「本計画」の推進において、非常に重要な位置付けとなっているものと考える。

大田区は河川敷に野球場やサッカー場等のスポーツ施設が多く、近隣の他の特別区と比較すると恵まれた状況にあるものと思われるが、休日の利用は容易ではない状況となっており、休日に親子や友達同士で気軽にキャッチボールやサッカーを楽しむということが難しい状況にある。

スポーツ施設の管理運営については、次のような問題や課題が認識されている。

(1) 指定管理者制度の採用

スポーツ施設の多くは指定管理者制度が採用されている。指定管理者制度の下では、指定管理者が公共の施設の管理運営を行い、区は適切にその管理運営が行われていることを確認するため、指定管理者の監督を行っている。

1) 指定管理者作成書類の書式

指定管理者の監督において、締結する協定書等で、指定管理者に様々な書類の作成及び提出を要求しているが、その要求する書類に記載すべき内容はほぼ、どの施設でも同じにもかかわらず、その書式に統一性がない。監督する側としては、書式を統一することで効率的・効果的に管理ができるものと思われる。このことが要因となって発生していると思われる問題も検出されているため、改善すべきものと考える。

2) 現金預金の管理

指定管理者における現金預金の管理について、残高の検証に関する統制手続が不十分と思われる。現金及び預金の残高を適時に把握できる帳票を整備し、月末等の一定時期には、あるべき残高(預金通帳残高又は現金の実際有高)と照合する手続を指定管理者に実施させ、その過程の分かる書類を提出させることが望まれる。

(2) スポーツ施設のストック適正化ガイドラインへの対応

「スポーツ施設のストック適正化ガイドライン」の考え方は、スポーツ施設の維持・修繕等のハード面の管理手法だけではなく、スポーツの推進全体にとっても、非常に重要な考え方を示唆してくれていると考えられるため、十分な対応を図ることが必要なものと考える。

(3) 大田区青少年交流センター

旧平和島ユースセンターを増改築して令和元年 10 月に大田区青少年交流センターとしてリニューアルオープンしている。

1) 個人使用

旧平和島ユースセンターに増築された洋室の不稼働時間をなるべく減らし、収入を確保することを目的として、個人使用が認められている。個人使用で問題となるのは、青少年の健全な育成を図るための施設に、不特定多数の人が出入りし宿泊することである。個人利用による見込収入は年間約2百万円程度であり、この程度の収入を得るために、青少年の健全な育成に支障を来すようなリスクを取ることは、本施設の設置目的を鑑みるに、本末転倒なことにも思えてしまうため、個人使用の可否を再検討することが望まれる。

2) 駐車場

本施設の駐車場については、附置義務のある7台分を公園内駐車場と兼ねる扱いになっており、宿泊者も含めて、本施設内に駐車をすることはできない。そもそも、本施設の設置目的からしても青少年の団体及びスポーツ団体が主な利用者となることが想定されており、団体の移動手段として、また、スポーツ用具等の運搬手段として等、車の利用を伴った宿泊や利用が前提となるにもかかわらず、このような対応を取っているのは、設置目的に沿っていないことになるのではないかと考える。

このままでは、本施設内に駐車できないことにより、約 19 億円を掛けて リニューアルオープンした本施設が非常に中途半端な位置付けとなってし まう可能性が危惧される。本施設内での駐車を可能にすることが一番である が、その他にも本施設利用者への公園駐車場の駐車料金の割引制度の導入、 新スポーツ健康ゾーン内の循環バスの運行や同ゾーン内施設への送迎バス の運行等、早急な対応が必要なものと考える。

(4) 河川敷等の災害対策

令和元年 10 月に上陸した台風 19 号による被害のため、河川敷に設置されたスポーツ施設の休止状態が続いている。災害復旧費の見積額は、1,033 百万円と

多額になっている。今後の災害への対応策等は、現状の対応及び対策以上のこと はあまり考えられないとのことであるため、気候変動により今後も頻繁にこの ような大規模な台風の上陸が発生し、甚大な被害が続くようであれば、河川敷の スポーツ施設の閉鎖も検討しなければならない。

このスポーツ施設の閉鎖問題については、「スポーツ施設のストック適正化ガイドライン」に沿って、河川敷スポーツ施設の利用状況、他の施設での代替可能性や区の財政状態等を勘案した上で、検討することが必要なものと考える。

(5) 学校施設の地域開放

気軽にスポーツができる場所を確保することが難しい状況にあるため、学校施設の積極的開放を進めることが望まれる。なお、「学校施設の地域開放」のような特定団体への開放だけでなく、個人での利用が可能となるような「校庭等開放」や「スポーツ開放」を増やすことが必要なものと考える。

(6) 利用状況の把握

うぐいすネットは個人での登録が基本となっていることもあって、スポーツ施設の実際の利用が区内在住・在勤・在学等で構成される団体に利用されているかどうかは分からない状況にある。また、うぐいすネットの利用がないスポーツ施設においても、区内・区外団体の確認が十分にされていないケースもある。スポーツ施設に余裕がある状況であれば問題はないが、休日に関してはそのような状況にはないため、対価を支払わないで便益だけを享受するようなフリーライダー的な利用者は排除しなければならない。今後は区内・区外等の別の実際の利用状況を把握し、改善すべき事実があれば、うぐいすネットでの個人登録を原則とすることの可否も含めて、スポーツ施設の利用に関する管理運営方法を再検討することも必要となるものと考える。

また、「スポーツ施設のストック適正化ガイドライン」への対応においても、スポーツ施設の利用状況の把握が必要であり、その情報の提供のためにも、行政使用や一般の利用者に優先して利用を認める優先利用の状況も含めた利用状況の実態把握が必要である。

3. スポーツ推進広報事業について

区民に対してスポーツをする機会や場所があることを情報として提供すること及びスポーツに対する関心を高める情報の提供等が、スポーツ推進広報事業の役割と思われる。「本計画」の推進において、重要な位置付けとならなければならない事業である。

(1) 部局横断的な体制

スポーツ施設については、その所管が複数部局にわたっているため、それらの情報を一括にまとめて区民に提供することが容易ではない状況にある。平成 30 年度には、スポーツ推進課における広報事業として、「大田区スポーツ施設マップ」という区のスポーツ施設がまとめられた紙媒体の携帯サイズのマップが作成されているが、今後も部局横断的な体制を構築し、SNS の利用を含む、スポーツ関連情報を区民が快適に入手できる環境の整備を一層進めていくことが期待される。

(2) 予算

スポーツ推進課におけるスポーツ推進広報事業の予算は、平成30年度が3,942千円、令和元年度が3,432千円となっている。これらは、平成30年度はスポーツ情報誌「SP00TA」の製作費等3,456千円と上述した「大田区スポーツ施設マップ」の製作費等486千円で、令和元年度は全額が「SP00TA」の製作費等である。健康ポイント事業等、その他の事業においても、スポーツ行事のお知らせであったり、スポーツ施設の案内であったりは別途行われているが、「本計画」推進の中心的な役割を担っているスポーツ推進課が主導して、作業部会等の部局横断的な体制の中での議論によって、新たな広報事業を積極的に創出していくことが期待される。

(3) 新スポーツ健康ゾーン

大田区では、大森ふるさとの浜辺公園を中心として、大森スポーツセンター、 大田スタジアム、森ケ崎公園、大田区総合体育館に囲まれたエリアを「新スポーツ健康ゾーン」(以下、本項において「本ゾーン」という)と呼称し、本ゾーンを一つのスポーツ機能の集積地と捉えることで、「するスポーツ」、「みるスポーツ」の充実を図り、スポーツ健康都市宣言に掲げる「区民のスポーツを通じた健康で豊かな暮らし」を実現するシンボルゾーンとする構想を掲げている。

しかしながら、現状、本ゾーンの認知度は低いことから、「本計画」の基本目標 2 の設定目標値に「区民の『新スポーツ健康ゾーン』認知率 100%を目指す」ことが掲げられている。

本ゾーン内のスポーツ施設の所管も複数部局にわたるため、この構想を実現するためには、部局横断的な体制の構築が不可欠である。また、本ゾーン内のスポーツ施設は指定管理者制度が採用されているところも多く、その他の施設の運営も外部業者へ委託している状態である。したがって、区の中の部局横断的な体制だけでなく、管理運営を行う事業団体間での情報交換等の連携が図れる体

制を構築することが必要である。

一部、スポーツ施設については、指定管理者を同一とする対応をしている施設 もあるが、今後はそのような対応を含め、「本計画」推進の中心的な役割を担っ ているスポーツ推進課が主導して、そのような体制を構築していることが望ま れる。

4. その他のスポーツ関連事業について

スポーツ関連行事の主催等、区民に対してスポーツをする機会を提供すること及びスポーツに対する関心を高めることは、スポーツ推進において重要なことであり、魅力ある事業を創出し、提供していくことが必要なものと考える。

(1) 東京 2020 大会関連事業

東京 2020 大会の開催でスポーツに対する関心が高まることが期待されるため、 その機を逃さないよう、スポーツ関連行事の新設や規模・回数の拡大等によって、 スポーツを始めてみようと思った人達の受入体制を整備しておくことが望まれ る。

(2) スポーツ関連行事

継続して実施されているスポーツ関連行事も多いが、「本計画」の推進に当たって、その規模及び回数が十分であるのかどうか、今一度、検証することが必要なものと考えられる。積極的な広報活動によって、参加人数が増加する可能性があるのか、「本計画」が目標とするスポーツをする人を増やすことにつながる可能性について、既存の個々のスポーツ関連行事でも検討してみることが望まれる。

第2項 大田区スポーツ推進計画(改定版)の進行管理

1. 大田区スポーツ推進審議会による検証・評価

第2章で述べた通り、「本計画」において、その進行管理を適切に行うため、 推進主体であるスポーツ推進課が定期的に計画の進捗状況を把握し、審議会が その検証・評価を行うこととされている。「本計画」策定後の平成30年度から直 近までの審議会の開催状況は次の通りである。なお、審議会の委員は「本計画」 策定時から1名増加して10名となっており、増加した委員以外の変更はない。

(1) 第17期第1回大田区スポーツ推進審議会

掲題の審議会の議事録を査閲した。10 名の委員のうち、8 名が出席して以下 の内容で実施されている。

開催日: 平成30年12月5日

議事:① 大田区スポーツ推進計画(改定版)の実現に向けて

① その他

「本計画」の実現に向けて、区の多くの部局の関与及びそれら関係部局間の横断的体制の構築が重要な課題となることから、今後の推進方法について、スポーツ推進課の考え方を委員へ説明している。また、区の内部での連携だけでは解決困難な課題について、専門的な見地から委員の意見を聴取している。スポーツ推進課が考える「本計画」の推進方法は次の通り示されていた。

1) 推進施策の分類

「本計画」においては、スポーツによる健康づくりや、地域力の向上、スポーツ関連産業の振興等、多くの部局との協力を前提として、40の推進施策が設定されている。それらをプロジェクトチームのような関係部局を跨いだ作業部会で横断的に検討していくことを予定している。

そして、その検討を進めやすいようにするために、次のように推進施策を 5つに分類し、これらの分類ごとに関係部局に集まってもらい、横断的な議 論を進めて推進施策の具現化を図っていく予定である。

No.	推進施策	関係部局		
I 生涯	I 生涯スポーツと健康増進			
1 1 1)	フじょのフィーツ四座の動曲	教育委員会、子育て支援課、保育サー		
1. 1. 1)	1.1.1) 子どものスポーツ環境の整備	ビス課、スポーツ推進課 (体育協会)		
1 1 0)	July 17 7 4 W江野の旧佐	健康づくり課、国保年金課、スポーツ		
1. 1. 2)	地域におけるスポーツ活動の促進	推進課 (体育協会)		
1 1 0)	スポーツ潜在層へのアプローチ	健康づくり課、地域力推進課、子育て		
1. 1. 3)	スポーノ俗任僧へのアノローナ	支援課、スポーツ推進課 (体育協会)		
1. 3. 1)	スポーツ健康づくりの啓発	健康医療政策課、健康づくり課		

4. 2. 2)	公園施設のスポーツ活用促進【IVにもあり】	高齢福祉課	
	b 0]		
2. 2. 3)	スポーツ推進重点施策との連動【Ⅲ・Ⅳにも あり】	高齢福祉課	
1. 4. 3)	高齢者の競技スポーツ参加促進	スポーツ推進課(体育協会)	
1 4 0	にもあり】	フポーツ州海=(片本神人)	
1. 4. 2)	地域力を活かした高齢者のスポーツ推進【I	高齢福祉課	
1.4.1)	【Iにもあり】		
1. 4. 1)	福祉・医療・介護機関とスポーツ資源の連携	高齢福祉課	
	福祉・医療・介護機関とスポーツ資源の連携		
1. 2. 3)		숲)	
1. 2. 3)	 障がい者スポーツを支える人材の育成	障害福祉課、スポーツ推進課(体育協	
1. 2. 2)	障がい者のスポーツ機会の充実 	進課 (体育協会)	
1. 2. 2)	障がい者のスポーツ機会の充実		
1.0.0	陈忠) 本のフ北	障害福祉課、教育委員会、スポーツ推	
1. 2. 1)	ユニバーサルスボーツの啓発・普及	会)	
1. 2. 1)	ユニバーサルスポーツの啓発・普及	障害福祉課、スポーツ推進課(体育協	
Ⅱ障沈	がい者や高齢者のスポーツの推進 		
144	にもあり		
1. 4. 2)	-	地域力推進課	
	地域力を活かした高齢者のスポーツ推進【Ⅱ		
1. 4. 1)	【Ⅱにもあり】	健康づくり課、国保年金課	
1 4 1)	福祉・医療・介護機関とスポーツ資源の連携	(株式 さき) 短知 「同年 人部	
1. 3. 3)	健康ウォーキングの奨励【IVにもあり】 	協会)	
	│ │健康ウォーキングの奨励【Ⅳにもあり】	健康づくり課、スポーツ推進課(体育	

2.2.3) スポーツ推進重点施策との連動【II・IIIにもあり】 都市基盤整備部※ 2.3.1) スポーツ健康都市のシンボルとなる環境整備事業 都市基盤整備部※ 2.3.2) 国際水準のユニバーサルスポーツ環境の整備課、スポーツ推進課(体会) 2.3.4) スポーツエリアマネジメント機能の確立【IIIにもあり】 4.2.1) 街中・街かどの有効活用 4.2.2) 公園施設のスポーツ活用促進【IIにもあり】 都市基盤整備部※	育協
2.3.1 備 都市基盤整備部※ を設整備部※ を設整備部※ を設整備課、スポーツ推進課(体 会) スポーツエリアマネジメント機能の確立【III にもあり】 都市基盤整備部※ 都市基盤整備部※ 都市基盤整備部※ 都市基盤整備部※ 教育委員会	 :育協
2.3.2) 備 会) 2.3.4) スポーツエリアマネジメント機能の確立【III にもあり】 都市基盤整備部※ 4.2.1) 街中・街かどの有効活用 都市基盤整備部※、教育委員会	育協
2.3.4) にもあり】 4.2.1) 街中・街かどの有効活用 都市基盤整備部※、教育委員会	
4 2 9)	
【*4.4/ 公園爬取りへか、ノ伯用促医【11にもめり】 御川茶監筆棚前常	
4.3.1) 施設の老朽化、安全対策 施設整備課	
4.3.2) ストック適正化ガイドラインに沿った検討 施設整備課	
4.3.3) 民間活力を活かした施設整備と利活用促進 施設整備課	
Vその他	
1.5.1) 総合型地域スポーツクラブの自立化支援 スポーツ推進課(体育協会)	
1.5.2) 民間企業の専門性や人材を活かした取組 スポーツ推進課(体育協会)	
1.5.3) 体育協会及び加盟団体の活性化 スポーツ推進課(体育協会)	
2.1.1) みるスポーツの振興 スポーツ推進課 (体育協会)	
2.3.3) 大森ふるさとの浜辺公園や大森東水辺スポーツ広場の利活用促進 スポーツ推進課(体育協会)	
3.2.1) 東京 2020 大会気運醸成を目的とした事業実 施 スポーツ推進課(体育協会)	
3.2.2) 東京 2020 大会の円滑な開催とレガシー形成 スポーツ推進課 (体育協会)	
3.2.3) 区民ボランティアの参加促進 スポーツ推進課(体育協会)	
4.1.1) スポーツ推進委員の資質向上 スポーツ推進課 (体育協会)	
4.1.2) スポーツ指導者派遣制度の整備 スポーツ推進課(体育協会)	
4.2.3) 企業や大学等と地域の連携促進 スポーツ推進課(体育協会)	
4.4.1) 区民視点に立った情報編集や媒体選択 スポーツ推進課(体育協会)	
4.4.2) 広報媒体の多様化・拡充 スポーツ推進課(体育協会)	
4.4.3) ロコミ発信の仕組みづくり スポーツ推進課 (体育協会)	

[※] 道路公園課や地域基盤整備第一課・第二課と内容及び場所で所管が分かれるため、都市基盤 整備部としてまとめて記載している。

2) 検討の進め方

上記の5つの分類ごとに議論を進めていくが、関係部局には日頃スポーツとの関りが少ない部局も含まれており、いきなり作業部会を立ち上げて議論を進めていっても建設的な議論ができないことが危惧される。このため、推進施策の課題を明確にしてから議論へ入ることを目指して、推進施策を次のように整理することとしている。

既存事業の洗い出しと課題の明確化

推進施策を次の3つに分類する。

<分類①>

既存事業の推進で解決可能な課題

スポーツ推進課と連携し、既存事業の充実等の検討

<分類②>

各課の連携等により解決可能な課題



【作業部会】

- ・ スポーツ施策との連携による課題解決の検討
- ・ 部局横断的な連携の可能性の検討

<分類③>

連携等では解決困難な課題



【スポーツ推進審議会】

・ 審議会にて先進事例等の意見聴取

具体的な進め方は次の通りである。

各課の事業の洗い出しについて

- ① 「既存の施策」(「本計画」や各部の計画等に記載してある各課の該当 事業)を「本計画」の項目ごとに分類。
- ② 「本計画」の「検討の方向性」について、各課に関係すると思われる項目を落し込み。
- ③ 「既存の施策」や「検討の方向性」を参考にスポーツ施策との連携等 「課の課題・意見」がある場合は収集。

④ 上記③を踏まえ、スポーツ推進課の考えを示し、作業部会等で議論すべき論点を明確化。「意識改革」につながる施策から優先的に実施。

課題の解決に向けて

【分類①】 スポーツ推進課から連携について提案

【分類②】 関係部局による作業部会にて議論

【分類③】 審議会にて先進事例等を意見聴取し、議論の素材集め、関係部局 の整理を行い、作業部会を立ち上げ

3) 審議会で審議すべき項目(分類③)

検討の進め方の中で「分類③」として、審議会の意見聴取の対象となった項目は次の通りであり、これらの項目について、スポーツ推進課が審議会の意見を聴取している。

No.	推進施策	関係部局	
1.1.3) スポーツ潜在層へのアプローチ		健康づくり課	
1. 2. 1)	ユニバーサルスポーツの啓発・普及	障害福祉課	
1. 2. 2)	障がい者のスポーツ機会の充実	障害福祉課	
1. 4. 1)	福祉・医療・介護機関とスポーツ資源の連携	高齢福祉課、健康づくり課	
2. 1. 2)	地域スポーツコミッション機能の整備	観光課	

(2) 第17期第2回大田区スポーツ推進審議会

掲題の審議会の議事録を査閲した。10 名の委員のうち、8 名が出席して以下 の内容で実施されている。

開催日: 平成31年3月18日

議事: 大田区スポーツ推進計画(改定版)の実現に向けて(前回からの

継続審議)

第1回と同様に、「分類③」として審議会の意見聴取の対象となった項目について、スポーツ推進課が審議会の意見を聴取している。また、第1回で審議会から聴取した意見に対応する今後予定されている事業について、再度意見が聴取されている。

(3) 第17期第3回大田区スポーツ推進審議会

掲題の審議会については、監査時点で議事録が作成されていないため、審議会の次第の閲覧のみを実施している。審議会の議題等は以下の通りである。

なお、令和2年3月5日にスポーツ推進課から議事録が提出されたが、監査期間の関係で監査手続は実施していない。また、併せて令和2年2月17日開催の「第17期第4回大田区スポーツ審議会」の次第の提出もあったが、こちらも前回の議事録と同様に監査手続は実施していない。

開催日: 令和元年12月12日

議事: ① 大田区スポーツ推進計画(改定版)の実現に向けて

(前回からの継続審議)

② その他

(指摘 No. 1)

第3回目の審議会について、監査手続実施時点では議事録を入手できていないため、議事の詳細は分からないところがあるが、上述したスポーツ推進課が想定する進め方に従った推進状況の報告及び「本計画」で規定されている審議会による検証・評価が十分に行われているとはいい難い状況であった。

「分類③」となった項目については、前回の審議会の意見に対する考え方や課題解決につながる事業の報告は行われているが、「分類①」及び「分類②」を含めた「本計画」全体での既存事業の現状や課題、作業部会の立ち上げ状況及びその進捗状況の報告については、第1回及び第2回の議事録と第3回の次第に記載のある「関係資料」のタイトルを見ても、実施されている形跡がない。

「本計画」で明記しているように、スポーツ推進課は毎回の審議会で「本計画」の進捗状況を報告し、進め方や進捗状況に問題がないのかを審議会で検証・評価してもらう必要があるが、現状ではそのための十分な資料を審議会へ提供することができていないため、進捗状況を適時・適切に把握・報告することができるような進捗管理体制を早急に構築し、「本計画」の推進体制を確立することが必要である。

(意見 No. 1)

第2章において記述した通り、「本計画」は国の「第2期スポーツ基本計画」 をベースとして策定されているが、「第2期スポーツ基本計画」は、計画の達成 状況の検証が事後に適切に行えるよう、できる限り多くの成果指標を設定して おり、特に数値を用いた成果指標の数は「第1期スポーツ基本計画」の8から 20 に増加させている。一方、「本計画」においては、事後的な検証の対象とされる成果指標は、4 つの基本目標ごとに設定された以下の 4 つのみに留まっている。

設定目標値

基本目標1: 成人のスポーツ実施率を週1回以上が65%程度を目指す。

基本目標2: 区民の「新スポーツ健康ゾーン」認知率100%を目指す。

基本目標 3: 東京 2020 大会をきっかけに、区独自のボランティアのうちスポ

ーツ分野での登録者数を100人とし、大会後もその登録者が活動

を継続できる体制を整備する。

基本目標4: 区内の公園施設などをスポーツの場として活用することを目指

す。大森ふるさとの浜辺公園に隣接するスポーツ施設であるビーチバレー場の利用率を、土日祝は90%、平日は30%を目指す。

上記の成果指標では少なすぎるものと考える。このような状況では「本計画」の目標への達成度を適切に評価することが難しく、分析・評価が抽象的なものとなり、今後のより効果ある政策へつなぐこともできないことが危惧される。「本計画」の更新計画に向けて、適切な成果指標を設定できるよう、「本計画」の推進の中でも併せて検討していくことが望まれる。

また、計画の進行管理として審議会が検証・評価を行うことになるが、成果指標が 4 つに限定されている状況で、これらの限定された定量的な指標に偏った分析・評価に陥らないよう留意しなければならないものと考える。

審議会の開催は年度で 2 回だけであり、時間も限られていることから、抽象的な議論に陥りがちなものと思われるため、そうならないためにも、推進主体であるスポーツ推進課が、推進施策や事業等について、委員に対して、もっと具体的に現状、課題等のデータを事前に提供して説明し、審議会の会議で意見を聴取するような進め方が必要なものと考える。

スポーツ施設の状況の話にはなってしまうが、後述する第 3 項「スポーツ施設のストック適正化ガイドライン」に沿ったスポーツ施設の評価に関する情報も、審議会での議論の前提となる情報として有用なものと考えられるため、スポーツ施設のストック適正化計画の策定を積極的に進めることも望まれる。

2. 庁内検討会の開催及び位置付け

「本計画」の推進に当たっては、健康、福祉、教育、保育、都市基盤、国際交流、観光、産業振興等の幅広い分野での施策が講じられることが必要であり、区

の多くの部局の関与及びそれら関係部局間の横断的体制の構築が重要な課題となっている。この課題に対応するため、「『大田区スポーツ推進計画(改定版)』 策定庁内検討会」に引き続き、庁内検討会が開催されている。

令和元年度は未開催であるため、平成30年度に開催された議事録(要旨)を 査閲した。なお、「要旨」以外は作成されていない。平成30年度の庁内検討会の 内容は次の通りである。

開催日: 平成31年3月20日

出 席: 企画課、地域力推進課、観光課、国際都市・多文化共生推進課、 東京オリンピック・パラリンピック推進担当、産業振興課、高齢 福祉課、障害福祉課、健康づくり課、子育て支援課、都市基盤管 理課、指導課

欠 席: 政策研究担当、教育総務課

議 題: ① 各部局から提出された課題・意見に対するスポーツ推進課の

考えについて

② その他

「本計画」の推進施策について、関係部局から提出された課題や意見に対して、「本計画」の推進役であるスポーツ推進課の考えを「スポーツ推進計画(改定版)の実現に向けた関係部局の課題等集約シート」にまとめており、その資料を基に関係部局への説明を実施している。

(指摘 No. 2)

「本計画」の推進施策について、1.「大田区スポーツ推進審議会による検証・評価」で記述した「検討の進め方」に従って、関係部局からそれぞれの推進施策への課題・意見を収集し、それに対するスポーツ推進課の見解を記載した資料を基に庁内検討会は進められている。しかしながら、関係部局から出された課題・意見もスポーツ推進課の見解もいずれも抽象的な内容のものが多く、具体的に何が問題でどうすることが必要なのか、さらにはどうやって進めるのか等の具体的な話については、庁内検討会では十分に議論がされていないものと思われる。

「本計画」の推進のための部局横断的な体制のための会議体等の組織は、この 庁内検討会以外は存在しておらず、現状では唯一正式な会議体といえる。しかし ながら、庁内検討会は、年度に1回しか開催されておらず、「本計画」の推進に おいて、そこでの議論及び決定を待つことが必要となれば、1年間何も進まない こととなってしまうし、情報共有の場としても、全く意味のない位置付けのもの となっているように思えてしまう。このため、スポーツ推進課が庁内検討会の位置付けを明確にするとともに、必要があれば開催回数を増やす等、より効果的な 庁内検討会の運営体制を構築する必要があるものと考える。

(指摘 No. 3)

庁内の関係部局間で議論するはずの「分類②」についても、庁内検討会では、 推進施策を推進していくためのプロジェクトチームのような位置付けになるは ずの作業部会の立ち上げの必要性の検討等の議論の形跡は確認できず、「本計画」 の推進体制としては不十分といわざるを得ない。

作業部会については、スポーツ推進課から、令和元年度の新規事業として、地域スポーツクラブの指導者派遣事業が立ち上げられ、この事業の立ち上げに当たっては、派遣先となる施設等を管轄しているこども家庭部子育て支援課及び産業経済部産業振興課との打ち合わせを重ねており、作業部会とまではいえないものの、部局を超えた検討は行っている話はあった。しかしながら、監査の過程では、開催された打ち合わせの一部の資料となった事業の概要(A4 用紙 1 枚)と手書きのメモは確認できたものの、具体的な議論の内容等が確認できる議事録等は作成されておらず、作業部会が存在しているとはいい難い状況にある。

そもそも、作業部会の立ち上げやその中での議論の内容等、「本計画」の推進 状況は、審議会が実施する「本計画」の進捗状況の検証・評価のためにも必要と なるため、議論の内容等を議事録等で記録しておくことが必要である。それがで きていないことは、PDCA サイクルが適切に回っていないことであり、「本計画」 の推進が適切に行われていないことになるものと考えられる。

このため、どの推進施策について、どのような単位での作業部会が必要なのかを庁内検討会等で検討した上で必要な作業部会を立ち上げ、審議会においてその進捗状況を検証・評価してもらうという推進体制を早急に確立することが必要なものと考える。

なお、作業部会では、「推進施策の理解→目標の設定→現状の把握→目標の修正(必要あれば)→課題の認識→対策の検討→対策の実行」のような作業が行われることが想定され、場合によっては、いくつかの作業ごとに作業部会が立ち上げられることも考えられる。したがって、「本計画」の策定から既に2年が経過しようとしている現在では、相当数の作業部会が立ち上げられていて然るべきであるが、このような会議体は存在していない状態にあるものといえるため、作業部会の早急な立ち上げが必要である。

3. 推進施策と事業との関係 (スポーツ推進課での現状把握)

「本計画」が掲げる施策体系と平成30年度の既存及び令和元年度に実施を予定している事業との関連をスポーツ推進課がまとめた表は、次の通りである。

基本目標			
施策方針	部局名	事業名	
推進施策			
1. 誰もがいきいき暮らせる地域づくり			
1.1 スポーツに親しめる機会の充実			
	スポーツ推進課	小中学生スポーツ教室	
		小学生駅伝大会	
	指導課	中学生駅伝大会	
		中学校陸上競技選手権大会	
		幼児期運動指導(運動遊び指導)リーダー保育者	
	幼児教育	養成研修会	
	センター	家庭教育支援講座	
1) 子どものスポーツ環境の整備		保幼小連携運動遊び指導者研修会	
1) 」とものハルーク条例の正価		★夏休み子ども体育塾	
		★親子体操教室	
		★子ども野外体操教室	
	スポーツ協会	★子ども卓球大会	
		★スポーツバイキング	
		★ジャイアンツアカデミー	
		★ラグビー教室	
		★ジュニア育成地域推進事業	

	1	
		成人スポーツ教室
		ラジオ体操指導者養成講習会
	スポーツ推進課	スポーツ団体への事業後援事業
		OTAウォーキング
		区民スポーツまつり
	健康づくり課	*健康ポイント事業
2) 地域におけるスポーツ活動の促進		国民健康保険健康ポイント事業
	国民年金課	(健康づくり課へ移管)
		★健康体操教室
		★体育施設による自主事業
	スポーツ協会	★親子体操教室【再掲】
		★シニアスポーツ振興事業
		スポーツ健康フェスタ
	スポーツ推進課	*地域スポーツクラブ指導者出張
	健康づくり課	健康ポイント事業【再掲】
3) スポーツ潜在層へのアプローチ	地域力推進課	社会教育関係団体の紹介
	スポーツ協会	★健康体操教室
		★ 親子体操教室【再掲】
		★スポーツバイキング【再掲】
1.2 障がい者スポーツの推進	.	
	スポーツ推進課	区民スポーツまつりでのパラスポーツ体験【再
1) ユニバーサルスポーツの啓発・普及		掲】
	スポーツ協会	★ボッチャ教室
0) The 18 and 18 and 18 and 18	スポーツ推進課	障がい者水泳教室
2) 障がい者のスポーツ機会の充実	指導課	特別支援学級連合運動会
3) 障がい者スポーツを支える人材の育成	スポーツ推進課	障がい者水泳教室指導者養成講習会
1.3 スポーツによる健康づくり		
	スポーツ推進課	スポーツ健康フェスタ【再掲】
		生活習慣病予防教室
1) スポーツ健康づくりの啓発	健康づくり課	糖尿病講演会
	健康医療政策課	水泳健康教室・水中リラックス教室
2) スポーツによる働き方改革	スポーツ推進課	地域スポーツクラブ指導者出張【再掲】
	スポーツ推進課	OTAウォーキング【再掲】
3) 健康ウォーキングの奨励		健康ウォーキングマップの発行
	健康づくり課	*健康ポイント事業【再掲】
	1	1

1.4 スポーツを通じた高齢者の元気維持				
	健康づくり課	生活習慣病予防教室【再掲】		
	国保年金課	国民健康保険健康ポイント事業		
1) 福祉・医療・介護機関とスポーツ資源の連携		(健康づくり課へ移管)		
	高齢福祉課	一般介護予防事業		
		老人いこいの家を活用した介護予防事業の充実		
	スポーツ推進課	寿ハイキング		
2) 地域力を活かした高齢者のスポーツ推進	高齢福祉課	大田区元気シニア・プロジェクト		
3) 高齢者の競技スポーツ参加促進	スポーツ協会	★シニアスポーツ振興事業【再掲】		
1.5 地域スポーツの担い手づくり				
1) 60人間はピュユニットニッのウェルナゼ	マユ8 w#/#===	地域スポーツクラブへの支援 (講習会等)		
1) 総合型地域スポーツクラブの自立化支援	スポーツ推進課	地域スポーツクラブ指導者出張【再掲】		
9) 早期人类の声明歴の上仕む年か」を取如	スポーツ推進課	スポーツ健康フェスタ【再掲】		
2) 民間企業の専門性や人材を活かした取組	スホーク推進課	区民スポーツまつりでの民間協力【再掲】		
	スポーツ推進課	区民スポーツまつり【再掲】		
		区民スポーツ大会		
3) 体育協会及び加盟団体の活性化		都民体育大会等代表者派遣		
	スポーツ協会	★選手育成強化費の交付		
	ハル ノ 励云	★指導者講習会		
2. スポーツを通じた地域の活力づくり				
2.1 スポーツコミッションなどによる交流人口の拡大				
1) みるスポーツの振興	民間主導	☆地元プロチームによる地域との協力体制		
2) 地域スポーツコミッション機能の整備	民間主導	☆おおたスポーツコミッション活動(平成29年設		
5) 129 (1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	7 (1.4)	立)		
2.2 スポーツものづくり産業の振興				
1) スポーツものづくりプラットフォームの整備	産業振興課	戦略的産業クラスター形成パイロット事業		
	企業指嗣 連			
2) スポーツものづくりへの参入企業支援	産業振興課	戦略的産業クラスター形成パイロット事業【再		
2) スポーツものづくりへの参入企業支援	産業振興課	戦略的産業クラスター形成パイロット事業【再 掲】		
2) スポーツものづくりへの参入企業支援3) スポーツ推進重点施策との連動	産業振興課スポーツ推進課			
		揭】		
	スポーツ推進課	掲】		
3) スポーツ推進重点施策との連動	スポーツ推進課	揭】		
3) スポーツ推進重点施策との連動 2.3 新スポーツ健康ゾーンにおける先進モデルづくり	スポーツ推進課(取りまとめ)	掲】 検討中		
3) スポーツ推進重点施策との連動 2.3 新スポーツ健康ゾーンにおける先進モデルづくり	スポーツ推進課 (取りまとめ)	掲】 検討中		

				·		
		ツ広場の利活用促進				
	4)	スポーツエリアマネジメント機能の確立	スポーツ推進課 (取りまとめ)	<u>検計中</u>		
3.	スポー	ツによる国際交流の増進				
3.	3.1 スポーツを通じた国際交流					
	1)	外国人へのスポーツ機会や情報の提供	スポーツ推進課	スポーツ健康フェスタにおける「おおた大使」の		
				活用【再揭】		
				日中友好交流都市中学生青少年友好訪問団派遣		
	2)	国際スポーツ大会を通じた交流の促進	国際都市・多文	(北京市朝陽区との友好都市締結20周年記念事		
			化共生推進課	業)		
3.	.2 東	京2020大会を契機としたまちづくり				
			スポーツ推進課			
	1)	東京2020大会気運醸成を目的とした事業実施	オリパラ担当	東京オリンピック・パラリンピック推進事業		
			(*1)			
			スポーツ推進課			
	2)	東京2020大会の円滑な開催とレガシー形成	オリパラ担当	事前キャンプ受入れ事業		
			(*1)			
			スポーツ推進課			
	3)	区民ボランティアの参加促進	オリパラ担当	おもてなしボランティア事業		
			(*1)			
4.	スポー	・ツ健康都市を支える基盤の整備				
4	.1 z	ポーツ実施の担い手を支える人材の育成				
	1)	スポーツ推進委員の資質向上	スポーツ推進課	スポーツ推進委員関連経費		
	2)	スポーツ指導者派遣制度の整備	スポーツ推進課	*地域スポーツクラブ指導者出張【再掲】		
4	.2 身	近なスポーツの場の開発				
	-1)	街中・街かどの有効活用	教育総務課	学校施設開放事業 スポーツ開放		
	1)			学校施設開放事業 地域開放		
			高齢福祉課	いきいき公園体操		
	۵)			公園体操サポート講座		
	2)	公園施設のスポーツ活用促進	都市基盤整備部	*健康促進遊具サインボード取替工事(本門寺公		
			*	園:老朽対策)		
	۵)		スポーツ推進課	to 3-1-rh		
	3)	企業や大学等と地域の連携促進	(取りまとめ)	<u>検討中</u>		
4	.3 公	共スポーツ施設の維持・管理				
	1)	施設の老朽化、安全対策	施設整備課	「大田区公共施設白書」等に沿った検討		

0) 1	スポーツ推進課	「スポーツ施設のストック適正化ガイドライン」	
2) ストック適正化ガイドラインに沿った検討	(取りまとめ)	に沿った検討を実施予定	
3) 民間活力を活かした施設整備と利活用促進	スポーツ推進課	検討中	
4.4 広報・情報発信機能の充実			
1) 区民視点に立った情報編集や媒体選択	スポーツ推進課	スポーツ施設マップ作成	
1) 区状悦点に立つだ情報機果や媒体選択		*健康ポイント事業【再掲】	
2) 広報媒体の多様化・拡充	スポーツ推進課	スポーツ情報誌作成	
2) 仏牧媒体の多体化・拡兀		*健康ポイント事業【再掲】	
3) 口コミ発信の仕組みづくり	スポーツ推進課	いか床ポノハ1す※【五担】	
3) ロコミ発信のLA社みづくり	(取りまとめ)	*健康ポイント事業【再掲】	

- ※ 道路公園課、地域基盤整備第一課及び第二課に内容と場所で分かれるため、都市基盤整備部にまとめている。
- ★ スポーツ協会等(大森スポーツセンター、大田区総合体育館、大田スタジアム)の自主事業として行われている。
- ☆ 民間主導の事業である。
- * 令和元年度より開始された事業である。
- (*1) 正式名称は、スポーツ推進課東京オリンピック・パラリンピック推進担当である。

(指摘 No. 4)

上表の通り、「本計画」における推進施策と既存事業との関係は整理されているが、推進施策が目指す目標に対して既存事業がどれだけのレベルまで到達しているのかの評価が十分に行われていないものと考える。上述した通り、審議会、庁内検討会の資料を査閲しても、そのような議論の形跡は確認できなかった。

また、「本計画」においても「検討の方向性」として今後の検討すべき課題等がまとめられているが、それらの課題を潰し込むような、対応方針や進捗状況についての議論の形跡もない。

「本計画」の策定から既に 2 年が経過しようとしており、これからすべての推進施策について目標を達成しようとするのは、既に困難な状況なのかもしれないが、到達度の低い推進施策等、重要な推進施策を洗い出し、それらを中心に作業部会を立ち上げ、重点的に議論をしていくような対応が必要なものと考える。

現状、推進施策に対して事業が対応していない項目(上表の「検討中」との記載があるもの)は若干残っているだけであるが、既存の事業で推進施策の目標を満たしている否かの検証・評価は十分にされていないため、作業部会を立ち上げて、まずはそこで検証・評価し、その結果を審議会や庁内検討会に報告して、確認してもらうような、本来あるべき体制を早急に確立することが必要である。

第3項 スポーツ施設のストック適正化ガイドラインへの対応

1. スポーツ施設のストック適正化ガイドラインの位置付け

「スポーツ施設のストック適正化ガイドライン」(以下、この項において「本ガイドライン」という)は、スポーツ施設の単なる維持・管理の手法についての指針を示すものではなく、本ガイドラインの中でも述べられている「インフラ長寿命化基本計画」や「公共施設等総合管理計画」の考え方にスポーツ施設としての特徴を加味し、地域のスポーツ施設全体を対象として、現在の施設の利用状況、地方公共団体の財政問題、社会情勢、地域の人口構成やニーズ等の今後の変化をも考慮した上で、適正化を検討する内容となっている。このような検討方法は、スポーツ推進において、非常に重要な欠かせない要素であると判断し、ここで監査対象項目として取り上げている。

本ガイドラインは、スポーツ基本法の前文で謳われている趣旨に沿って、地方公共団体が、安全なスポーツ施設を持続的に提供し、もって国民が身近にスポーツに親しむことのできる環境を整備できるような考え方を整理したものであり、平成30年3月にスポーツ庁が公表(平成31年4月一部改訂)している。

本ガイドラインの位置付けは、次の通り説明されている。

本ガイドラインは、「インフラ長寿命化基本計画」(平成25年11月インフラ 老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議)に基づき文部科学省が作成した「文部科学省インフラ長寿命化計画(行動計画)」において、メンテナンスサイクルの円滑な実施に向けた環境整備のために「点検・診断、個別施設計画の策定、修繕・改修等の各段階における指針・手引」を充実させることとされていることを踏まえ、文部科学省が所管している公立社会教育施設のうち社会体育施設に関し、個別施設計画の策定のための指針・手引として策定するものである。

また、「「経済財政運営と改革の基本方針2016~600兆円経済への道筋~」(骨太方針)」(平成28年6月2日閣議決定)において、「地方公共団体において本年度中に「公共施設等総合管理計画」が策定され、今後は「個別施設計画」の策定に移行するが、その中で集約化・複合化等が着実に進められることが必要である。そのため、上下水道、文教施設、都市公園、公営住宅について、集約化・複合化等を実効性をもって進めるための具体的なガイドラインを策定する」とされたことを受け、このガイドラインとして策定している。

なお、本ガイドラインは、地方自治法第 245 条の 4 第 1 項等の規定に基づく技術的助言である。

このように、本ガイドラインは、インフラ長寿命化の取組である個別のスポーツ施設の安全性・持続性を確保していくための個別施設計画の策定を契機として、地域のスポーツ環境の持続的な提供を計画的に図っていくための総合的な検討を進め、ストック適正化計画の策定に関する指針を示すものである。

大田区においては、スポーツ基本法の基本理念の趣旨を達成するために「本計画」が策定されており、その中で、基本目標 4「スポーツ健康都市を支える基盤の整備」の施策方針 4.3「公共スポーツ施設の維持・管理」の推進施策 2)「ストック適正化ガイドラインに沿った検討」が掲げられている。

2. スポーツ施設のストック適正化の必要性

スポーツ施設のストック適正化の必要性については、本ガイドラインにおいて、次のように示されている(以下、本ガイドラインからの抜粋)。

1.2. スポーツ施設のストック適正化の必要性

1.2.1. 適切なスポーツ環境の整備とストック適正化の必要性

これまで、公共スポーツ施設の整備は、大規模な大会や競技団体からの要望等を 契機として、その都度対応を行ってきたことも多く、必ずしも計画的に行われてき たわけではない。その際には、施設の整備目的が明確になっていなかったり、整備 後の維持管理経費や運営経費、利用料金収入を事前に想定していなかったりする状態のまま建設が行われ、十分に活用されずに老朽化に伴って維持管理費が増加して いくようなケースも多い。

現在も、各地で公共スポーツ施設の整備が行われているが、例えば、既存施設の 老朽化・耐震化対策が行われているか、小規模な施設を地域に複数整備するのか、 大規模な施設を1つ整備するのかの比較検証がなされているか、近隣市区町村と施 設の共有化を図れないか、当該施設を今後数十年にわたり維持管理できる見通しが あるのかなど、十分な検証と計画に基づいた整備が行われていない場合も少なくない。

図1-3のとおり、我が国の社会体育施設は、平成11年頃まで増加した後、横ばいであり、また、小中学校には社会体育施設の倍以上の体育・スポーツ施設が潜在的に存在している。このように地域には一定数のスポーツ施設があるにも関わらず、一般利用の予約ができない、大会の開催場所が確保できないなど、スポーツ施設が足りないとの声は大きい。新規整備に取り組む前に、既存施設が本当に最大限活用できているか、十分な質のサービスを提供できているかなどを検証し、既存施設の運用改善を図るとともに、利用者の仲間づくりの促進、学校開放等を継続的に図ることが必要であり、安全なスポーツ環境を持続的に提供するために、地方公共団体ご

とに、どのような施設がどの程度必要になるのか、将来の人口動態やスポーツの実施状況、スポーツ施設の利用状況等を踏まえた計画を策定する必要がある。

施設の老朽化や財政負担を考えれば、人口減少に伴い施設数が減少することも想定される。そのような状況下において、どういったスポーツ環境をどのように地域に適切に提供していくのか、早期に検討を進めることが必要である。

1.2.2. スポーツ施設の安全確保

スポーツを行う目的は、競技力の向上から健康増進まで様々であるが、あらゆるスポーツの実施者にとって、スポーツ施設は日常生活より激しい身体活動を行う場である。また、すべてのスポーツの実施者は、ケガや故障をできるだけ避けたいと考える。スポーツによるケガや故障には様々な原因が考えられるが、スポーツ施設の管理不足による事故(施設に起因する事故)については発生しないように施設の管理を行うべきである。スポーツ施設の管理者は、施設に起因する事故について日頃より十分な情報収集を行うとともに、そのような事故が発生しないよう施設を健全な状況に維持し、危険が予見される場合には使用の一時中止を行うなど適切な対応が必要となる。このために、職員や指定管理者等に対し、体育施設管理士等の施設管理に関する資格取得を進めることも重要である。

スポーツ施設の老朽化によって、一般に事故の発生リスクは高まると考えられる。過去に発生した事故において、行政職員個人の業務上の過失が認められた判決もあるように、指定管理者制度の採用や業務委託を行っていたとしても、施設の所有者である地方公共団体が施設の安全確保に努めなければならない。

スポーツ施設に起因する事故の中で、特に重大な事故につながりうるものとしてプールの排水設備等に起因するものや体育館のフローリングの劣化等によるものがある。プールについては文部科学省・国土交通省が策定しているプールの安全標準指針、体育館のフローリングについては消費者安全調査委員会の事故等原因調査報告書(平成29年5月29日)等を踏まえ、施設の管理を行うことが必要である。

3. スポーツ施設のストック適正化に関する基本的な考え方

本ガイドラインでは、スポーツ施設の特徴を次のように捉え、ストック適正化の検討に当たって、これらの特徴を踏まえた上で検討する必要があるものとしている(以下、本ガイドラインからの抜粋)。

① 様々な施設種別がある

スポーツは多種多様であり、スポーツ施設の種別も多様である。また、体育館のように複数種目が実施できる施設もあれば、実施できる種目が限られる施設も

あり、スポーツ施設を必要としないスポーツも多い。さらに、地域によって盛んなスポーツが異なることも踏まえると、必要なスポーツ施設は地域に応じて異なる。このため、必要なスポーツ施設を例えば人口当たりの施設数等で全国一律に定めることは難しく、地域の実情に応じて決定していく必要がある。

② 目的に応じて最適な施設の規模や仕様が異なる

一定規模以上の競技大会等を開催できる規模の施設は、大会に則し同時に複数の競技者や試合が行えるような規模・仕様が求められるため、地域住民が日頃の運動のために利用するには過剰な施設となっている可能性がある。このような施設は整備費、維持管理費ともに高くなる傾向にあり、それらに見合う利用が行われているかどうか検証し、近隣地方公共団体との共有化を図るなど、整備・保有することについて慎重に検討すべきである。スポーツ実施率向上や生涯スポーツの観点からは、地区ごとに小規模なスポーツ施設があることが望ましい場合も考えられる。このような検討を行い、地域住民全体にとって、最適な投資が行われるようストック適正化が進められることが望ましい。

特に、過去の大規模な競技大会開催を契機として整備された数千席の観客席を有するような施設が、その後十分に活用されないまま老朽化し、維持管理の予算を圧迫しているような場合には、ストック適正化の検討において対応を検討すべきである。例えば、今後の観客席の稼働状況の見込みや運営維持管理・更新に要するコスト、周辺施設での受入れ可能性等を踏まえ、競技や運動に必要な機能を残し、観客席を最小限にすることも考えられる。

スポーツ庁では平成30年12月に「スタジアム・アリーナ改革ガイドブック<第2版>」を策定し、定期的に数千人、数万人の人々を集めるスポーツを「観る」ことを主な目的とした施設については、収益性の確保並びに建設コスト及び運営維持管理コストの最適化により、サステナブルな施設とするための基本的な考え方や具体的な検討事項等を示している。数千席の観客席を有するような施設のうち、こうしたスタジアム・アリーナに転換できるものについては、指針を踏まえた運用の変更等を行うことも考えられる。

・スタジアム・アリーナ改革ガイドブック(平成30年12月スポーツ庁・経済産業省)

http://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop02/list/detail/1411943.htm

③ 利用料金の見直しも含めて検討することができる

現在、スポーツ施設の多くは利用料金が設定されているが、スポーツ施設をより長期間、安全に利用できる状況を維持するためであれば、利用料金について柔軟な検討、運用を行う必要がある。

ただし、施設の利用料金見直しに当たっては、施設の運営維持管理・更新コストについて十分な情報公開を行う必要がある。例えば、ストック適正化の検討において、今後の施設ごとの運営維持管理経費や更新費用を算出し、それら費用の上昇分をいつ、どのくらい利用料金で回収する必要があるのかの長期見通しや、利用料金の変更によってどの程度施設の使用可能期間を長くできるのかなど、十分な情報公開を行いながら、利用者に対する合意形成を図っていく必要がある。

④ 防災施設として位置づけられている

スポーツ庁の調査では、社会体育施設である体育館のうち、7割が地域防災計画等において災害時の避難施設に位置付けられている。このように、スポーツ施設の多くは避難所、避難場所、防災拠点等として、災害時に使用することとなっており、備蓄や貯水等の機能を有している場合がある。また、「「熊本地震の被害を踏まえた学校施設の整備について」緊急提言」では、総合体育館のような大空間を有する施設が学校の早期再開に資する可能性があることも踏まえ、構造体の耐震化や吊り天井の落下防止対策を推進することが必要であることについても触れられている。

このような施設は、施設の老朽化や利用状況といったスポーツの観点とは別に、防災部局と連携し、防災上の位置づけを踏まえた検討が必要である。この際、耐震化を進めることはもとより、更衣室やトイレ等の機能面でも、災害時の対応が可能となるような強化を進めることが望ましい。

・「熊本地震の被害を踏まえた学校施設の整備について」緊急提言(平成28 年7月 熊本地震の被害を踏まえた学校施設の整備に関する検討会)

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shisetu/043/gaiyou/1374803.htm

⑤ 周辺地方公共団体や民間との連携が想定しやすい

広域連携により周辺地方公共団体や都道府県とそれぞれが保有するスポーツ施設の役割分担を行ったり、既存の民間施設の利用を促進したりすることにより、地方公共団体が自ら多様なスポーツ施設を保有する必要がない可能性がある。

特に、大会等を開催するための施設については、大会の広域開催等を図りつつ、施設保有の役割分担を図ることが必要である。この際、都道府県において、保有するスポーツ施設に関する市区町村間の情報共有の場を設けるなどの取組も想定される。

⑥ 学校内に多くのストックが存在している

前述のとおり、スポーツ施設のうち6割が小中高等学校等に潜在的に存在している。スポーツ基本法第13条では、「学校教育法第二条第二項に規定する国立学校

及び公立学校の設置者は、その設置する学校の教育に支障のない限り、当該学校のスポーツ施設を一般のスポーツのための利用に供するよう努めなければならない」旨が規定されており、ストック適正化の検討に当たっては、既存ストックである学校体育施設の活用を同時に検討すべきである。特に、地域住民が日頃の運動のために利用する施設については、学校施設の開放による対応を積極的に図っていくことが望ましい。

なお、関連する規定として、学校教育法(昭和22年3月31日法律第26号)第137条「学校教育上支障のない限り、学校には、社会教育に関する施設を附置し、又は学校の施設を社会教育その他公共のために、利用させることができる。」、社会教育法(昭和24年6月10日法律第207号)第44条「学校(国立学校又は公立学校をいう。)の管理機関は、学校教育上支障がないと認める限り、その管理する学校の施設を社会教育のために利用に供するように努めなければならない。」がある。スポーツ庁では第2期スポーツ基本計画において学校体育施設について開放事業の運用の在り方に関する手引きの策定を行うこととしている。

⑦ 所管が複雑である

1.1.1において述べたとおり、地方公共団体が所管する主なスポーツ施設には、 社会体育施設、社会教育施設に附帯するスポーツ施設、都市公園内の運動施設が あり、さらに、学校、港湾、農業、福利厚生等の関係部局の所管施設も想定され る。なお、都市公園内に社会体育施設が立地している場合もある。

また、スポーツ施設以外にも公民館や集会所等がスポーツの場として利用されている。身近にスポーツに親しむことのできる環境の整備を検討するにあたっては、こういった所管や目的を越えて連携を図り、検討する必要がある。ウォーキングやランニング、サイクリング等のスポーツ施設以外の場で実施されるスポーツに取り組みやすい環境の整備についても検討が進められることが望ましい。

既に長寿命化計画等の検討が進められている施設については、当該計画との整合を図らなければならないことに留意する必要がある。

⑧ PPP/PFIにより民間ノウハウの活用が見込まれる

社会教育調査によれば、社会体育施設の4割で指定管理者による管理が行われている。しかし、業務内容や契約内容等が制限されていることや、民間の経費削減や収益確保の努力が翌年度の予算削減につながること等、サービス水準の確保という本来の目的を果たすための指定管理者の管理運営能力が十分に発揮されていないなどの指摘もある。総務省が、平成22年に「指定管理者制度は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときに活用できる制度であり、個々の施設に対し、指定管理者制度を導入するかしないかを含め、幅広く

地方公共団体の自主性に委ねられている。」「公共サービスの水準の確保という要請を果たす最も適切なサービスの提供者を、議会の議決を経て指定するものであり、単なる価格競争による入札とは異なる。」(「指定管理者制度の運用について」(総行経第38号平成22年12月28日総務省自治行政局長))との見解を示しているように、指定管理者制度はサービスの向上を図るよう活用することが望ましい。

スポーツ施設については、既に民間事業者によるビジネスが成立していることも踏まえ、民間ノウハウを更に活用できるよう施設運用等における自由度を認めることにより、利用者に対するサービスの向上と財政負担の軽減を図ることが可能である。このため、ストック適正化の検討に当たっては、より運用の自由度の高い指定管理者制度やコンセッション方式等のPFIの導入等により、利用者に対するサービスの向上やコスト削減の可能性を検討すべきである。また、新規整備や改築の際には、施設の設計段階において、民間事業者へのヒアリング等により、どういったプログラムを提供するのか、そのために使いやすい施設とはどのような設計とすべきなのか、十分に検討しておく必要がある。

なお、公共施設において民間事業者が収益をあげられる場合は、官と民で適切に役割・責任とリスクを分担しながら適切にプロフィットシェアリングをする観点が重要である。このため、PPP/PFIを通じた民間ノウハウの活用によりサービスを向上して利用者を増やし、その収益を適切にプロフィットシェアリングすることで財政負担を軽減していくことが望ましい。

国民体育大会、全国障害者スポーツ大会など、大規模な競技大会の開催は、地域におけるスポーツへの関心を高め、スポーツを「する」「みる」「ささえる」機会となるものであると同時に、各地域の主要なスポーツ施設が整備される契機となることも多い。このような大規模な競技大会を契機に整備される施設は、当該競技大会のレベルに合わせた規模・仕様等が要求されるため、維持管理段階まで含めた財政負担が大きい一方、大会後に同様の競技レベルの大会等で継続的な利用を確保することは必ずしも容易ではなく、大会後の利活用が課題となる場合がある。なお、大会時には一部を仮設整備にて対応する等の弾力的な運用によ

⑨ 大規模スポーツ施設を地域の資産として大会後に有効活用するべきである

こうしたことを踏まえ、地方公共団体においては、今後、大規模な競技大会の会場としてスポーツ施設の整備を計画する場合、大会のみならず大会後の利活用も考慮し、地域の持続的成長に資する施設が効率的・効果的に整備されるよう、その要否も含め十分な検討をすべきである。また、過去に大規模な競技大会を契機として整備された施設の改修、運用改善等の機会においても、施設が地域のた

り、大会後の利活用をしやすくしたり、費用を削減する等の取組も見られる。

めに十分活用されるよう検討することが望ましい。

その際、本ガイドラインの参考資料である「ストック適正化における大規模スポーツ施設の基本的方向性」に示した、大会後の有効活用のポイントや、地域の資産となる施設を実現するための検討フローを参考にするとともに、検討結果を個別施設計画等に反映する必要がある。

また、上述のとおり、スポーツ庁では平成30年12月に「スタジアム・アリーナ改革ガイドブック<第2版>」を策定し、定期的に数千人、数万人の人々を集めるスポーツを「観る」ことを主な目的とした施設については、収益性の確保並びに建設コスト及び運営維持管理コストの最適化により、サステナブルな施設とするための基本的な考え方や具体的な検討事項等を示している。数千席の観客席を有するような施設のうち、こうしたスタジアム・アリーナに転換できるものについては、指針を踏まえた運用の変更等を行うことも考えられる。

・スタジアム・アリーナ改革ガイドブック(平成30年12月スポーツ庁・経済産業省)

http://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop02/list/detail/1411943.htm

4. ストック適正化計画の策定方法

(1) スポーツ施設の評価

本ガイドラインにおいて、以下の二つの評価が示されている。

1)1次評価

既存のスポーツ施設の性能を個別に把握し評価を行う。対象は社会体育施設(条例上で体育やスポーツを設置目的として設置される文教施設)となる。

2)2次評価

地域のスポーツ環境について方針を立て、それに基づいて1次評価の見直 しや代替施設の活用等、総合的なスポーツ環境の確保方針を策定する。2次 評価においては、住民に対する持続可能なスポーツの場の提供を目指すこと を前提として、学校開放やスポーツ部局以外の所管・近隣地方公共団体所管・ 民間等の施設も含んだ地域のスポーツ施設全体を対象として検討を行う。

(2) 計画策定の手順

スポーツ施設のストック適正化計画の策定の流れの概要は次の通りとなる。

1) 基本情報の把握(スポーツ施設の情報の一元化)

地方公共団体が保有するスポーツ施設の基本情報を収集・整理する。上位 計画である「公共施設等総合管理計画」や「公共施設白書」、固定資産台帳 等の既往資料がある場合には、それらの情報を活用することになる。

なお、学校体育施設、都市公園の運動施設、近隣地方公共団体のスポーツ施設及び民間スポーツ施設等の社会体育施設以外の地域スポーツ施設の情報も収集・整理する。

基本情報としての項目は次の通り示されている。

項目	細目(例)			
施設名称	施設名称、棟名称(複数の建築物がある施設の場合に必			
旭权石机	要)			
施設種別	施設種別(例:体育館、プール、グラウンド等)			
整備年	竣工年(年度)、供用開始年(年度)			
規模	階数、延床面積、建築面積			
構造	構造の種類(RC 造/SRC 造/S 造 等)			
競技数量及び附帯設備	競技可能な種目、面数、観覧収容人数			
別収数 単次 い附 市 取 加	屋内/屋外、照明の有無 等			
工事履歴	工事の内容、実施年(年度)、費用、設計・建設会社名等			
運営形態	直営、委託、指定管理者制度、PFI、包括管理 等			
その他の機能	地域防災計画上の位置づけ 等			

2) 施設の現況評価 (スポーツ施設の現況『見える化』)

地方公共団体が保有する個々のスポーツ施設について、安心・安全・快適な利用に必要となる施設の性能を把握するため、「安全性・機能性」、「耐震性」、「経済性」の分析に資する基礎情報(下記する収集項目の例示の表を参照)を収集・整理し、その状況に基づき、個別施設の方向性及び整備手法を検討し、その評価結果を取りまとめる。

施設の方向性及び整備手法の概要として次表が示されている。

方向性	整備手法	内容		
維持	長寿命化	計画的に改修等の保全を行い、現在の施設をより長		
水压 1 寸	交对叩化	く使用する。		
北羊	機能改修	経年劣化への対応を目的に回収する。		
改善 	耐震改修	地震に対する安全性向上を目的に改修する。		
	五動/曲 (7k效)	現状の施設を解体し、現地若しくは別の敷地に新た		
改廃	再整備(改築)	に施設を整備する。		
	廃止	施設を解体・撤去する。		

施設の方向性及び整備手法の検討フロー

安全性 機能性	経済性	施設の方向性	耐震性	施設の整備手法
良	\Rightarrow	維持	あり	長寿命化
及			なし	耐震改修
	良 	改善	なし	删長以修
/ L			あり	機能改修
力		改廃		再整備
	劣	以用	\Rightarrow	廃止

「安全性・機能性」に関する基礎情報の収集項目(例)

「女生性・機能性」に関する			EINTROPINST EIN (VII)	
項目		細目(例)		
安全性	経過年数	٠	竣工年からの経過年数	
	躯体の安全 性	•	躯体の劣化状況(剥離、ひび割れ等の損傷)	
	外被性能	•	屋根及び外壁等からの漏水の有無 屋根の劣化状況(勾配屋根材、防水材の劣化)	
		•	外壁材の劣化状況(剥離、落下の危険性の有 無)	
	空間性能		室空間に関する問題(広さ、高さ等)	
	(建築)	•	内装の劣化状況(天井、壁、床、建具等)	
			室内環境(空調、衛生、音、光)の状況	
機能性	室内環境性	•	附帯設備(トイレ、シャワー、更衣室等)の	
	能(電気・機		整備状況	
	械)	•	設備機器、配管等の劣化状況	
		•	運用に関する問題(設備の管理、運転等)	
	その他	•	バリアフリー対応の状況	
		•	省エネ対策の状況	
		•	災害対策の状況(避難スペース、備蓄、防災	
			設備、トイレ、シャワー、更衣室等)	
法令への適合状況		•	建築基準法: 特殊建築物等の定期調査報告	
			建築設備の定期調査報告	
			昇降機等の定期調査報告	
		•	消防法:消防用設備等点検の成果	
		•	電気事業法:自家用電気工作物の定期点検	
屋外スポーツ施設の状況		•	舗装の健全度(クレイ系、芝生、人工芝等)	

		・ 附帯施設の健全度(フェンス、スコアボード、
		ダグアウト、観覧席、外周壁等)
		・ 附帯設備の健全度(照明、散水、排水等の設
		備)
		・ 熱中症対策の状況(屋根、ひさし、木陰等の
		設置)
スポーツ施設の安全対策	施設の安全対策	・ 屋内スポーツフロアーの状況(すべり転倒、
		床板割れ、床金物の緩み等)
		・ 水泳プールの安全管理(飛び込み、溺水、排
		水口吸込事故等)
		・ 屋外スポーツコートの状況(平たん性の維持)
		・ 特定天井対策の状況
		・ AED 等の設置状況
	用具・器具の 安全対策 (参考)	・ 落下防止対策の状況(吊り下げ・壁面固定バ
		スケットゴール等)
		・ 移動防止対策の状況 (サッカーゴール等)
		・ 強化、防振対策の状況
	安全管理の	・ 安全管理マニュアルの整備及び周知徹底
	体制 (参考)	教育及び訓練の実施状況

「耐震性」に関する基礎情報の収集項目(例)

項目	細目(例)		
適合する耐震基準	・ 1981 年以前の耐震基準 (旧耐震基準)		
	・ 旧耐震基準による建築物である場合、診断の実施の有		
耐震診断	無		
	・ 診断結果から耐震改修の必要性の有無		
耐震改修	・ 耐震改修の実施の有無		

「経済性」に関する基礎情報の収集項目(例)

項目	細目(例)		
更新修繕費	今後の改修・建替えに係るコスト		
運営維持管理費	各種委託料 (清掃、設備管理、警備、法定点検等)、指定管		
(E) 作为 6 / 2 / 3 / 4 / 4 / 4 / 4 / 4 / 4 / 4 / 4 / 4	理料、PFI 運営管理料		
光熱水費・通信費 電気、ガス、水道、下水道、通信			
収入	スポーツ施設の利用料金、諸室等の利活用による収入、ネ		
42.7	ーミングライツ、広告収入等		

3) スポーツ施設の環境評価 (スポーツ施設の環境『見える化』)

地方公共団体のスポーツ施設全体の方針に基づき、施設の現況評価に加え、スポーツ施設の提供・利用等の視点から評価を行い、個別施設の基本方針を 定める。

① スポーツ施設に関する政策方針の検討

地方公共団体が保有するスポーツ施設全体の総合的な考え方や方針について検討する。総合計画や地方スポーツ推進計画、公共施設等総合管理計画等の地方公共団体が定める上位・関連計画に基づくとともに、人口動態(人口増減や年齢別人口の推移)、各種競技の取組状況、地方財政の状況等を踏まえ、地方公共団体としてのスポーツ施設全体の更新・運営維持管理等の政策・施策の方向性や方針を検討し定めることが必要である。

② スポーツ施設の環境に関する情報の収集・整理

地方公共団体が保有するスポーツ施設の環境に関する情報をスポーツ施設の利用・運営の側面から収集・整理する。収集・整理すべき情報として次表が示されている。各項目について、本ガイドラインに「解説」が記載されているが、その内容はこの節以降の議論においても重要な視点を示してくれているため、以下にその抜粋も記載している。

項目	細目 (例)	活用先	
利用状況	利用人数、稼働率		
	スポーツ環境に対する利用者・利用団体		
	等のニーズ・満足度		
ニーズ	性別、年齢及び障害の有無等の利用の特		
	性に配慮した利用者ニーズや施設を利用		
	していない住民等のニーズ		
競技種別	地域におけるスポーツの実施状況	政策優先度の検討	
	スポーツ施設の特殊性や希少性		
整備目的基準適合	施設の整備目的		
	施設で開催可能な大会基準等(全国大会、		
	地方大会、中高の大会等)		
防災	地域防災計画上の位置づけ(避難所、避難		
	場所、防災拠点等の指定)		

	スポーツ施設の誘致圏の状況 スポーツ施設の競技種別の地域別分布	政策優先度の検討
施設分布		個別施設計画にお
		ける総量コントロ
		ールや施設不足の
		解消の検討

(利用状況)

- ・ 延べ利用者数を日常的に把握する。団体利用の場合であっても、延べ利用者数を把握する必要がある。政策優先度の検討に当たっては、延べ利用者一人当たり維持管理費を算出し指標として用いてもよい。また、利用者の固定化等の実態を把握するために、実利用者数も併せて把握する。
- ・ 延べ利用者数及び実利用者数については、地域で求められているスポー ツ環境を各施設が提供できているか検証できるよう、できる限り性別、 年代、居住地域、障害の有無等、利用者属性を把握する。
- 施設の稼働率を把握する。稼働率は利用可能枠数を分母、利用枠数を分子とするなど、細かく把握する必要がある。個人でチケットを購入して利用するような水泳プールや陸上競技場等の個人利用時間については、稼働率による評価ではなく延べ利用者数で評価する必要がある。

(ニーズ)

- ・ 利用者、利用団体を対象に、スポーツ環境に対するニーズや満足度を利用者アンケート調査等により収集・整理する。
- ・ 性別、年齢及び障害の有無等の利用の特性に配慮した利用者ニーズについては、属性を踏まえて個別に収集・整理する。また、現在の施設利用者のニーズのみでなく、施設を利用していない住民等のニーズの把握にも留意する必要がある。

(競技種別)

- ・ 「3.4.1スポーツ施設に関する政策方針の検討」で策定した方針を踏ま え、地方公共団体におけるスポーツの実施状況等から、重点的にスポー ツ環境を整備すべき競技種別があるかどうか記載する。
- ・ また、所管する施設が圏域で1箇所しかないなど、特殊性や希少性の有無について記載する。

(整備目的/基準適合)

・ 施設の整備目的について、施設ごとに利用実態も踏まえつつ、一定規模

以上の大会等を開催する施設か、地域住民が日頃の運動のために利用する施設か(若しくはプロ興行を中心とした観るための施設か)等について検討する。

・ 大会等を開催する施設については、各施設で実施可能な大会について、 競技団体の定める基準との適合や開催実績を踏まえて収集・整理する。

(防災)

- ・ 地方公共団体で定めた地域防災計画に基づき、各施設が発災時にどのような役割を果たす必要があるのか、避難所、避難場所、防災拠点等の指定の状況について把握する。
- ・ これらの指定の状況に応じて、現在の施設が要求される防災機能を果た せる施設・設備等を有しているのかについて防災部局と協議を行い、今 後整備が必要な施設・設備等について確認を行う。

(利用圏域)

・ 利用状況において把握することとした利用者の居住地域に加え、施設利用時の記帳や利用者アンケート調査等により、移動距離や移動手段等を収集・整理し、各施設の誘致圏や利用実態を把握する。なお、調査が過大になる場合には一定期間を定めてサンプリング調査としてもよいが、代表性が担保できる十分なサンプルを取得することに留意することが必要である。

(施設分布)

・ 地方公共団体内の各地区のスポーツ施設の分布状況を把握する。競技種 別ごとに、利用可能な施設の過不足状況を整理する。

③ スポーツ施設の基本方針に関する検討【2次評価】

上記②で収集した情報をもとにスポーツ環境を評価する。そして、1次評価の「施設の方向性」にスポーツ環境の評価結果を加えて基本方針(下表を参照)を検討する。

基本方針	内容
(スポーツ施設とし ての)機能保持	現在の施設の機能を保持する。老朽化やそれに伴う
	維持管理費の増加に対応できるよう、計画的な対応
	方針を施設ごとに検討する。老朽化が激しいものに
	ついては建替再整備の時期や方法について検討す
	る。

₩目一 、1 - 3	将来的に維持管理し続けることができない施設につ
総量コントロール	いて、廃止や転用の時期、方法について検討する。
##☆!! マ あ ##	スポーツ施設が不足している状態である場合、利用
施設不足の解消 	可能なスポーツ施設を増やすことを目指す。

なお、基本方針の検討に当たっては、「政策優先度」を評価する。政策 優先度の評価基準として示されているのは次の通りである。

	評価基準(例)	評価
• 施設	利用が多い。	
• 現在	の施設利用者の満足度が高い。	
• 運営	や施設機能の向上により、大幅に利用状況が改善される見	
込み	がある。	
 障害 	者スポーツが盛んに行われている。	古
 圏域 	にそのスポーツの実施場所がなく、希少性が高い。	高
 整備 	目的が明確で、目的に合致した利用が継続的に行われてい	
る。		
 地域 	防災計画において、災害拠点や避難施設としての指定され	
てお	り、代替できる施設がない。	
• 施設	利用が少ない。	
• 現在	の施設利用者の満足度が低い。	
• 特定	の団体が利用し、実利用者が少ない。	
• 周辺	の人口動態等を踏まえると、運営や施設機能の向上を図っ	
ても	利用状況の改善の見込みがない。	低
 整備 	目的や施設内容と利用実態が整合していない。	1124
• 学校	開放等の既存施設の活用により、現在の利用を代替できる。	
 地域 	防災計画において、災害拠点や避難施設としての指定され	
てい	ない。若しくは、指定されているが、近隣に代替できる施	
設が	ある。	

政策優先度を加味して、基本方針を検討する流れは次の通りである。

1 次評価	政策優先度	2 次評価
維持	_	機能保持
改善	高	機能保持
以普	低	総量コントロール

改廃	高	機能保持(建替再整 備)		
	低	総量コントロール		

- ※ 既存施設の有効活用等十分検討した上で、政策優先度を満足できない場合に 財政状況も勘案した上で「施設不足の解消」の選択を判断する。
- ※ 基本方針を「機能保持」とした施設であっても、地方公共団体の財政状況により、維持可能な財源確保が困難と判断された場合は、「経済性」の低い施設を優先に「総量コントロール」へ移行することができる。

4) 個別施設計画の検討

スポーツ施設の基本計画に基づき、個別施設に適用可能な手法及び今後の 行動計画を検討し、個別施設計画として取りまとめる。2次評価の結果に基 づいた施設単位ごとに適用可能な手法は、次表の通りである。

① スポーツ施設としての機能保持

手法	内容	解説
財源の確保	地方公共団体の財源以外での財源を確保する。	 ・民間のノウハウが最大限発揮されるような自由度の高い指定管理制度・コンセッションを導入し、施設の収益性を高め、その収益を投資して施設の維持管理や機能更新を図る。 ・施設の利用料金の見直しや、施設の維持管理に充当する寄附や基金の設置等を行う。
維持管理の効率化	効率的な運営方法や管 理方法を取り入れる。	・ 指定管理者や包括管理委託等により、 民間のノウハウによる効率的な管理 運営を図る。・ 予約システムや窓口業務のIT化、施設 管理のIT化による光熱水費等の削減 を図る。
長寿命化 (計画的保全)	建物の耐用年数を定め、 その期間適切な施設の 保全が行われるよう計 画的な対応を行う。	・保全計画の策定等により保全に関する業務の効率化を図る。・事故等の施設に起因するリスクを回避する(予防保全)。・保全コストの平準化により、計画的・

		効率的な保全を実現し、ライフサイク
		ルコスト(LCC)の削減を図る。
		・ 施設の構造体、仕上げ、設備等の経年
		劣化に対応した改修を行う。
		・ 設備システムや附帯設備(トイレ、シ
		ャワー、更衣室等)等の陳腐化、利用
機能改修	経年劣化や社会的劣化	者ニーズの変化への対応等、社会的劣
1XILLUX III	に対応した改修を行う。	化へ対応するための改修を行う。
		・ 改修に当たっては施設の運営者のニ
		ーズを十分に把握し、利用者数や利用
		料金等による収入の増加を想定した
		適切な投資を行う。
	建物の耐震性を確保す	・ 現行の耐震基準に対する耐震性能を
耐震改修		満たしていない施設について、耐震改
るために改修を行う。	修を行う。	
		・ 老朽化が進んでいるが政策優先度の
		高い施設については、建替再整備を行
		う。
		· この際、PPP/PFIなどの民間資金を活
	 同等の機能を有する施	用した事業スキームの検討、将来の人
建替再整備		口や財政見通しを踏まえランニング
	設を整備する。	コストを想定した持続的な施設設計、
		運営者の収益性の確保が期待できる
		使いやすい施設内容検討等を通じ、将
		来にわたって適切なストックとなる
		よう十分に検討を行う。

^{※ 「}長寿命化」、「機能改修」、「耐震改修」は、1次評価の「施設の方向性」の結果に 基づき選択する。

② 総量コントロール

手法	内容		角军記兑
		•	同種の施設があり、利用状況や立地を
集約化	既存の同種の施設を統		踏まえて、一つに集約した場合でも、
	合する。		利用者ニーズを満たすことができる
			等、集約化の可能性がある場合には積

		極的に集約化を図る。
		・ 将来の維持管理の財源確保が難しい
		場合には、同種の施設の集約化を図り
		つつ、集約化した施設の運営改善や機
		能更新により、スポーツ環境の質の低
		下を最小限にするよう配慮する。
		・ 文教施設等、周辺の公共施設の改築な
		どとあわせて、複合化を図る。
		・ スポーツ施設とは異なる機能を含ん
	 スポーツ施設以外の施	だ施設になるため、複合する施設の事
複合化	設の機能を有した施設	業所管部局や財政部局等と調整する。
	と複合化する。	・複合化に際しても、集約化や建替再整
		備と同様に、スポーツ環境の質の確保
		や将来にわたって適切なストックと
		なるよう計画する視点が重要である。
		スポーツ施設として維持していく優
	施設を改修し、他の施設として利用する。	先度が著しく低く、改修しても利用の
		見込みが低い場合等で、周辺でスポー
用途転用		ツ以外の機能が強く要請されている
71470		場合には、用途転用を検討する。
		・ 転用用途の所管部局や財政部局等と
		調整する。
		スポーツ施設として維持していく優
		先度が著しく低く、改修しても利用の
廃止	施設を解体・撤去する。	見込みが低い場合等で、用途転用の必
//6.11.		要性もない場合には、廃止を検討す
		る。
		∨ ∘

[※] 個別施設の方向性が「改善」となった施設について、「利用圏域」や「施設分布」等に基づく地域性(必要性やニーズ等)を勘案し、集約化・複合化・用途転用の可能性がない場合は、改修費をかけずに「廃止」とする。

③ 施設不足の解消

手法	内容	解説
地方公共団	地方公共団体内の学校	・ 不足しているスポーツ施設の種別、種
体内の代替	体育施設や公民館等の	目、規模等を確認する。

	T		
施設の活用	スポーツに活用できる	•	不足するスポーツ施設の代替となり
	施設、大学や民間のスポ		得る施設がどこにあるかを確認する。
	ーツ施設等を、スポーツ	•	学校体育施設を社会体育施設として
	環境として活用する。		管理を外部化し、授業や部活動の利用
			を優先したうえで、一般利用に開放す
			る等、学校開放を最大限活用する。
		•	公民館などをスポーツ環境として活
			用するには、施設の所管部局と調整の
			上、情報の一元化や予約システムの一
			体化等により利用を促進する等が考
			えられる。
			民間のスポーツ施設を代替施設とし
			て活用する場合は、民間施設の管理者
			と調整する。例えば、施設の維持管理
			経費と比較して、民間施設の利用促進
			を行った方が効率的である場合など
			は、利用券の配布等を行うことも考え
			られる。
		•	不足しているスポーツ施設の種類、規
			模等を確認する。
			不足するスポーツ施設の代替となり
			得る施設がどこにあるかを確認する。
	隣接する地方公共団体 の施設や民間施設を、一		代替施設となる施設の管理者と調整
地方公共団			する。
体外の代替	般市民のスポーツ施設		近隣の地方公共団体が所有・運営する
施設の活用	の環境として活用する。		スポーツ施設の基本情報を共有し、広
	CONTROL O CILITITY DO		域的に連携してスポーツ施設を活用
			する方策を検討する。例えば、協定の
			締結や市民利用料金の相互適用等が
		_	考えられる。 不足しているスポーツ施設の種類、規
		•	
新規整備			模等を確認し、既存施設や代替施設の
	新たに施設を整備する。		活用を図っても適切なスポーツ環境を提供できないことが明らかである。
			を提供できないことが明らかである
			場合には、新規整備を検討する。
		•	この際、PPP/PFIなどの民間資金を活

用した事業スキームの検討、ランニン グコストを想定し将来の人口や財政 見通しを踏まえた持続的な施設設計、 運営者の収益性の確保が期待できる 使いやすい施設内容検討等を通じ、将 来にわたって適切なストックとなる よう十分に検討を行う。

※ 「利用圏域」や「施設分布」等に基づく地域性を勘案し、代替施設となり得る施設 が周辺に存在しない場合や代替施設を活用しても不足する場合は、「新規整備」を 検討する。

5. 大田区の対応方針

本項の最初に記載した通り、「本計画」の中で、基本目標 4「スポーツ健康都市を支える基盤の整備」の施策方針 4.3「公共スポーツ施設の維持・管理」の推進施策 2)「ストック適正化ガイドラインに沿った検討」として推進施策のひとつとして掲げられている。

このため、「本計画」の推進主体であるスポーツ推進課にヒアリングを実施し、 本ガイドラインの内容をどう捉えて、どのように対応していくのか、そして、そ の対応の進捗状況について質問した。スポーツ推進課からの回答は次の通りで ある(文書での回答をそのまま記載する)。

国の「スポーツ施設のストック適正化ガイドライン」では、「地方公共団体で策定 している公共施設総合管理計画」と整合性を図る必要があると示されています。

現在、区は公共施設全体について、総合的かつ計画的な管理を行っていくため、基本的枠組みを示すことを目的に、「大田区公共施設白書」、「大田区公共施設適正配置方針」、「大田区公共施設等のマネジメント今後の取り組み」、「大田区公共施設等総合管理計画」を掲げております。

その中で、施設別の適正配置方針が、以下の通り示されております。

- 1点目、スポーツ施設としては、施設が大森蒲田地域に偏在しているため、調布地域の区民が利用しやすい施設の整備に取り組みます。
- 2点目、区内の人口分布や推計及び施設の配置状況等を総合的に判断し整備を進めます。

スポーツ推進課としては、国の「スポーツ施設のストック適正化ガイドライン」の

考え方を踏まえ、区の上位計画との整合性を図り、大田区スポーツ推進計画の中で、 ガイドラインに沿った区のスポーツ施設のストック適正化を進めています。

現在、検討の進捗は、関係部局と連携し、中長期的な公共スポーツ施設の保全・整備計画、身近な場所でスポーツの実施につなげられる環境整備、区が有する資源を有効に活用するなどを推進しています。

(指摘 No. 5)

「本計画」の中の基本目標 4「スポーツ健康都市を支える基盤の整備」の施策方針 4.3「公共スポーツ施設の維持・管理」の推進施策 2)「ストック適正化ガイドラインに沿った検討」は、第 2 項の 1「大田区スポーツ推進審議会による検証・評価」の表では、部局名が施設整備課となっている。施設の老朽化や安全性等のハード面での検討については、施設整備課が主体とならざるを得ないが、本ガイドラインの趣旨を鑑みるに、スポーツという観点からの検討が中心となった指針であるため、スポーツ推進課が主体となって進めていくべき施策であると考える。

(指摘 No. 6)

区の対応方針として、上記のスポーツ推進課からの回答では、「大田区スポーツ推進計画の中で、ガイドラインに沿った区のスポーツ施設のストック適正化を進めて」おり、その進捗として、「関係部局と連携し、中長期的な公共スポーツ施設の保全・整備計画、身近な場所でスポーツの実施につなげられる環境整備、区が有する資源を有効に活用するなどを推進して」いるとある。

しかしながら、審議会や庁内検討会の議事録を見ても、そのような進捗を確認 することはできず、スポーツ推進課に対するヒアリングの中でも本ガイドライ ンへの対応が十分には進んでいないとの印象を持った。

本項の最初でも記載したように、本ガイドラインの考え方は、スポーツ施設の維持・修繕等のハードとしての管理手法だけではなく、スポーツの推進全体にとっても、非常に重要な考え方を示唆してくれていると考えられるため、十分な対応を図ることが必要なものと考える。

なお、大田区では、「大田区公共施設白書」、「大田区公共施設適正配置方針」、「大田区公共施設等のマネジメント今後の取り組み」の 3 つをまとめて「大田区公共施設等総合管理計画」として計画の推進を進めているところであるが、そこで対象となっているスポーツ施設は「運動等施設」として分類された、①大田区総合体育館、②大森スポーツセンター、③大田スタジアム、④平和島公園水泳場、⑤東調布公園水泳場、⑥萩中公園水泳場、⑦平和の森公園弓道場の 7 施設である(令和元年にリニューアルオープンした大田区青少年交流センターの前身

である平和島ユースセンターは「区民利用その他施設」に分類されている)。

大田区のスポーツ施設としては、この他に大田区青少年交流センターや野球場等の河川敷及び公園内のスポーツ施設が存在し、本ガイドラインでは、さらに、隣接する地方公共団体のスポーツ施設や民間のスポーツ施設をも検討の対象として計画を策定することを求めている。また、本ガイドラインでは、スポーツ施設の特徴を明確にし、ストック適正化の検討に当たって、それらの特徴を踏まえた上で検討することを求めている。

「大田区公共施設等総合管理計画」の策定においては、このような観点が十分には考慮されておらず、スポーツ推進という視点からは「大田区公共施設等総合管理計画」における「運動等施設」としての検討だけでは不十分であり、本ガイドラインに沿った検討を行うことが必要なものと考える。

スポーツ推進課との議論の中で「大田区公共施設等総合管理計画」の推進だけで十分であるような考えがあるような印象も受けたが、本ガイドラインの適用は「本計画」の推進施策に掲げられているものであるため、本ガイドラインに対する区の方針を明確に設定し、必要に応じて検討又は作業部会を立ち上げて、その進捗状況を審議会も検証・評価できるような体制を構築することが必要である。

第4項 スポーツコミッション

1. 概要

スポーツコミッションについては、スポーツ推進課によれば、現状では事業化も何らの財政支出もないが、「本計画」において、基本目標 2「スポーツを通じた地域の活力づくり」の中で「地域スポーツコミッション機能の整備」が掲げられており、前項の「スポーツ施設のストック適正化ガイドライン」と同様に「本計画」の推進にとって重要な位置付けと考えられるため、この節で取り上げている。

2. スポーツコミッションとは

(1) スポーツ庁の説明

スポーツコミッションについて、スポーツ庁では、次のように説明されている。 「スポーツと、景観・環境・文化などの地域資源を掛け合わせ、戦略的に活用することで、まちづくりや地域活性化につなげる取組が全国で進められています。例えば、スポーツへの参加や観戦を目的とした旅行や、スポーツと観光 を組み合わせた取組である『スポーツツーリズム』、域外から参加者を呼び込む『地域スポーツ大会・イベントの開催』、国内外の大規模な『スポーツ大会の誘致』、プロチームや大学などの『スポーツ合宿・キャンプの誘致』などが、代表的な取組です。」

「各地でこれらの取組を推進しているのが、地方公共団体とスポーツ団体・ 観光産業などの民間企業が一体となって組織された『地域スポーツコミッショ ン』です。スポーツを通じた地域振興の、まさに中心的存在として活動してい ます。」



」 (スポーツ庁ホームページより)

(2) 大田区スポーツ推進計画(改定版)の説明

「本計画」でも、スポーツコミッションは、「スポーツツーリズムやスポーツ <u>を通じた地域活性化の推進主体</u>である地域スポーツコミッション」と引用されている。

ちなみに、同計画で注記されているスポーツコミッションの説明は以下の通りである。

「スポーツコミッションとは、スポーツ関連団体をはじめ、地域の多様な団体が連携・協働することで、スポーツ大会や合宿の誘致、スポーツツーリズムの商品化など、スポーツ都市としてのプロモーションをおこなうことで地域の活性化を目指す組織体、または活動のこと。」

(3) スポーツツーリズムの意味・概況等

上記の通りスポーツツーリズムは、「スポーツへの参加や観戦を目的とした旅行や、スポーツと観光を組み合わせた取組」と定義され、一方、スポーツコミッションは、スポーツツーリズムの推進主体と位置付けられている。

スポーツコミッションは、スポーツツーリズムとの関連で取り上げられることが多いので、以下では、スポーツツーリズムについて紹介する。

1) 観光とスポーツの融合

スポーツツーリズムは、国土交通省・観光庁では観光立国戦略の一環として、文部科学省ではスポーツ立国戦略の一環として、平成22年頃から注目されるようになった。

2) 産業としてのスポーツツーリズム

欧米では1980年代から注目されていた旅行形態で、UNWTO(国連世界観光機関)によれば、平成20年の時点で、世界の観光産業の10%を占め、約60兆円の規模を誇り、年6%の成長をみせているという。

一方、国内におけるスポーツツーリズムの需要については、インターネット調査会社のマクロミルと三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社が平成26年に共同で行った調査があるが(中学生を除く15歳から69歳のマクロミル専用調査パネルに対し行い男女同数の計2千名の回答を得た)、回答者の約半数(50.5%)が、スポーツを目的とした旅行・観光に行った経験があると答えている。

その内訳は、スポーツの観戦(42.0%)、スポーツの体験・実施(30.0%)、スポーツ大会・協議会への参加(27.8%)、家族や友人の応援(26.2%)で、これまでに経験したスポーツ種目としては、野球が最も多く、スキー・スノーボード、サッカー・フットサル、テニスが続く。

つまり国内においても、スポーツツーリズムの需要は高く、スポーツツー リズムは、重要な産業として期待が寄せられている。

国外に目を向けると、日本にとってスポーツツーリズムの有望なインバウンド市場はアジアであるが、かつての日本人がそうであったように、初めて日本を観光旅行で訪問して、通り一遍の周遊観光を体験したアジア人リピーターが、今後は、体験や交流に重きを置いたエコツーリズム、医療ツーリズム、そしてスポーツツーリズムのようなテーマ性のある「スペシャル・インタレスト・ツーリズム」に移行し始めているといわれている(原田宗彦著「スポーツ都市戦略」(平成28年3月17日学芸出版社発行)より)。

したがって、今後は益々、国・自治体を含め、産業としてのスポーツツー リズムを重視した施策が推進されていくことになろう。

3) 地域活性化策としてのスポーツツーリズム

スポーツツーリズムを巡る状況は概ね以上の通りであるが、スポーツツーリズムが注目され始めた当時に遡ると、まず平成21年に、スポーツによるまちづくりや地域活性化に関する調査研究等を行うことを目的とした「一般財団法人日本スポーツコミッション(SCI)」が設立された。

翌平成22年5月には、観光庁にスポーツツーリズム推進連絡会議が設置され、平成24年3月に策定された観光立国推進基本計画では、施策の一つとして、「スポーツツーリズムの推進」が挙げられ、スポーツツーリズムによる地域の活性化に関する内容が盛り込まれた。

そして、平成29年3月にスポーツ庁が策定した「第2期スポーツ基本計画」でも、「スポーツを通じた地域活性化」の中で、「スポーツの成長産業化」の取組としてスポーツツーリズムが挙げられるとともに、施策目標として、スポーツツーリズムの活性化と、地域スポーツコミッションの設立促進が挙げられた。

そして、スポーツ庁は、全国の地域スポーツコミッションの設置数を、平成29年1月現在の56から170(平成33年(令和3年))に拡大するという数値目標を設定した。

4) 「第2期スポーツ基本計画」後の経過

「第2期スポーツ基本計画」後の経過をいうと、スポーツ庁は、平成29年6月に「アウトドアスポーツ推進宣言」を発表し、アウトドアスポーツの推進によって人々のライフスタイルを豊かに健康的にし、地域や産業を活性化させ、訪日外国人によって地域を世界につなげることを宣言した。

同年8月からは「スポーツツーリズム需要拡大のための官民連携協議会」を開催し、スポーツツーリズムに関わる消費者調査を行い、平成30年3月に「スポーツツーリズム需要拡大戦略」を公表して、「スポーツ庁はこの戦略を地方公共団体や地域スポーツコミッション、関連企業等と連携し推進して参ります」と宣言した。

戦略の中では、従来から推進されてきたスポーツイベント(参加型・観戦型)の開催・誘致、スポーツチーム・団体の合宿・キャンプ誘致、プロスポーツ・トップチーム等の観戦による誘客に加えて、アウトドアスポーツツーリズムと武道ツーリズムの2つが新規重点テーマに掲げられた。

3. 大田区の地域スポーツコミッション

(1) 地域スポーツコミッションの役割

例えば、羽田空港に近接するという大田区の立地を生かして、国外の大規模なスポーツ大会を誘致するとした場合、事前に各種スポーツ団体に対する誘致支援活動を行うことから始まり、会場の確保・調整、行政機関への調整、主催・共済イベントや広報宣伝活動等、誘致する仕組みを動かす専門の組織と人材が必要となる。

その役割を担うのが地域のスポーツコミッションである。

大規模な大会やイベントを開催するためには、利用できる大規模施設が必要不可欠であり、そのような大規模施設を保有しているのは自治体である。したがって、自治体の協力なしでは誘致・開催は不可能であり、大田区も地域の自治体としてその一翼を担っている。

(2) 国の促進計画との関係

上記の通り、国(スポーツ庁)は、「第2期スポーツ基本計画」で、地域スポーツコミッションの設立を促進すべく、全国の地域スポーツコミッションの設置数を、平成29年1月現在の56から170(平成33年(令和3年))に拡大することを目指しているが、大田区内では既に設置されている。

スポーツ庁の調査によると、令和元年10月段階で、全国に118の地域スポーツコミッションの存在が確認できているとして、下記の通り「地域スポーツコミッション一覧」を公表しているが、その中の「活動エリア」に大田区が、「組織名」として「一般社団法人 おおたスポーツコミッション」が確認できる(東京都では大田区のみ)。

記

■全国の地域スポーツコミッション所在状況(令和元年10月段階)

4-111	. 12 \	·	•		\	四六
地域ス	π $ \cdot$	/ ¬ ¬	111	ノコ	·/—	1
	7 /	_	· / •		~	死。

令和元年10月現在

以下の4要件に合致した活動を行っている組織を、地域スポーツコミッション推進組織として 集約。

- ≪要件1≫常設の組織であり、年間を通じて活動を行っている。 (時限の組織を除く)
- ≪要件2≫スポーツツーリズムの推進、イベントの開催、大会や合宿・キャンプの誘致など、スポーツと地域資源を掛け合せたまちづくり・地域活性化を主要な活動の一つとしている。
- ≪要件3≫地方自治体、スポーツ団体、民間企業(観光産業、スポーツ産業)等が一体となり組織を形成、または協働して活動を行っている。
- ≪要件4≫特定の大会・イベントの開催及びその付帯事業に特化せず、スポーツによる地域活性化に向けた幅広い活動を行っている。
- ※構成員の常勤・兼務は問わない。※上記の要件を備えていれば必ずしも、組織名称は問わない。

都道府県名	活動エリア	組織名		
埼玉県	さいたま市	一般社団法人 さいたまスポーツコミッション		
千葉県	木更津市	きさらづスポーツコミッション		
	芝山町	特定非営利活動法人 成田臨空スポーツ文化推進ネットワーク		

	銚子市	特定非営利活動法人 銚子スポーツコミュニティー		
	成田市	一般社団法人 成田スポーツコミッション		
	鴨川市	一般社団法人 ウェルネスポーツ鴨川		
東京都	大田区	一般社団法人 おおたスポーツコミッション		
新潟県	新潟市	新潟市文化・スポーツコミッション		
	十日町市	十日町市スポーツコミッション		
	佐渡市	一般財団法人 佐渡市スポーツ協会		

(スポーツ庁ホームページより。ただし、118地域のうち一部を抜粋)

一般社団法人おおたスポーツコミッション

---【コミッション概要】

構成組織:東京商工会議所大田支部・大田区スポーツ協会・大田観光協会・青年会議所

・おおた地域スポーツネットワーク・㈱ジェイコム大田

設立年次:2017年12月

SC特徴:東京大田区を活動基盤に区内に点在するスポーツ資源の機能を高め官民挙げ

てそれらをコーデイネーション(繋げる・リエゾンさせる)するプラットフオームとして活動

HP: http://otasc.tokyo

【主な取組】

①おおた企業スポーツ祭り

●企業の健康経営実践を自治体や地域スポーツクラブがサポートすることを通して地域の活性化と参加企業従業員にスポーツの場を提供した事業モデルで、地元企業と行政・地域スポーツクラブが三位一体となって運営した企業対抗運動会としてのスポーツイベント、これを契機に企業内で継続的な運動実践が行われている。

②おおた障がい者運動会

● 障がい者本人・家族、施設、地域住民・団体、行政が一体となり、同じ地域での障がいがある方とない方が 言葉を超えてコミュニケーションできる機会をスポーツを通して創出し、大田区から障がいがあるなし係わらず共同し て運動を行える環境整備を行い、イベント後月一回継続的に運動のできる場を創出している。

③第13回全国スポーツクラブ会議開催

●総合型スポーツクラブが創る「地域共生社会」の実現をテーマに、1年に一度全国のクラブが結集し、今回 580人の参加で研修と研鑽及び懇親・情報交換を行った。地方のクラブが普段接触できない企業や団体のPRア・スを展開しビジネスチャンスも創出。大田区からはMICE第一号案件として評価され、経済波及効果として全国レベルで18千万円、東京レベルで12千万円の効果を生んだ。

④おおた健康応援ウイーク

● 全国スポーツクラブコミッション・おおたスポーツコミッションとイトーヨーカドー大森店との連携で、区民の健康増進を応援する企画として、イトーヨーカドー店舗内で企業・地域・行政が連携協働したイベントで、来店客を中心に基本体力測定会、かけっご測定会、ダンスパフオーマンス等を開催し、今後継続的に地域のスポーツイベントを店舗内で開催することになった。



写真機様・一般計画は 1 おおとでだっておめない

(スポーツ庁 全国の地域スポーツコミッション活動概況(令和元年10月段階)より)

(3) 大田区スポーツ推進計画(改定版)における施策の位置付け

「本計画」では、国の「方針を受け、大田区においても、スポーツを都市戦略の重要な要素として位置づけ、他都市に先駆けて『スポーツによる地域・経済の活性化』をスポーツ推進計画の基本目標の一つに掲げ、積極的に関連施策を展開する」とされ、施策の体系一覧において、4つの基本目標のうちの基本目標2として、「スポーツを通じた地域の活力づくり」を定め、次のように「地域スポーツコミッション」を位置付けている。

施策方針

推進施策

2.1 スポーツコミッションなどによる交流人口の拡大

- 1) みるスポーツの振興
- 2) 地域スポーツコミッション機能の整備

「本計画」に、「他都市に先駆けて『スポーツによる地域・経済の活性化』をスポーツ推進計画の基本目標の一つに掲げた」との記載の趣旨が、大田区が地域スポーツコミッションとして機能することの宣言であれば、実際、令和元年 10 月段階で、全国に 118 確認できているという地域スポーツコミッションとしては、東京都の中では唯一となっている。

(4) 全国の地方自治体の動き

ここで地方自治体の動きに目を転じると、地方自治体では、観光を基幹産業に しようとする国レベルの動きとともに、スポーツが地域の活性化と経済的効果 をもたらす優先順位の高い行政課題として認識されるようになったといわれて いる(元々、教育行政の一環として行われてきたスポーツ振興が教育から切り離 されたことも大きい)。

その中で、スポーツ振興が「まちづくり」や「都市経営」といったより普遍的な政策課題と合体して条例化された例として、「21世紀出雲スポーツのまちづくり条例」(平成 18 年)が先駆けとなり、その後、「埼玉県スポーツ振興のまちづくり条例」(平成 21 年)、「東松山市スポーツ振興のまちづくり条例」(平成 21 年)、「さいたまスポーツ振興のまちづくり条例」(平成 22 年)、「下関市スポーツ振興のまちづくり条例」(平成 22 年)、「東松山市スポーツ振興のまちづくり条例」(平成 23 年)が施行された。条例の中身は若干異なるものの、スポーツの大きな役割として、「地域・経済の活性化」を掲げる自治体もあり、例えば、出雲市は、前文の中で、「大型スポーツイベントの誘致・開催は、市民の日常生活に大きな刺激を与えるとともに、観光ビジネス等地域経済の発展に重要な役割を果たしつつある」と地域経済への貢献に対し、スポーツに明確な役割を求めている。

東京 2020 年大会の開催が決まって以来、外国チームの事前合宿(トレーニングキャンプ)の誘致を含め、自治体の関心が高まり、多くの自治体がスポーツイベントや合宿等の誘致を専門に行う地域スポーツコミッションの設立に動き出したという。その結果、「第2期スポーツ基本計画」において、<u>平成29年1月現在56</u>と公表されていた全国の地域スポーツコミッションの設置数は、上記の通り令和元年10月段階で、全国に118と公表されている。

(5) 東京2020大会後の課題

自治体は、中・小規模のスポーツイベントや合宿で使えるスタジアム、体育館、テニスコート、武道館等多くの施設を有している。地方に行けば、マラソンやサイクリング、ウォーキングのイベント会場として使える道路や林道、海、山、川、森といったアウトドアスポーツの資源を有している。前掲「スポーツ都市戦略」によれば、要は地域に眠るこれらの資源をどのように活用するかを、1日24時間考え続ける専従のスタッフがいるかどうか、もしくはスポーツコミッションのような部署があるかどうかが重要とされている。

なお、この間の観光庁やスポーツ庁における地域スポーツコミッションの設立を後押しする動きについていうと、観光庁は、平成25年度に、札幌市(観光文化局スポーツ課)、青森市(教育庁スポーツ健康課)、新潟市(新潟文化・スポーツコミッション)等の事例を対象にスポーツコミッションの設立のための調査事業を実施し、さらに、平成27年度には、文部科学省が地域スポーツコミッションによる「スポーツによる地域活性化事業(新規)」を実施し、これに呼応するように、北海道上富良野町の十勝岳スポーツコミッションや、岡山県美作市の美作の国が立ち上がったが、今後は、補助金のような外発的な力の利用だけでなく、それを呼び水とした内発的力による組織作りが重要になると指摘されている(前掲「スポーツ都市戦略」より)。

財政的支援については、「第2期スポーツ基本計画」では、「スポーツを通じた地域活性化」の中で、「地域における様々なスポーツ関連組織の中には、補助金等に依存しない経営的に自立した事業体が生まれてきている」とした上で、具体的施策として、「国は、国内外の『経営的に自立したスポーツ関連組織』について、収益モデルや経営形態、発展経緯等を調査研究し、その成果を普及啓発することで、都道府県・市区町村の体育協会、総合型クラブ及び地域スポーツコミッション等においてプロスポーツや企業との連携等による収益事業の拡大を図り、スポーツによる地域活性化を持続的に実現できる体制を構築する」とされている。

4. スポーツコミッションの組織形態

(1) アメリカの例

参考までに、アメリカのスポーツコミッションの大部分は、「全米スポーツコミッション協会(NASC)に加入しており、前掲「スポーツ都市戦略」によると、2015年(平成27年)の会員数は727であると報告されている。

そのうちスポーツコミッションの名称を用いる組織は77で、全体の10.6%を 占める。 組織形態は、①「独立した非営利企業」、②「行政機関(市、郡、州)」、③「コンベンション&ビジターズ・ビューロー(CVB)」(自治体や民間企業が中心となって国内外からの観光客や会議・イベント・展示会等を誘致する)のいずれかの形態に分類され、組織で働く職員の数は5名程度から150名程度と規模も大小様々であるという。

(2) 日本の例及び大田区の例

これに対して、日本のスポーツコミッションは、市が設置するもの、県が設置するもの、さらには関西広域連合等、広域連携タイプがあるようであるが、スポーツ庁が自治体との関係でスポーツコミッションと認める要件は、「地方自治体とスポーツ団体、民間企業(観光産業、スポーツ産業)等が一体となり組織を形成、または協働して活動を行っている」(要件3)というものである。

この点からすると、一般社団法人おおたスポーツコミッションは、そのホームページを見る限り、代表者が大田区スポーツ推進審議会の委員や大田区の地域スポーツクラブの代表を勤めているという意味での関わりは認められるが、その他の関わりは認められず、スポーツ推進課に照会しても大田区が財政的支援を行っている訳でもなく関係ないとのことであるから、経済的組織的一体性はないのではないか。その意味では、「協働して活動を行っている」という程度の連携といえる。

5. 大田区の施策について

(1) 施策の内容

既述の通り大田区は、「本計画」において、「スポーツを通じた地域の活力づくり」を4つの基本目標のうちの2番目(基本目標2)に定め、その中で、スポーツコミッション等による交流人口の拡大と、地域スポーツコミッション機能の整備を施策の方針及び推進施策に掲げた。

このうち<u>地域スポーツコミッション機能の整備</u>については、スポーツ大会の誘致やイベント開催を行うためには、民間の力で各産業どうしの資源をつなぐことが重要であるとして、区は、各課の連携を有効に活用することで地域スポーツコミッション機能の整備をすると述べている。

いささか抽象的であるが、この意味は、大田区総合体育館等の区内の主要なスポーツ施設を所管するスポーツ推進課はもとより観光課等の関係部局が、地域スポーツコミッション機能の趣旨を理解して、区の対応体制を整備するという意味と理解される。

「本計画」では、上記に続けて、「検討の方向性」として、全国・国際レベル

の大会誘致や、国内外からの来訪者へ新スポーツ健康ゾーンや多摩川河川敷等を紹介しスポーツ機会を提供することで、大田区の魅力を発信する、さらに区内の多様な宿泊施設(民泊を含む)と連携した大会誘致・受入体制づくり、スポーツ団体や主要な施設の責任者、商店街、産業関連団体との連携体制の検討が挙げられている。

このうち国内外からの来訪者へ新スポーツ健康ゾーン等を紹介するという意味合いは、都内にありながら豊かな自然環境に恵まれ、羽田空港にも近いという立地を生かして、スポーツツーリズムによってアウトドアスポーツを楽しみたい来訪者を国内外から誘客し、体験型スポーツを楽しんでもらうために、周辺施設を管理する指定管理者や周辺の商店街関係者等を含め官民協働するという趣旨と理解される。

新スポーツ健康ゾーン内の施設には、公共交通機関によるアクセスの利便性に欠けるものもあるため、余程魅力的な環境やスポーツ種目・施設をアピールする必要があると思われるが、その点は、スポーツ推進課が推進するスポーツ推進広報事業の課題とも重なる。

大会誘致については、大森スポーツセンターの視察時に、ブラジルの女子ハンドボール選手が合宿を行う旨が掲示板で告知されていたことから、誘致活動が活発に行われていることが読み取れた。

(意見No. 2)

大田区におけるスポーツコミッションについては、大田区が設置主体となって組織を立ち上げ事業化したという経緯はなく、現状では、民間業者や関係団体等と協働するだけで補助金等の財政支出はない。

しかしながら、「本計画」において「地域スポーツコミッション機能の整備」が推進施策として謳われており、また、スポーツツーリズムやスポーツコミッションの地域における重要性は今後、益々増大することが想定されるため、区の関係部局がその重要性を認識し、「地域スポーツコミッション機能の整備」のための関与の仕方等を検討していくことが必要であると考える。

6. 活動例の紹介

スポーツコミッションは元々、地方都市における町起こしに活用されていたという印象があるが、今後は益々、大田区においてもスポーツによる都市戦略として活用されていくであろうことから、最後に、①スポーツ庁の平成27年度のスポーツによるまちづくり・地域活性化活動支援事業に採択された「新潟県十日町市の活動例」と、②日本初のスポーツコミッションを設置した「さいたま市の活動例」を紹介する。

① 新潟県十日町市のスポーツコミッションの活動

【取組内容】

スノーモービルを観光資源とした地域の活性化事業

【事業目的】

市内の多目的グラウンド(サッカーグラウンド)・クラブハウス(ゴルフコース)は、雪に覆われる12月~4月上旬が遊休状態となっている。この間に降り積もる雪を地域の財産と捉え、冬期間の利活用手段としてスノーモービルスクールイベントを開催し、冬期間の新たなスポーツの場の提供と、スポーツ交流人口増加を図る。

【活動内容】

- ・公認講習会の開催要件である公認インストラクターを養成し、一般財団 法人日本モーターサイクルスポーツ協会の公認チームであるスポーツ モービルチーム十日町を結成。旅行会社とタイアップしてツアーの実施 にこぎつけた。
- ・平成28年1月には積雪不足で中止になってしまったが、全日本スノーモービル選手権第1戦が十日町市で開催されることになっていた。
- ・平成27年度には、スポーツ庁のスポーツによるまちづくり・地域活性 化活動支援事業に採択され、10回程のスクールやツアーが実施された (相原正道他著「スポーツガバナンスとマネジメント」(晃洋書房 平成 30年8月10日発行)より)。



(スポーツ庁 全国の地域スポーツコミッション活動概況(令和元年10月段階)より)

② スポーツ先進都市さいたま市の試み

【取組内容】

平成22年4月に「さいたまスポーツ振興のまちづくり条例」を制定し、さいたま市のスポーツに関するシティセールスや関連マーケティング活動を専門的に展開する組織として、本格的スポーツコミッションとしては国内初となる「さいたまスポーツコミッション」を平成23年10月に設立し、以来、下記の活動を行っている。

【事業目的】

スポーツの分野で新たな観光・交流人口の拡大を図る。

【活動内容】

- ・世界最高峰のサイクルロードレース「ツール・ド・フランス」の名を 冠した自転車競技イベントである「ツール・ド・フランス さいたまク リテリウム」を主催
- 「大相撲さいたま場所」を始めとした大規模な大会の誘致・支援
- ・さいたま新都心から見沼田圃を2日間にわたってウオーキングする「さいたマーチ~見沼ツーデーウオーク~」を主催

(さいたま市のホームページより)

【特記事項】

さいたま市は、山、川、海、温泉等の自然環境には恵まれないが、

Jリーグに所属する浦和レッズと大宮アルディージャのホームタウン である等市民のスポーツに対する関心が高く、観光客数に占めるスポ ーツ観戦者の割合が高いという特徴を持つ。このような環境の下 「さ いたまスポーツコミッション」が設立された。

平成23年~平成26年の間に「さいたまスポーツコミッション」が誘 致したスポーツイベントの数は累計で116件、参加者総数は64万5千256 人(選手関係者14万9千675人+観客数49万5千581人)で、経済効果は約 233億5千910万円という数字であったという(前掲「スポーツ都市戦略」 より)。

なお、さいたまスポーツコミッションの事務局は(公社)さいたま観 光国際協会の中に置かれていたが、平成30年に一般社団法人さいたま スポーツコミッションが設立され、事業は当該法人へ移管された。

さいたまスポーツコミッション

--【コミッション概要】

構成組織:さいたま市

設立年次:2011年10月 SC特徴:スポーツイベントの誘致と開催支援を通じて観光や交流人口の拡大を図り、ス

ポーツの振興と地域経済を活性化することを目的としている。

HP: http://saitamasc.jp



【主な取組例】

①スポーツイベントの誘致・支援 スポーツ施設の情報提供や予約の調整、財政支援、行政機関への調整、関連企業の紹介、 広報・PR支援等。関東ブロック規模以上の大会・イベントを年間40大会程度を誘致・支援して



ウォーキングイベント(さいたマーチ〜見沼ツーデーウオーク〜)の主催並びにサイクルイベント (ツール・ド・フランスさいたまクリテリウム)の共催



大会・イベントの誘致を目的に、大宮けんぽグラウンドSフィールド(軟式野球場8面・テニス コート10面) を運営。イベントの予定が無い空き施設は、一般貸し出しを行なっている。





写真提供:さいたまフポーツコシャション

(スポーツ庁 全国の地域スポーツコミッション活動概況(令和元年10月段階)よ

(N

第2節 大田区スポーツ協会

第1項 概要

1. 設立目的

大田区スポーツ協会は公益財団法人であり、その設立目的は、「公益財団法人大田区スポーツ協会 定款」(以下、この節において「定款」)第3条によれば、次の通りである。

(目的)

第3条 この法人は、大田区における、スポーツ及びレクリエーションの普及・振興を図り、区民の心身の健全な発達と明るく豊かな地域社会の形成に寄与することを目的とする。

また、上記の目的を達成するため、同定款第4条によれば、次の事業を行うものである。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) スポーツ、レクリエーションの推進及び健康増進のための事業
- (2) スポーツ、レクリエーションに関する普及啓発及び顕彰に関する事業
- (3) スポーツ、レクリエーションの指導者及び団体の育成に関する事業
- (4) スポーツ、レクリエーションに関する各種教室及び大会の開催
- (5) 大田区から受託する区立スポーツ施設の管理運営に関する事業
- (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2. 設立からの経緯

大田区スポーツ協会は、昭和23年3月にその前身である大田区体育会として発足したのが始まりである。当初は協会加盟7団体で始まり、その後年々加盟団体は増加し、昭和44年4月には26団体を数え、名称を大田区体育会から大田区体育協会へと変更している。

また、昭和59年1月には、財団法人としての大田区体育協会が設立されたものの、公益法人法の見直しにより、平成20年12月1日に「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」(平成18年法律第48号)、「公益社団法人及び公益

財団法人の認定等に関する法律」(平成 18 年法律第 49 号)、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 18 年法律第 50 号)の公益法人制度改革関連 3 法が施行され、特例民法法人に位置付けられている法人(当協会も該当)は今後 5 年間、すなわち平成 25 年 11 月 30 日までの間に新公益法人に移行するか法人を解散するかを選択する必要が生じた。

そのため当協会は公益財団法人への移行を選択し、平成25年4月から「公益 財団法人大田区体育協会」(以下、この章において「大田区体育協会」という。) へと移行した。

その後、日本体育協会が平成29年6月に「日本体育協会名称変更趣意書」を公表し、体育の概念を包摂している広義のスポーツという言葉をもって、日本スポーツ協会への名称変更を宣言し、平成30年4月に公益財団法人日本スポーツ協会に改称したことから、当協会においてもこれに倣い令和元年5月に「公益財団法人大田区スポーツ協会」(以下、この章において「大田区スポーツ協会」という)へ名称変更を行っている。

なお、令和元年 5 月以前について記すときは資料の記載通り大田区体育協会 と当時の名称をそのまま用いる(以下、この章において同様とする)。

大田区スポーツ協会に対する区の出資比率は 50%であり、残りの 50%は区民等 が出資を行っている。

第2項 組織体制

1. 大田区スポーツ協会の役員

大田区スポーツ協会の役員としては評議員と理事及び監事が置かれている。

(1) 評議員

評議員は「評議員5名以上10名以内を置く」(定款第11条)とされており、 評議員の選任及び解任は、「評議員選定委員会において行う」(定款第12条第1項)こととされている。

また、評議員の任期は、「選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで」(定款第13条第1項)とされている。 現在の評議員は次の表の10名である。

氏 名	所 属
赤津洋一	全日本空輸株式会社
殖 田 友 子	桐蔭横浜大学スポーツ健康政策学部教授
宇 野 二 郎	大田区卓球連盟
黒 崎 あつみ	田園調布グリーンコミュニティー
佐 藤 元 子	大田区居合斬道連盟
鈴 木 隆 之	区議会議員
大 後 栄 治	神奈川大学人間科学部教授
田中信男	大田区バレーボール協会
譚昕	インターナショナル・ママ salon
横屋正幸	キャノン株式会社

(2) 理事

理事は「5名以上10名以内」置く(定款第22条第1項第1号)こととされ、 また「理事のうち1名を理事長、1名を専務理事とする」(定款第22条第2項) こととされている。

現在の理事は次の表の9名である。

	氏 名		所 属
理事長	萩	裕美子	東海大学体育学部(ススポーツ・レジャーマネジメント学科)教授
専務理事	柏原	順史	大田区観光・国際都市部参事(大田区スポーツ協会事務局長)
理事	池亀	富士雄	大田区スポーツ少年団本部長
理 事	石 坂	欣 也	大田区ソフトテニス連盟副理事長
理事	榎 本	慎 司	大田区軟式野球連盟常任理事
理 事	桑田	健 秀	NPO 法人地域総合スポーツ倶楽部ピボットフット理事長
理 事	千 葉	謙吾	大田区田園調布地区自治会連合会会長
理事	堀	恵子	大田区観光・国際都市部スポーツ推進課長
理事	山口	圭 子	大田区バトン協会理事長

(3) 監事

監事は「2名以内」置く(定款第 22条第 1 項第 2 号)こととされており、現在の監事は次の表の 2名である。

	氏 名			所 属
室	中	道	雄	室中公認会計士事務所 公認会計士
松	原	敏	彦	大田区スポーツ推進委員協議会会長

2. 事務局体制

大田区スポーツ協会の事務局の職員は現在11名であり、その構成は次の通りである。

- · 事務局長 1名(区派遣)
- 事務局次長 1名(区派遣)
- · 事務局 7名(協会職員3名、区派遣4名)
- ・ 事務局次長 大森スポーツセンター所長兼務 1名(区派遣)
- ・ 事務局次長 大田スタジアム所長兼務 1名(区派遣)

区からの派遣職員が事務局長を含め11人中8人を占めている。

(意見 No. 3)

職員の平均年齢(57歳)が高いほか、区から派遣の職員は比較的早いローテーションのため、スポーツ事業や事務作業の承継が問題となると考えられる。

大田区スポーツ協会においては、現状の異動を前提として、円滑に事務の運営が遂行されるよう、職員の異動に際して適正な事務の引継ぎを行う等の対応をするしかないが、スポーツ推進という観点で大田区スポーツ協会の機能がより効果的に発揮できるようにするためには、協会職員を増員する、区派遣職員の任期を長くする等の措置を講ずる必要性が考えられるほか、スポーツや健康に関する専門的な知識を有する職員を雇用する等の措置を検討することが必要であると考える。

3. 加盟団体

加盟団体は定款第43条によれば次のように定義されている。

(加盟団体)

第43条 加盟団体とは、大田区の区域を構成範囲として結成された種目別体育団体、レクリエーション団体及び地域スポーツ団体で、理事会の承認を得て加盟した団体をいい、毎年度所定の分担金を納入するものとする。

加盟団体は現在50団体あり、その一覧は次の表の通りである。

1	アーチェリー協会	26	卓球連盟
2	合気道連盟	27	ダンススポーツ連盟
3	アマチュアレスリング連盟	28	釣魚会連盟
4	居合斬道連盟	29	テニス連盟
5	インディアカ連盟	30	トライアスロン連合
6	エアロビック連盟	31	なぎなた連盟
7	空手道連盟	32	軟式野球連盟
8	弓道連盟	33	馬術連盟
9	クレー射撃連盟	34	バスケットボール連盟
10	ゲートボール協会	35	バトン協会
11	剣道連盟	36	バドミントン協会
12	硬式野球連盟	37	バレーボール協会
13	ゴルフ連盟	38	ハンドボール協会
14	サイクリング協会	39	フォークダンス協会
15	サッカー協会	40	武術太極拳連盟
16	柔道会	41	ボウリング連盟
17	障がい者スポーツ指導者研究会	42	ボクシング連盟
18	少林寺拳法連盟	43	ミニテニス連盟
19	水泳協会	44	嶺町体育会
20	スキー連盟	45	民踊連盟
21	スポーツ少年団本部	46	ライフル射撃協会
22	相撲連盟	47	ラクビ―フットボール協会
23	ソフティテニス連盟	48	ラジオ体操会連盟
24	ソフトテニス連盟	49	陸上競技協会
25	ソフトボール連盟	50	ワンダーフォーゲル協会

加盟団体は当該法人の運営及び事業推進に当たり、各加盟団体との連携を密接にするために、必要に応じて加盟団体代表委員による加盟団体代表委員会を開催する(定款第44条第1項)。

第3項 予算及び決算

大田区スポーツ協会の直近の予算及び決算は次の通りである。

1. 予算

令和元年度の収支予算書(平成31年4月1日から令和2年3月31日まで)

		1	1	(事匠・11)
科目	公益目的事業会計	収益事業等会計	法人会計	合計
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1)経常収益				
基本財産運用益	0	0	1, 188, 000	1, 188, 000
基本財産受取利息	0	0	1, 188, 000	1, 188, 000
受取入会金	1, 300, 000	100, 000	550, 000	1, 950, 000
受取加盟団体分担金	1, 300, 000	100, 000	550, 000	1, 950, 000
受取会費	3, 265, 000	0	1, 000, 000	4, 265, 000
賛助会員受取会費	3, 265, 000	0	1, 000, 000	4, 265, 000
事業収益	313, 753, 132	2, 461, 000	0	316, 214, 132
受取教室参加料	14, 031, 000	0	0	14, 031, 000
受取受託収益	294, 122, 132	0	0	294, 122, 132
受取都体協受託収益	5, 600, 000	0	0	5, 600, 000
収益事業収入	0	2, 461, 000	0	2, 461, 000
受取補助金等	37, 399, 226	722, 100	14, 208, 674	52, 330, 000
受取区補助金	37, 229, 226	722, 100	14, 208, 674	52, 160, 000
受取都体協補助金	170, 000	0	0	170, 000
受取寄付金	1,000	0	0	1,000
寄付金収入	1,000	0	0	1,000
雑収益	289, 000	1, 500, 000	0	1, 789, 000
受取利息	2,000	0	0	2,000
雑収益	287, 000	1, 500, 000	0	1, 787, 000
経常収益計	356, 007, 358	4, 783, 100	16, 946, 674	377, 737, 132
(2)経常費用				
事業費	357, 750, 025	2, 896, 100		360, 646, 125
給料手当	39, 328, 975	608, 740		39, 937, 715

福利厚生費	7, 268, 890	113, 360		7, 382, 250
旅費交通費	374, 000	0		374, 000
通信運搬費	1, 378, 870	48, 000		1, 426, 870
備品費	2, 000, 000	0		2, 000, 000
消耗品費	18, 620, 200	22, 000		18, 642, 200
修繕費	12, 732, 084	0		12, 732, 084
印刷製本費	2, 650, 184	0		2, 650, 184
光熱水料費	17, 416, 500	142, 000		17, 558, 500
賃借料	15, 406, 025	173, 000		15, 579, 025
保険料	1, 649, 780	0		1, 649, 780
手数料	466, 700	0		466, 700
諸謝金	10, 043, 000	0		10, 043, 000
補助金	3, 473, 000	0		3, 473, 000
租税公課	669, 000	163, 000		832, 000
負担金	551,000	0		551, 000
委託費	223, 207, 817	1, 330, 000		224, 537, 817
雑費	514, 000	296, 000		810, 000
管理費			17, 659, 007	17, 659, 007
役員報酬			1,040,000	1, 040, 000
給料手当			5, 517, 285	5, 517, 285
福利厚生費			1, 062, 750	1, 062, 750
会議費			804, 000	804, 000
渉外費			459, 000	459, 000
旅費交通費			454, 000	454, 000
通信運搬費			604, 000	604, 000
消耗品費			1, 188, 000	1, 188, 000
印刷製本費			112, 000	112, 000
光熱水料費			40, 500	40, 500
賃借料			736, 237	736, 237
保険料			172, 000	172, 000
手数料			72,000	72,000
諸謝金			310, 000	310, 000
租税公課			196, 000	196, 000
負担金			444, 000	444, 000
委託費			4, 447, 235	4, 447, 235

経常費用計	357, 750, 025	2, 896, 100	17, 659, 007	378, 305, 132
評価損益等調整前当期経常増減額	$\triangle 1,742,667$	1, 887, 000	△712, 333	△568, 000
基本財産評価損益等	0	0	0	0
特定資産評価損益等	0	0	0	0
投資有価証券評価損益等	0	0	0	0
評価損益等	0	0	0	0
当期経常増減額	$\triangle 1,742,667$	1, 887, 000	△712, 333	△568, 000
2. 経常外増減の部				
(1)経常外収益				
経常外収益計	0	0	0	0
(2)経常外費用				
経常外費用計	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0
他会計振替額	1, 034, 872	△1, 034, 872	0	0
法人税等	0	200, 000	0	200, 000
当期一般正味財産増減額	△707, 795	652, 128	△712, 333	△768, 000
一般正味財産期首残高	△2, 343, 122	1, 628, 500	219, 358, 814	218, 644, 192
一般正味財産期末残高	△3, 050, 917	2, 280, 628	218, 646, 481	217, 876, 192
Ⅱ 指定正味財産増減の部				
Ⅲ 正味財産期末残高	△3, 050, 917	2, 280, 628	218, 646, 481	217, 876, 192

2. 決算

直近の決算の内容は次の通りである。

公益財団法人大田区体育協会貸借対照表

平成 31 年 3 月 31 日 現在

科目	当年度	前年度	増減	
I 資産の部				
1 流動資産				
現金預金	22, 846, 377	43, 658, 204	△20, 811, 827	
未収金	755, 240	383, 123	372, 117	
流動資産合計	23, 601, 617	44, 041, 327	△20, 439, 710	

2 固定資産			
(1)基本財産			
基本財産積立預金	200, 000, 000	200, 000, 000	0
基本財産計	200, 000, 000	200, 000, 000	0
(2)その他の固定資産			
加盟団体加入金積立預金	10, 390, 620	10, 390, 618	2
その他の固定資産	10, 390, 620	10, 390, 618	2
計	210, 390, 620	210, 390, 618	2
固定資産合計	233, 992, 237	254, 431, 945	△20, 439, 708
資産合計			
Ⅱ 負債の部			
1 流動負債	760, 710	835, 228	\triangle 74, 518
預り金	14, 892, 760	34, 952, 525	△20, 059, 765
未払金	15, 653, 470	35, 787, 753	△20, 134, 283
流動負債合計	15, 653, 470	35, 787, 753	△20, 134, 283
負債合計			
Ⅲ 正味財産の部	218, 338, 767	218, 644, 192	△305, 425
一般正味財産合計	(200, 000, 000)	(200, 000, 000)	0
(うち 基本財産への充当	0	0	0
額)	218, 338, 767	218, 644, 192	△305, 425
(うち 特定資産への充当	233, 992, 237	254, 431, 945	△20, 439, 708
額)			
正味財産合計			
負債及び正味財産の部合			
計			

正味財産増減計算書

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

科目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1)経常収益			
基本財産運用益	1, 189, 210	1, 188, 010	1, 200

基本財産受取利息	1, 189, 210	1, 188, 010	1, 200
特定資産運用益	0	0	0
受取入会金	1, 715, 000	1, 750, 000	△35, 000
受取加盟団体分担金	1, 715, 000	1, 750, 000	△35,000
受取会費	3, 845, 000	3, 910, 000	△65, 000
賛助会員受取会費	3, 845, 000	3, 910, 000	△65, 000
事業収益	143, 210, 205	225, 301, 524	△82, 091, 319
受取教室参加料	12, 255, 300	12, 371, 600	△116, 300
受取受託収益	124, 428, 745	205, 196, 440	△80, 767, 695
受取都体協受託収益	5, 442, 000	5, 447, 000	△5,000
自販機手数料収入	1, 084, 160	2, 286, 484	△1, 202, 324
受取補助金等	31, 977, 480	31, 149, 000	828, 480
受取区補助金	31, 807, 480	30, 979, 000	828, 480
受取都体協補助金	170, 000	170,000	0
受取負担金	0	0	0
受取寄付金	0	0	0
雑収益	1, 915, 495	2, 351, 725	△436, 230
受取利息	2	2	0
雑収益	1, 915, 493	2, 351, 723	△436, 230
経常収益計	183, 852, 390	265, 650, 259	△81, 797, 869
(2)経常費用			
事業費	171, 223, 079	254, 244, 134	△83, 021, 055
非常勤役員報酬	1, 666, 400	0	1, 666, 400
給料手当	10, 795, 812	16, 819, 436	△6, 023, 624
福利厚生費	8, 325, 882	7, 930, 052	395, 830
旅費交通費	180, 665	155, 627	25, 038
通信運搬費	946, 486	783, 670	162, 816
備品費	1, 379, 160	2, 103, 408	△724, 248
消耗品費	7, 488, 004	10, 871, 593	△3, 383, 589
修繕費	16, 558, 074	6, 239, 191	10, 318, 883
印刷製本費	1, 450, 090	1, 860, 914	△410, 824
光熱水料費	149, 189	18, 401, 604	△18, 252, 415
賃借料	5, 711, 915	10, 514, 115	△4, 802, 200
保険料	823, 690	1, 058, 602	△234, 912
手数料	318, 694	272, 078	46, 616

諸謝金 9,268,222 6,350,054 2,918,168 補助金 3,338,000 3,383,000 △45,000 和税公課 360,200 328,500 31,700 負担金 318,080 253,600 64,480 委託費 98,423,500 151,899,693 △53,476,193 維費 728,636 864,376 △135,740 区返還金等 2,992,380 14,154,621 △11,162,241 管理費 12,776,036 13,387,766 △611,730 役員報酬 504,084 735,916 △231,832 給料手当 0 2,319,478 △2,319,478 資金 892,065 267,624 624,441 福利厚生費 1,134,574 1,254,739 △120,165 会議費 587,502 672,080 △84,578 沙外費 87,663 289,782 △202,119 旅費交通費 387,125 427,775 △40,650 通信連報費 567,575 575,086 △7,511 消耗品費 796,646 603,505 193,141 光熱水料費 36,689 57,587 △20,898 賃借料 855,424 434,602 420,822 保険料 159,530 131,670 27,860 手數料 60,526 79,411 △18,885 諸謝金 317,640 339,461 △21,821 租税公課 109,000 104,400 4,600 負担金 462,917 372,925 89,992 委託費 1,349,136 388,184 960,952 区返還金等 4,467,940 4,333,541 134,399 经常費用計 183,999,115 267,631,900 △83,632,785 評価損益等率 96,000 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0				
和税公課 360,200 328,500 31,700 負担金 318,080 253,600 64,480 委託費 98,423,500 151,899,693 △53,476,193 維費 728,636 864,376 △135,740 区返還金等 2,992,380 14,154,621 △11,162,241 管理費 12,776,036 13,387,766 △611,730 役員報酬 504,084 735,916 △231,832 給料手当 0 2,319,478 △2,319,478 費金 892,065 267,624 624,441 福利厚生費 1,134,574 1,254,739 △120,165 会議費 587,502 672,080 △84,578 涉外費 87,663 289,782 △202,119 旅費交通費 387,125 427,775 △40,650 通信運搬費 567,575 575,086 △7,511 消耗品費 796,646 603,505 193,141 光熱水料費 36,689 57,587 △20,898 賃借料 855,424 434,602 420,822 保険料 159,530 131,670 27,860 手数料 60,526 79,411 △18,885 諸謝金 317,640 339,461 △21,821 租稅公課 109,000 104,400 4,600 負担金 462,917 372,925 89,992 委託費 1,349,136 388,184 960,952 区返還金等 4,467,940 4,333,541 134,399 経常費用計 183,999,115 267,631,900 △83,632,785 評価損益等書數商当期紅常增減額 △146,725 △1,981,641 1,834,916 生 財経常增減額 △146,725 △1,981,641 1,834,916 上 2,至常外增減の部 (1)経常外収益	諸謝金	9, 268, 222	6, 350, 054	2, 918, 168
負担金 318,080 253,600 64,480 委託費 98,423,500 151,899,693 △53,476,193 雑費 728,636 864,376 △135,740 区返還金等 2,992,380 14,154,621 △11,162,241 管理費 12,776,036 13,387,766 △611,730 役員報酬 504,084 735,916 △231,832 給料手当 0 2,319,478 △2,319,478 賃金 892,065 267,624 624,441 福利厚生費 1,134,574 1,254,739 △120,165 会議費 587,502 672,080 △84,578 沙外費 87,663 289,782 △202,119 旅費交通費 387,125 427,775 △40,650 通信運搬費 567,575 575,086 △7,511 消耗品費 796,646 603,505 193,141 光熱水料費 36,689 57,587 △20,898 賃借料 855,424 434,602 420,822 保険料 159,530 131,670 27,860 手数料 60,526 79,411 △18,885 諸謝金 317,640 339,461	補助金	3, 338, 000	3, 383, 000	△45, 000
要託費 98, 423, 500 151, 899, 693 △53, 476, 193 維費 728, 636 864, 376 △135, 740 区返還金等 2,992, 380 14, 154, 621 △11, 162, 241 管理費 12, 776, 036 13, 387, 766 △611, 730 役員報酬 504, 084 735, 916 △231, 832 給料手当 0 2, 319, 478 △2, 319, 478 賃金 892, 065 267, 624 624, 411 福利厚生費 1, 134, 574 1, 254, 739 △120, 165 会議費 587, 502 672, 080 △84, 578 渉外費 87, 663 289, 782 △202, 119 旅費交通費 387, 125 427, 775 △40, 650 通信運搬費 567, 575 575, 086 △7, 511 消耗品費 796, 646 603, 505 193, 141 光熱水料費 36, 689 57, 587 △20, 898 賃借料 855, 424 434, 602 420, 822 保険料 159, 530 131, 670 27, 860 手数料 60, 526 79, 411 △18, 885 諸謝金 317, 640 339, 461 △21, 821 租稅公課 109, 000 104, 400 4, 600 負担金 462, 917 372, 925 89, 992 委託費 1, 349, 136 388, 184 960, 952 区返還金等 4, 467, 940 4, 333, 541 134, 399 経常費用計 183, 999, 115 267, 631, 900 △83, 632, 785 評価損益等調整前当期経常増減額 △146, 725 △1, 981, 641 1, 834, 916 基本財産評価損益等 投資有価証券評価損益等	租税公課	360, 200	328, 500	31, 700
推費	負担金	318, 080	253, 600	64, 480
区返還金等 2,992,380 14,154,621 △11,162,241 管理費 12,776,036 13,387,766 △611,730 役員報酬 504,084 735,916 △231,832 給料手当 0 2,319,478 △2,319,478 賃金 892,065 267,624 624,441 福利厚生費 1,134,574 1,254,739 △120,165 会議費 587,502 672,080 △84,578 涉外費 87,663 289,782 △202,119 旅費交通費 387,125 427,775 △40,650 通信運搬費 567,575 575,086 △7,511 消耗品費 796,646 603,505 193,141 光熱水料費 36,689 57,587 △20,898 賃借料 855,424 434,602 420,822 保険料 159,530 131,670 27,860 手数料 60,526 79,411 △18,885 諸謝金 317,640 339,461 △21,821 租稅公課 109,000 104,400 4,600 委託費 1,349,136	委託費	98, 423, 500	151, 899, 693	△53, 476, 193
管理費 12,776,036 13,387,766 △611,730 役員報酬 504,084 735,916 △231,832 給料手当 0 2,319,478 △2,319,478 賃金 892,065 267,624 624,441 福利厚生費 1,134,574 1,254,739 △120,165 会議費 587,502 672,080 △84,578 涉外費 87,663 289,782 △202,119 旅費交通費 387,125 427,775 △40,650 通信運搬費 567,575 575,086 △7,511 消耗品費 796,646 603,505 193,141 光熱水料費 36,689 57,587 △20,898 賃借料 855,424 434,602 420,822 保険料 159,530 131,670 27,860 手数料 60,526 79,411 △18,885 諸謝金 317,640 339,461 △21,821 租稅公課 109,000 104,400 4,600 負担金 462,917 372,925 89,992 委託費 1,349,136 388,184 960,952 区返還金等 4,467,940 4,333,541 <th< td=""><td>雑費</td><td>728, 636</td><td>864, 376</td><td>△135, 740</td></th<>	雑費	728, 636	864, 376	△135, 740
役員報酬 504,084	区返還金等	2, 992, 380	14, 154, 621	△11, 162, 241
徐料手当	管理費	12, 776, 036	13, 387, 766	△611, 730
賃金 892,065 267,624 624,441 福利厚生費 1,134,574 1,254,739 △120,165 会議費 587,502 672,080 △84,578 渉外費 87,663 289,782 △202,119 旅費交通費 387,125 427,775 △40,650 通信運搬費 567,575 575,086 △7,511 消耗品費 796,646 603,505 193,141 光熱水料費 36,689 57,587 △20,898 賃借料 855,424 434,602 420,822 保険料 159,530 131,670 27,860 手数料 60,526 79,411 △18,885 諸謝金 317,640 339,461 △21,821 租稅公課 109,000 104,400 4,600 負担金 462,917 372,925 89,992 委託費 1,349,136 388,184 960,952 区返還金等 4,467,940 4,333,541 134,399 経常費用計 183,999,115 267,631,900 △83,632,785 評価損益等 投資有価証券評価損益等 20 部価損益等計 0 0 0 0 1 到郑経常増減額 △146,725 △1,981,641 1,834,916 2.経常外増減の部 (1)経常外収益	役員報酬	504, 084	735, 916	△231, 832
福利厚生費 1,134,574 1,254,739 △120,165 会議費 587,502 672,080 △84,578 渉外費 87,663 289,782 △202,119 旅費交通費 387,125 427,775 △40,650 通信運搬費 567,575 575,086 △7,511 消耗品費 796,646 603,505 193,141 光熱水料費 36,689 57,587 △20,898 賃借料 855,424 434,602 420,822 保険料 159,530 131,670 27,860 手数料 60,526 79,411 △18,885 諸謝金 317,640 339,461 △21,821 租税公課 109,000 104,400 4,600 負担金 462,917 372,925 89,992 委託費 1,349,136 388,184 960,952 区返還金等 4,467,940 4,333,541 134,399 経常費用計 183,999,115 267,631,900 △83,632,785 評価損益等 投資有価証券評価損益等 投資有価証券評価損益等 投資有価証券評価損益等 投資有価証券評価損益等 投資有価証券評価損益等 投資有価証券評価損益等 人146,725 △1,981,641 1,834,916 2.経常外増減額 △146,725 △1,981,641 1,834,916	給料手当	0	2, 319, 478	△2, 319, 478
会議費 587,502 672,080 △84,578 渉外費 87,663 289,782 △202,119 旅費交通費 387,125 427,775 △40,650 通信運搬費 567,575 575,086 △7,511 消耗品費 796,646 603,505 193,141 光熱水料費 36,689 57,587 △20,898 賃借料 855,424 434,602 420,822 保険料 159,530 131,670 27,860 手数料 60,526 79,411 △18,885 諸謝金 317,640 339,461 △21,821 租税公課 109,000 104,400 4,600 負担金 462,917 372,925 89,992 委託費 1,349,136 388,184 960,952 区返還金等 4,467,940 4,333,541 134,399 経常費用計 183,999,115 267,631,900 △83,632,785 評価損益等調整前当期経常増減額 △146,725 △1,981,641 1,834,916 基本財産評価損益等計 0 0 0 当期経常増減額 △146,725 △1,981,641 1,834,916 2.経常外増減の部 △146,725	賃金	892, 065	267, 624	624, 441
游外費 87,663 289,782 △202,119 旅費交通費 387,125 427,775 △40,650 通信運搬費 567,575 575,086 △7,511 消耗品費 796,646 603,505 193,141 光熱水料費 36,689 57,587 △20,898 賃借料 855,424 434,602 420,822 保険料 159,530 131,670 27,860 手数料 60,526 79,411 △18,885 諸謝金 317,640 339,461 △21,821 租税公課 109,000 104,400 4,600 負担金 462,917 372,925 89,992 委託費 1,349,136 388,184 960,952 区返還金等 4,467,940 4,333,541 134,399 経常費用計 183,999,115 267,631,900 △83,632,785 評価損益等調整前当期経常増減額 △146,725 △1,981,641 1,834,916 基本財産評価損益等 投資有価証券評価損益等 投資有価証券評価損益等 の 0 0 0 当期経常増減額 △146,725 △1,981,641 1,834,916 2.経常外増減の部 (1)経常外収益	福利厚生費	1, 134, 574	1, 254, 739	△120, 165
旅費交通費 387,125 427,775 △40,650 通信運搬費 567,575 575,086 △7,511 消耗品費 796,646 603,505 193,141 光熱水料費 36,689 57,587 △20,898 賃借料 855,424 434,602 420,822 保険料 159,530 131,670 27,860 手数料 60,526 79,411 △18,885 諸謝金 317,640 339,461 △21,821 租税公課 109,000 104,400 4,600 負担金 462,917 372,925 89,992 委託費 1,349,136 388,184 960,952 区返還金等 4,467,940 4,333,541 134,399 経常費用計 183,999,115 267,631,900 △83,632,785 評価損益等調整前当期経常増減額 △146,725 △1,981,641 1,834,916 生 大資育価証券評価損益等 0 9 0 0 0 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	会議費	587, 502	672, 080	△84, 578
通信運搬費 567, 575 575, 086 △7, 511 消耗品費 796, 646 603, 505 193, 141 光熱水料費 36, 689 57, 587 △20, 898 賃借料 855, 424 434, 602 420, 822 保険料 159, 530 131, 670 27, 860 手数料 60, 526 79, 411 △18, 885 諸謝金 317, 640 339, 461 △21, 821 租税公課 109, 000 104, 400 4, 600 負担金 462, 917 372, 925 89, 992 委託費 1, 349, 136 388, 184 960, 952 区返還金等 4, 467, 940 4, 333, 541 134, 399 経常費用計 183, 999, 115 267, 631, 900 △83, 632, 785 評価損益等調整前当期経常増減額 △146, 725 △1, 981, 641 1, 834, 916 基本財産評価損益等 投資有価証券評価損益等 0 0 0 0 1 当期経常増減額 △146, 725 △1, 981, 641 1, 834, 916 2. 経常外増減の部 (1)経常外収益	涉外費	87, 663	289, 782	△202, 119
消耗品費 796,646 603,505 193,141 光熱水料費 36,689 57,587 △20,898 賃借料 855,424 434,602 420,822 保険料 159,530 131,670 27,860 手数料 60,526 79,411 △18,885 諸謝金 317,640 339,461 △21,821 租税公課 109,000 104,400 4,600 負担金 462,917 372,925 89,992 委託費 1,349,136 388,184 960,952 区返還金等 4,467,940 4,333,541 134,399 経常費用計 183,999,115 267,631,900 △83,632,785 評価損益等調整前当期経常増減額 △146,725 △1,981,641 1,834,916 基本財産評価損益等 投資有価証券評価損益等 0 評価損益等計 0 0 0 当期経常増減額 △146,725 △1,981,641 1,834,916 2.経常外増減の部 (1)経常外収益	旅費交通費	387, 125	427, 775	△40, 650
 光熱水料費 36,689 57,587 △20,898 賃借料 855,424 434,602 420,822 保険料 159,530 131,670 27,860 手数料 60,526 79,411 △18,885 諸謝金 317,640 339,461 △21,821 租税公課 109,000 104,400 4,600 負担金 462,917 372,925 89,992 委託費 1,349,136 388,184 960,952 区返還金等 4,467,940 4,333,541 134,399 経常費用計 183,999,115 267,631,900 △83,632,785 評価損益等調整前当期経常増減額 △146,725 △1,981,641 1,834,916 基本財産評価損益等 投資有価証券評価損益等 投資有価証券評価損益等 少 0 0 0 9 期経常増減額 △146,725 △1,981,641 1,834,916 2.経常外増減の部 (1)経常外収益 	通信運搬費	567, 575	575, 086	△7, 511
情情料 855, 424 434, 602 420, 822 保険料 159, 530 131, 670 27, 860 手数料 60, 526 79, 411 △18, 885 諸謝金 317, 640 339, 461 △21, 821 租税公課 109, 000 104, 400 4, 600 負担金 462, 917 372, 925 89, 992 委託費 1, 349, 136 388, 184 960, 952 区返還金等 4, 467, 940 4, 333, 541 134, 399 経常費用計 183, 999, 115 267, 631, 900 △83, 632, 785 評価損益等調整前当期経常増減額 △146, 725 △1, 981, 641 1, 834, 916 基本財産評価損益等 投資有価証券評価損益等 0 評価損益等計 0 0 0 0 当期経常増減額 △146, 725 △1, 981, 641 1, 834, 916 2. 経常外増減の部 (1)経常外収益	消耗品費	796, 646	603, 505	193, 141
保険料 159,530 131,670 27,860 手数料 60,526 79,411 △18,885 諸謝金 317,640 339,461 △21,821 租税公課 109,000 104,400 4,600 負担金 462,917 372,925 89,992 委託費 1,349,136 388,184 960,952 区返還金等 4,467,940 4,333,541 134,399 経常費用計 183,999,115 267,631,900 △83,632,785 評価損益等調整前当期経常増減額 △146,725 △1,981,641 1,834,916 基本財産評価損益等 0 評価損益等計 0 0 0 0 当期経常増減額 △146,725 △1,981,641 1,834,916 2.経常外増減の部 (1)経常外収益	光熱水料費	36, 689	57, 587	△20, 898
手数料 60,526 79,411 △18,885 諸謝金 317,640 339,461 △21,821 租税公課 109,000 104,400 4,600 負担金 462,917 372,925 89,992 委託費 1,349,136 388,184 960,952 区返還金等 4,467,940 4,333,541 134,399 経常費用計 183,999,115 267,631,900 △83,632,785 評価損益等調整前当期経常増減額 △146,725 △1,981,641 1,834,916 基本財産評価損益等 0 1 0 0 0 0 当期経常増減額 △146,725 △1,981,641 1,834,916 2.経常外増減の部 (1)経常外収益	賃借料	855, 424	434, 602	420, 822
諸謝金 317,640 339,461 △21,821 租税公課 109,000 104,400 4,600 負担金 462,917 372,925 89,992 委託費 1,349,136 388,184 960,952 区返還金等 4,467,940 4,333,541 134,399 経常費用計 183,999,115 267,631,900 △83,632,785 評価損益等調整前当期経常増減額 △146,725 △1,981,641 1,834,916 基本財産評価損益等 0 0 0 0 0 当期経常増減額 △146,725 △1,981,641 1,834,916 2.経常外増減の部 (1)経常外収益	保険料	159, 530	131, 670	27, 860
租税公課 109,000 104,400 4,600 負担金 462,917 372,925 89,992 委託費 1,349,136 388,184 960,952 区返還金等 4,467,940 4,333,541 134,399 経常費用計 183,999,115 267,631,900 △83,632,785 評価損益等調整前当期経常増減額 △146,725 △1,981,641 1,834,916 基本財産評価損益等 0 0 0 0 9 当期経常増減額 △146,725 △1,981,641 1,834,916 2.経常外増減の部 (1)経常外収益	手数料	60, 526	79, 411	△18, 885
負担金462,917372,92589,992委託費1,349,136388,184960,952区返還金等4,467,9404,333,541134,399経常費用計183,999,115267,631,900△83,632,785評価損益等調整前当期経常増減額△146,725△1,981,6411,834,916基本財産評価損益等000評価損益等計000当期経常増減額△146,725△1,981,6411,834,9162.経常外増減の部(1)経常外収益(1)経常外収益	諸謝金	317, 640	339, 461	△21, 821
委託費1,349,136388,184960,952区返還金等4,467,9404,333,541134,399経常費用計183,999,115267,631,900△83,632,785評価損益等調整前当期経常増減額△146,725△1,981,6411,834,916基本財産評価損益等00評価損益等計000当期経常増減額△146,725△1,981,6411,834,9162.経常外増減の部(1)経常外収益	租税公課	109, 000	104, 400	4, 600
区返還金等4,467,9404,333,541134,399経常費用計183,999,115267,631,900△83,632,785評価損益等調整前当期経常増減額△146,725△1,981,6411,834,916基本財産評価損益等00評価損益等計000当期経常増減額△146,725△1,981,6411,834,9162.経常外増減の部(1)経常外収益(1)経常外収益	負担金	462, 917	372, 925	89, 992
経常費用計 183,999,115 267,631,900 △83,632,785 評価損益等調整前当期経常増減額 △146,725 △1,981,641 1,834,916 基本財産評価損益等 0 0 0 0 9 計類経常増減額 △146,725 △1,981,641 1,834,916 2.経常外増減の部 (1)経常外収益	委託費	1, 349, 136	388, 184	960, 952
評価損益等調整前当期経常増減額 △146,725 △1,981,641 1,834,916 基本財産評価損益等 0 0 評価損益等計 0 0 0 当期経常増減額 △146,725 △1,981,641 1,834,916 2. 経常外増減の部 (1)経常外収益 (1)経常外収益 (1)	区返還金等	4, 467, 940	4, 333, 541	134, 399
基本財産評価損益等 0 投資有価証券評価損益等 0 評価損益等計 0 0 当期経常増減額 △146,725 △1,981,641 1,834,916 2. 経常外増減の部 (1)経常外収益	経常費用計	183, 999, 115	267, 631, 900	△83, 632, 785
投資有価証券評価損益等0評価損益等計00当期経常増減額△146,725△1,981,6411,834,9162.経常外増減の部(1)経常外収益	評価損益等調整前当期経常増減額	△146, 725	△1, 981, 641	1, 834, 916
評価損益等計 0 0 0 0 3 0 当期経常増減額 △146,725 △1,981,641 1,834,916 2.経常外増減の部 (1)経常外収益	基本財産評価損益等			
当期経常増減額 △146,725 △1,981,641 1,834,916 2.経常外増減の部 (1)経常外収益	投資有価証券評価損益等			0
2.経常外増減の部 (1)経常外収益	評価損益等計	0	0	0
(1)経常外収益	当期経常増減額	$\triangle 146,725$	△1, 981, 641	1, 834, 916
	2. 経常外増減の部			
経常外収益計 0 0 0	(1)経常外収益			
	経常外収益計	0	0	0

(2)経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
(3)他会計振替額			
他会計振替額計	0	0	0
(4)法人税等	158, 700	254, 800	△96, 100
当期一般正味財産増減額	△305, 425	△2, 236, 441	1, 931, 016
一般正味財産期首残高	218, 644, 192	220, 880, 633	$\triangle 2, 236, 441$
一般正味財産期末残高	218, 338, 767	218, 644, 192	△305, 425
Ⅱ 正味財産期末残高	218, 338, 767	218, 644, 192	△305, 425

公益財団法人大田区体育協会財産目録

平成 31 年 3 月 31 日 現在

貸借対照表科目		場所数量等	使用目的等	金額
	現金	手元保管	運転資金として保有	652, 332
(流動資産) 預金	普通預金 みずほ銀行蒲田	事業実施及び職員の給与等の支払	1E 010 061	
	月 金	支店(947)	いとして保有	15, 918, 861
	預金	普通預金 みずほ銀行蒲田	職員の社会保険料等預り金を保有	757, 910
	[月 並	支店(607)		757, 910
	預金	普通預金 みずほ銀行蒲田	施設特定管理者事業実施及び職員	4, 550, 207
預金		支店(スポーツセンター)	の給与等の支払いとして保有	4, 550, 207
	預金	普通預金 みずほ銀行蒲田	施設特定管理者事業実施及び職員	967, 067
月 金		支店(スタジアム)	の給与等の支払いとして保有	901, 001
	預金	普通預金 さわやか信用金	施設指定管理者自主事業実施に基	0
	1分平	庫美原支店(スポーツセンター)	づく歳入を補完するために保有	· ·
		現金預金合計		22, 846, 377
	未収金	スタジアム業務委託料等		755, 240
流動資産合計	流動資産合計		23, 601, 617	
(固定資産)	預金	基本財産特定預金 みずほ	運用益を法人会計の管理費に充て	1, 059, 100
基本財産		銀行蒲田支店(955)	るために保有	1, 003, 100
	預金	基本財産特定預金	満期保有目的で運用益を法人会計	2, 000, 000
		大和ネクスト銀行	の管理費に充てるために保有	2, 000, 000
	投資有価	第 328 回利付国債	満期保有目的で運用益を法人会計	167, 109, 800

1				I
	証券	(利率 0.6%)	の管理費に充てるために保有	
	投資有価	第 332 回利付国債	満期保有目的で運用益を法人会計	29, 831, 100
	証券	(利率 0.6%)	の管理費に充てるために保有	29, 651, 100
		基本財産合計		200, 000, 000
その他の資産		その他の固定預金	新規加盟団体加入金の積立及び加	
	預金	みずほ銀行大森支店(436)	盟団体加入金積立資産の運用益の	390, 620
		<i>か</i> 9 は政门 八林 文/白 (430)	保管用として保有	
		その他の田宝額へ	加盟団体加入金積立資産として安	
	預金	その他の固定預金	全でかつ有利な資金運用を検討中	10, 000, 000
		みずほ銀行大森支店(592)	のため、通知預金として保有	
		その他の固定資産合計		10, 390, 620
固定資産合計	固定資産合計			210, 390, 620
資産合計				233, 992, 237
(流動負債)	預り金	職員給与等からの預かり金	職員の社会保険料等の納付分	760. 710
	未払金	運営等に供する委託費等支	大田区返納金等	6, 751, 646
		出の未払い分	平成 30 年度予算執行差額	0, 751, 040
			消費税・法人税	518, 900
			ジュニア育成等事業執行差額	708, 674
			賃借料(トレーニングマシーン賃借料等)	293, 351
			委託費 (清掃業務等)	6, 290, 376
			通信運搬費(みずほ Web 利用料等)	32, 806
			印刷製本費(ひろば印刷)	227, 664
			手数料(未払金分の振込手数料)	864
			人件費(職員時間外31年3月分)	57, 322
			旅費 (職員旅費 31 年 3 月分)	11, 157
		未払金合計		14, 892, 760
流動負債合計				15, 653, 470
負債合計				15, 653, 470
正味財産				218, 338, 767

3. 監査報告書

直近の決算に対する監査報告書は平成31年4月24日に室中監事、松原監事の両監事から監査結果として次のように特に問題がない旨、報告されている。

(1)事業報告等の監査結果

- ①事業報告は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- (2)計算書類及びその附属明細書並びに財産目録の監査結果

計算書類及びその附属明細書並びに財産目録は、法人の財産及び損益の状況をすべて 重要な点において適正に示しているものと認めます。

一方で大田区スポーツ協会では法人税の申告を別途外部の会計事務所に依頼 している。

法人税の申告書の署名は監事とは別の名前で記名押印されていたが、申告書をメインで作成している者は室中監事の会計事務所に所属している者であり、 また記名押印している税理士の住所も室中監事と同じ住所の税理士であった。

(指摘 No. 7)

公益財団法人の監事の資格要件は、一般社団法人及び一般財団法人に関する 法律(以下、この節において「一般社団・一般財団法人法」という)の第177条 に定められている。同条では、一般社団法人に関する規定である第65条第2項 を準用する旨が規定されており、当該条項では「監事は、一般社団法人又はその 子法人の理事又は使用人を兼ねることができない」と規定するのみで、上記の事 項は当該法律上には違反はしていない。

しかしながら、監事は一般社団・一般財団法人法では次のような権限を有し、 監事のチェック機能、監視機能を通じて法人の経営体制をチェックする重要な 役割を与えられているものである。

(監事による会計監査人の解任)

第七十一条 監事は、会計監査人が次のいずれかに該当するときは、その会計監査人を 解任することができる。

- 一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- 二 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。
- 三 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- 2 前項の規定による解任は、監事が二人以上ある場合には、監事の全員の同意によって行わなければならない。
- 3 第一項の規定により会計監査人を解任したときは、監事(監事が二人以上ある場合にあっては、監事の互選によって定めた監事)は、その旨及び解任の理由を解任後最初に招集される社員総会に報告しなければならない。

(監事の権限)

第九十九条 監事は、理事の職務の執行を監査する。この場合において、監事は、法務 省令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、又は監事設置一般社団法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、その職務を行うため必要があるときは、監事設置一般社団法人の子法人に対して事業の報告を求め、又はその子法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 4 前項の子法人は、正当な理由があるときは、同項の報告又は調査を拒むことができる。

(理事会への出席義務等)

第百一条 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければ ならない。

- 2 監事は、前条に規定する場合において、必要があると認めるときは、理事(第九十三条第一項ただし書に規定する場合にあっては、招集権者)に対し、理事会の招集を請求することができる。
- 3 前項の規定による請求があった日から五日以内に、その請求があった日から二週間 以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合は、その請求をし た監事は、理事会を招集することができる。

(監事による理事の行為の差止め)

第百三条 監事は、理事が監事設置一般社団法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって当該監事設置一般社団法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

2 前項の場合において、裁判所が仮処分をもって同項の理事に対し、その行為をやめることを命ずるときは、担保を立てさせないものとする。

(監事設置一般社団法人と理事との間の訴えにおける法人の代表)

第百四条 第七十七条第四項及び第八十一条の規定にかかわらず、監事設置一般社団法 人が理事(理事であった者を含む。以下この条において同じ。)に対し、又は理事が監 事設置一般社団法人に対して訴えを提起する場合には、当該訴えについては、監事が監 事設置一般社団法人を代表する。

- 2 第七十七条第四項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、監事が監事設置一般社団法人を代表する。
- 一 監事設置一般社団法人が第二百七十八条第一項の訴えの提起の請求(理事の責任を 追及する訴えの提起の請求に限る。)を受ける場合
- 二 監事設置一般社団法人が第二百八十条第三項の訴訟告知(理事の責任を追及する訴えに係るものに限る。)並びに第二百八十一条第二項の規定による通知及び催告(理事の責任を追及する訴えに係る訴訟における和解に関するものに限る。)を受ける場合

(計算書類等の監査等)

第百二十四条 監事設置一般社団法人においては、前条第二項の計算書類及び事業報告 並びにこれらの附属明細書は、法務省令で定めるところにより、監事の監査を受けなけ ればならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、会計監査人設置一般社団法人においては、次の各号に掲げるものは、法務省令で定めるところにより、当該各号に定める者の監査を受けなければならない。
- 一 前条第二項の計算書類及びその附属明細書 監事及び会計監査人
- 二 前条第二項の事業報告及びその附属明細書 監事
- 3 理事会設置一般社団法人においては、第一項又は前項の監査を受けた計算書類及び 事業報告並びにこれらの附属明細書は、理事会の承認を受けなければならない。

また、一方で監事には一般社団・一般財団法人法では次のような義務を課せられている。

(理事への報告義務)

第百条 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事(理事会設置一般社団法人にあっては、理事会)に報告しなければならない。

(理事会への出席義務等)

第百一条 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければ ならない。

2 監事は、前条に規定する場合において、必要があると認めるときは、理事(第九十三条第一項ただし書に規定する場合にあっては、招集権者)に対し、理事会の招集を請求することができる。

3 前項の規定による請求があった日から五日以内に、その請求があった日から二週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合は、その請求をした監事は、理事会を招集することができる。

(社員総会に対する報告義務)

第百二条 監事は、理事が社員総会に提出しようとする議案、書類その他法務省令で定めるものを調査しなければならない。この場合において、法令若しくは定款に違反し、 又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を社員総会に報告しなければならない。

(役員等の一般社団法人に対する損害賠償責任)

第百十一条 理事、監事又は会計監査人(以下この款及び第三百一条第二項第十一号に おいて「役員等」という。)は、その任務を怠ったときは、一般社団法人に対し、これ によって生じた損害を賠償する責任を負う。

- 2 理事が第八十四条第一項の規定に違反して同項第一号の取引をしたときは、当該取引によって理事又は第三者が得た利益の額は、前項の損害の額と推定する。
- 3 第八十四条第一項第二号又は第三号の取引によって一般社団法人に損害が生じたときは、次に掲げる理事は、その任務を怠ったものと推定する。
- 一 第八十四条第一項の理事
- 二 一般社団法人が当該取引をすることを決定した理事
- 三 当該取引に関する理事会の承認の決議に賛成した理事

(役員等の第三者に対する損害賠償責任)

第百十七条 役員等がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは、当 該役員等は、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。

- 2 次の各号に掲げる者が、当該各号に定める行為をしたときも、前項と同様とする。 ただし、その者が当該行為をすることについて注意を怠らなかったことを証明したとき は、この限りでない。
- 一 理事 次に掲げる行為
- イ 計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書に記載し、又は記録すべき重要な 事項についての虚偽の記載又は記録
- ロ 基金(第百三十一条に規定する基金をいう。)を引き受ける者の募集をする際に通知しなければならない重要な事項についての虚偽の通知又は当該募集のための当該一般社団法人の事業その他の事項に関する説明に用いた資料についての虚偽の記載若しくは記録
- ハ 虚偽の登記
- ニ 虚偽の公告(第百二十八条第三項に規定する措置を含む。)

- 二 監事 監査報告に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録
- 三 会計監査人 会計監査報告に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録

監事にはこのように法で与えられた大きな職務権限と課せられている義務があることから、これらの職務を十分に果たそうとするのであれば、監事はより法人からは独立した者が選任され、監査を行うことが必要であると考えられる。

4. 年度推移

(1) 貸借対照表

(単位:千円)

科目	平成 28.3.31	平成 29. 3. 31	平成 30. 3. 31	平成 31. 3. 31
資産の部				
流動資産	33, 121	39, 435	44, 041	23, 601
固定資産	210, 390	210, 390	210, 390	210, 390
資産合計	243, 512	249, 825	254, 431	233, 992
負債の部				
流動負債	23, 393	28, 945	35, 787	15, 653
正味財産	220, 118	220, 880	218, 644	218, 338
負債及び正味財産合計	243, 512	249, 825	254, 431	233, 992

(2) 正味財產增減計算書

(単位:千円)

科目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
経常収益				
基本財産運用益	1, 188	1, 194	1, 188	1, 189
受取入会金	1, 715	1,750	1,750	1, 715
受取会費	3, 315	3, 724	3, 910	3, 845
事業収益	226, 974	221, 773	225, 301	143, 210
受取補助金等	30, 188	43, 017	31, 149	31, 977
雑収益	4, 380	4, 570	2, 351	1, 915
経常収益合計	267, 760	276, 029	265, 650	183, 852
経常費用				

事業費	252, 931	257, 721	254, 244	171, 223
管理費	13, 943	17, 285	13, 387	12, 776
経常費用合計	266, 875	275, 007	267, 631	183, 999
当期経常増減額	885	1,022	△1, 981	△146
法人税等	267	259	254	158
当期一般正味財産増減額	617	762	△2, 236	△305
一般正味財産期首残高	219, 501	220, 118	220, 880	218, 644
一般正味財産期末残高	220, 118	220, 880	218, 644	218, 338
正味財産期末残高	220, 118	220, 880	218, 644	218, 338

平成30年度は大田スタジアムの改装工事により指定管理期間が終了し、委託 業務に変更となったことにより事業収益が前年度に比して減少している。

第4項 指定管理者

大田区スポーツ協会は現在、大田スタジアムと大田区立大森スポーツセンターの両施設の管理運営に関する指定管理者の指定を大田区スポーツ協会グループとして大田区から受けている。

大田区スポーツ協会グループとは、代表団体を公益財団法人大田区スポーツ協会、構成団体を株式会社オーエンスとした共同企業体である。

大田スタジアムの管理運営については第3節「スポーツ施設の管理運営」の第5項「大田スタジアム」において、また、大田区立大森スポーツセンターについては同節の第6項「大森スポーツセンター」において詳述する。

第5項 事業内容

大田区スポーツ協会の行う事業としてはスポーツ及びレクリエーションの普及・振興に関する事業(公益目的事業)と収益事業の2種がある。これらの事業は大田区スポーツ協会の事業概要の事業計画によれば次の通りである。

公益目的事業としては自主事業と受託事業があり、自主事業には 1 号事業から 3 号事業があり、また受託事業には 4、5 号事業があり、それぞれの事業には次のような事業が含まれている。

<自主事業>

1号事業はスポーツ、レクリエーションの推進・健康増進事業であり、スポーツ・健康教室の運営、競技力向上・資質向上事業、年少者スポーツ育成事業、スポーツ少年団本部事業、都民大会への区代表選手の派遣、都民生涯スポーツ大会への選手派遣、区民スポーツまつりがある。

2号事業はスポーツ、レクリエーションの普及啓発・顕彰事業であり、ソーシャルネットワーク (SNS) の活用、会報「ひろば」の発行、スポーツ講演会と体験教室の開催、「OTA ふれあいフェスタ」の出展、顕彰事業がある。

3号事業はスポーツ・レクリエーションの指導者、団体育成事業であり、スポーツ団体の育成、指導者養成講習会(ラジオ体操、障がい者水泳)、指導者講習会の開催、指導者受講負担金、普通救命講習会の実施がある。

<受託事業>

4号事業はスポーツ、レクリエーションの各種教室大会開催事業であり、初心者スポーツ教室の開催、小・中学生スポーツ教室の開催、障がい者水泳教室、ボッチャ教室の開催、障がい者スポーツ事業への助成、区民スポーツ大会の開催、OTAウォーキングの開催、ジュニア育成地域推進事業、シニアスポーツ振興事業の実施がある。

5号事業は区から受託する区立施設の管理運営事業であり、大森スポーツセンターの施設管理運営、自主事業の実施、大田スタジアムの施設管理運営がある。

その他収益事業等としては、自動販売機の設置、親睦会、各種会議、部会の開催、ホームページによる情報公開等がある。

第6項 自主事業

1. スポーツ、レクリエーションの推進及び健康増進のための事業

(定款第4条第1号関係)

広く区民に、スポーツ、レクリエーション活動に親しむ機会を提供し、区民一人ひとりの参加を喚起するものであり、平成30年度の事業報告書によると次の事業が実施されている。

(1) スポーツ・健康教室運営

	· · · · ·	
事業	内容(計画)	実施状況
①健康体操教室	ストレッチと筋力トレーニングを主体と	延参加者 4,360 人

・はつらつ体操	した体操(高校生以上)とシェイプアッ	田園調布せせらぎ公園
・さわやかシェイプアップ教室	プを目的とした体操(おおむね 40 歳以	4月4日~3月28日
・ヨガ教室	上)及びヨガを実施	カキラ教室のみ
・カキラ教室(新規)	また、新たに骨と関節に意識を向けて、	六郷地域推進センター
	人間本来が持つ身体機能を取り戻すこと	10月13日~3月23日
	を目的とした体操を実施	
②夏休み子ども体育塾	走る、投げる、跳ぶなどの基本動作を学	大森スポーツセンター
	習する教室(小学生)を実施	参加者 95 人
		7月24日~26日
		久原小学校
		猛暑のため中止(8月20日~22
		日に実施予定だった)
③親子体操教室	乳児と触れ合いながら親子のコミュニケ	エセナおおた
	ーションを図る体操とタッチケアを通し	4月11日~3月27日
	親子のスキンシップや子どもの心身の発	143 組 450 人が参加
	達を促す体操を実施	
	対象は、首がすわってから歩き出すまで	
	の子どもと母親(ママとベビーの体操教	
	室)と歩き始めてから概ね2歳半までの	
	子どもと母親 (よちよち親子体操教室)	

(意見 No. 4)

上記の①「健康体操教室」の「はつらつ体操」、「さわやかシェイプアップ教室」、「ヨガ教室」の募集チラシには、問合せ先の記載はあるものの申込方法の記載がなかった。申込方法が電話なのか FAX なのか等分からない状況では問合わせの電話をするほかなく、このことが初めて参加を考える区民の心理的な壁となっていることも考えられるため、こうした募集チラシには、申込方法の記載が必要であると考える。

(2) 競技力向上及び資質向上等の対策

事業	内容(計画)	実施状況
①選手育成強化費	都民体育大会で優秀な成績を上げた場合に、その参加者の	選手育成強化費交
の交付	所属する団体に選手育成強化費を交付する。	付団体 21 団体
②セミナー、講習会	日本スポーツ協会、東京都体育協会などが主催するセミナ	ホームページ等で
等の情報提供	一、講習会等の情報を加盟団体に提供していく。	周知

(意見 No. 5)

セミナー、講習会の周知がホームページ等での周知だけでは情報提供方法と しては不十分であると考えられるため、内容や対象に合わせて、適切な情報提供 を行うよう研究する必要があると考える。

(3) 年少者スポーツ育成

事業	内容 (計画)	実施状況
①子ども野外活動教室	1泊2日の日程で、飯盒炊さんやハイ	7月28日~29日
	キング、野菜収穫体験、キャンプファ	宿泊施設使用停止により事業中
	イヤーなどを行う。	止
	小学校3年生~6年生対象	
②子ども卓球大会	小学校3年生~6年生を対象とした卓	10月28日大森スポーツセンター
	球大会	参加者 74 人
③スホ゜ーツハ゛イキンク゛	小学生を対象として、卓球、バドミン	小学生等の参加者が卓球、バドミ
	トンなど複数種目を体験する	ントン、ボッチャ、フライングディスク、玉入
		れを体験した
		6月17日 大森スポーツセンター 96人
		11月23日糀谷中学校(新規)41人
④シ゛ャイアンツアカテ゛ミー	幼児~小学生を対象に野球の技術指	4月~3月
大田平和島スクール	導を通して子どもたちの健全育成を	年中~小学校2年生 41回
	図る野球教室 年間 47 回予定	小学校 3 年生~6 年生 40 回

(意見 No. 6)

上記の①「子ども卓球大会」は平成31年度の事業計画書では対象は小学校3年生から6年生となっているが、大田区スポーツ協会のホームページ及びチラシでは対象が小学校1年生から6年生となっていた。

この相違は、当初の対象が小学校3年生から6年生として計画していたものが、年度の途中で全小学生に対象が拡充されたためである。事業計画書作成段階における検討が不十分であったともみなされかねないため、より慎重な検討を実施した上で事業計画を策定することが望まれる。

(意見 No. 7)

上記の①「子ども卓球大会」は申込方法が往復葉書だけとなっていた。子ども卓球大会であることから申込は保護者がするものと想定されるが、申込方法が葉書だけでは大会参加へのハードルが高いものと考えられる。

この点、③の「スポーツバイキング」において、申込方法は電話か FAX による

ものであり、こうした方法を申込方法として取り入れることは可能であると思 われる。

また、メールでの申込受付も、メールでの申込受付は申込者の費用負担もなく、 事務としても電話より事務手続が省力化できると考えられることから、メール での受付方法も検討することが必要であると考える。

(意見 No. 8)

上記の③「スポーツバイキング」において、6月に大森スポーツセンターで開催された「スポーツバイキング」では参加費として保険料等 200 円が徴収されているが、11月に糀谷中学校で開催された「スポーツバイキング」は参加費が無料であった。

今後、参加費は無料で実施することになったとの説明をスポーツ協会から受けたものの、ホームページにもチラシにも参加費が無料となったことについての広報はなされていなかった。参加費が無料となったことが決定されているのであれば、当該事項を区民に早く知らせることが参加者の増加にもつながったと考えられることから、今後は周知を徹底していくことが必要であると考える。

(4) スポーツ少年団本部事業の育成

内容(計画)	実施状況
地域におけるスポーツ教室開催にあたり、事業推進の	スポーツ少年団本部に事業経費
一部の経費を補助し、活動を支援する	9万8千円を補助

スポーツ少年団本部の正式名は「大田区スポーツ少年団本部」であり、昭和 49年 11月に創設され、日本スポーツ少年団の創設理念である「一人でも多くの青少年にスポーツの歓びを!」、「スポーツをとおして、青少年のからだとこころを育てる組織を地域社会の中に!」を目標として心身ともに健全な少年を育成するため活動を行っている組織であり、事務局は大田区スポーツ協会内にあるものである。当初は 13 の単位団で発足し、単位団の入れ替わりがあり、現在は 16 の単位団が活動を行っている。

現在活動している単位団は次の通りである。

軟式野球 3団体

- ・ 六郷スポーツ少年団
- 大森ファイターズスポーツ少年団
- ・ ゼットタイガー少年野球クラブスポーツ少年団

なぎなた 1団体

- ・ 大田区なぎなたスポーツ少年団
- ミニバスケットボール 6団体
- ・ 南蒲レイカーズスポーツ少年団
- ・ 多摩川ミニバスケットボールスポーツ少年団
- ・ 開桜 MBC スポーツ少年団
- ・ リトルスターズスポーツ少年団
- ・ 羽田レッドウイングススポーツ少年団
- ・ 蓮沼ミニバスケットボールスポーツ少年団

空手 1団体

• 大田空手道

水泳 1団体

- ・ 矢口クレージークラブスポーツ少年団
- バドミントン 1団体
- ・ 池上ジュニアクラブスポーツ少年団

少林寺拳法 2団体

- ・ 大田大森スポーツ少年団
- ・ 東京蒲田東スポーツ少年団
- スポーツチャンバラ 1団体
- ・ 大田護心スポチャン CB スポーツ少年団

(意見 No. 9)

スポーツ少年団本部事業に対する事業経費の補助は助成であり補助金であると考えられる。加盟団体に対する補助金の交付は「補助金交付要綱」で補助金の交付限度額、交付申請手続が次のように定められているものの、スポーツ少年団本部事業の育成に対しては、こうした規定がない。そのため何らかの補助金を交付するための規定を定めることが必要であると考える。また、毎年度9万8千円が交付されているが、その金額が適正なものか検証することが必要であると考える。

(補助金の交付限度額)

第3条 補助金の交付限度額は、本協会の予算の範囲内で、理事会の承認を得て、理事長 が決めるものとする。

(交付申請手続)

第4条 補助金の交付をうけようとする加盟団体は、補助金交付申請書(様式第1号)に 当該年度の事業計画書、予算書及び前年度の事業報告書、決算書を添付して提出し なければならない。

(5) 都民体育大会への区代表選手等の派遣(区受託事業)

内容(計画)	実施状況
大会に向けて結団式を挙行し、競技種目に該当する加	第71回都民体育大会に代表選手派遣
盟団体から代表選手を派遣する	平成 29 年 7 月~平成 30 年 6 月 総勢 514 人
大会終了後は、成績発表を兼ね、解団式を挙行する	男子、女子共総合優勝
	結団式 4月26日 開会式 5月6日
	閉会式 6月23日 解団式 6月29日

(6) 都民生涯スポーツ大会等への選手派遣(区受託事業)

内容(計画)	実施状況
「都民生涯スポーツ大会」「都民スポレクふれあい大	第71回都民体育大会に代表選手派遣
会」に該当する競技種目の加盟団体から選手から派遣	14 種目 229 人派遣
する。	都民スポレクふれあい大会
	4 種目 67 人派遣

(7) 区民スポーツまつり (区受託事業)

内容 (計画)	実施状況
「体育の日」に総合体育館、大森スポーツセンター、	6月7日 第1回実行委員会
区内の公園、野球場、小中学校のグラウンド等 40 を	6月18日 実施団体運営委員会
超える会場で、様々なスポーツ、ゲーム、体力測定な	7月24日 第2回実行委員会
どを実施する	大田区総合体育館、大森スポーツセンターなど
	47 会場でスポーツイベントを実施 延 16,135
	人
	10月8日体育の日 13,575人
	地域会場 計 2,560 人
	9月30日 地域会場 0人
	嶺町小学校、久原小学校、糀谷小学校は台風の
	ため中止
	10月7日 地域会場 1,992人
	六郷文化センター、雪谷小学校、大田区総合体
	育館他
	10月14日 地域会場 568人
	ふれあいはすぬま、蓮沼中学校
	11月27日 第3回実行委員会

当該事業の詳細は第8節「スポーツ関連行事」で詳述する。

2. スポーツ、レクリエーションに関する普及啓発及び顕彰に関す

る事業(定款第4条第2号関係)

当該事業は、スポーツ、レクリエーションに関する啓発、指導、宣伝並びに奨励を図り、併せてスポーツ、レクリエーション及び大田区スポーツ協会の事業・運営をPRするために各種刊行物を発行するものである。

(1) ソーシャルネットワークシステム (SNS) の活用

内容(計画)	実施状況
スポーツ協会の概要をはじめ、区民スポーツ大会など	ツイッター公式アカウント
の事業をツイッター等の SNS を活用してタイムリーか	7月5日から運用開始
つビジュアルに広報していく	32 ツイート (7 月 5 日~3 月 22 日)
	72 フォロワー

意見については4.「ホームページによる情報公開」で詳述する。

(2) 会報「ひろば」発行

内容(計画)	実施状況	
年2回(3月・9月)に広報誌として、事業案内や都	第 67 号 9 月 1 日発行 31,000 部	
民体育大会の成績、加盟団体の活躍などを紹介する	第 68 号 3 月 31 日発行 6,300 部	

(意見 No. 10)

広報誌「ひろば」は年2回、9月号で約31,000部、3月号で約6,300部、発行されている。9月号は自治会・町会の回覧があるため部数が3月号の約5倍の発行部数がある。

現状では特に9月号は都民体育会の結果報告がメインとなっており、自治会・町会の回覧がある号であるため、様々な区民の目にふれる可能性が高いことから、結果報告だけではなく、スポーツイベントの告知等も充実させるべく紙面の構成を検討することを考える必要がある。

また、協賛企業の広告が紙面の後ろに集中して掲載されているが、広告を掲載 している企業の広告内容を考慮し、紙面の前方に掲載する、関連する記事のペー ジに掲載する等、広告を掲載するレイアウトを再検討することが、読み手と協賛 企業の双方にとって有益であると考える。

(3) スポーツ講演会と体験教室

内容(計画)	実施状況	
総合体育館での区民スポーツまつり開会式後に引き	Let'sバドミントン	
続き、オリンピックアスリート等による講演を行い、	講師 森久子 (バルセロナオリンピック女子	
その後に聴衆を観覧席からアリーナへと誘導しスポ	ダブルス代表)	
ーツ体験につなげていく	実技指導 YONEX チームコーチ 今別府香里他2人	
	10月8日 大田区総合体育館 約300人	

当該事業は平成30年度からの新規事業であり、令和元年度は「Let's バレーボール」と題して、アテネオリンピック女子バレーボール日本代表の大山加奈氏によるバレーボールの魅力を伝える講演とスポーツ体験が行われた。

(4) 「OTA ふれあいフェスタ」への出展

内容(計画)	実施状況
大田区主催の「OTA ふれあいフェスタ」に当協会のブ	11月3,4日
ースを設置し、会報「ひろば」等を配布及びダーツゲ	ダーツゲームの実施、「ひろば」配布、各加盟団
ームを実施する 体活動状況の写真掲出などにより、スポ	
	-ションに関する普及啓発活動を行った
	約 1,000 人

OTA ふれあいフェスタには令和元年度(11月2、3日)にも出店しており、ストラックアウトやサイコロころがし等を実施している。

(意見 No. 11)

大田区スポーツ協会のホームページを確認すると令和元年度の参加者は約2,000名となっており、平成30年度の事業報告書の約1,000人の倍の参加者となっている。

平成29年度の事業報告書ではアンケート回答者約1,000人となっており、報告の数字は千人単位と概算数値となっていると考えられる。また、なにを持って参加者とするかにより報告する参加者数は異なってくる。

そのため、参加者の定義はゲームの参加者、アンケート回答者、ブースへの来 訪者と様々にあるが、どれを持って参加者とするか、あらかじめ定めておくこと が年度毎の参加者数の推移を事後検証する際には必要であると考える。

(5) 普及啓発活動

内容(計画)	実施状況	
区民スポーツ大会総合開会式後に運動をはじめるき	東京都サッカー協会の支援を得て大田区サッ	
っかけとなるよう様々なスポーツの実技指導に取り	カー連盟によりファミリー層を対象に実施し	
組み、今年度は、「ファミリーフットサルフェスティバ	た	
ル」を開催する	9月2日 大田区総合体育館 110人	

(意見 No. 12)

普及啓発活動は平成30年度のみの取組であり、過去、平成27年度から平成29年度の事業計画書を確認しても実施予定はなく、令和元年度は予定されていない。

区民スポーツ大会の総合開会式後に行ったものであり、参加人数 100 人としているところ、110 人が参加しており、区民ニーズに見合ったものであると考えられることから、今後も実施することを検討するべきであると考える。

(6) 顕彰事業

内容(計画)	実施状況	
①体育功労者・体育優良団体・スポーツ功労者等を表	受賞者・受賞団体数	
彰する	区体育協会表彰	
②東京都体育協会等の表彰候補者・団体を推薦する	・体育功労者 2	6人
	・体育優良団体 2 년	団体
	• 永年勤続功労者	8人
	東京都スポーツ功労者表彰	
	・スポーツ功労者	1人
	・スポーツ功労団体 1 🛭	団体
	東京都体育協会表彰	
	・生涯スポーツ功労者	1人
	・生涯スポーツ優良団体 1 E	団体

大田区スポーツ協会では、「公益財団法人 大田区スポーツ協会表彰規程」第 2条の規定、「体育功労者表彰要項」及び「スポーツ功労者表彰要項」に基づき、 対象者に対して毎年度表彰を行っている。

「公益財団法人 大田区スポーツ協会表彰規程」

(表彰)

- 第2条 理事長は、次に掲げる区分により顕著な功績又は模範として推奨する業績のあった者及び団体を表彰する。
 - 一 体育功労者

スポーツ活動の指導と振興に貢献し、スポーツの振興に尽力し功績のあった者

二 体育優良団体

スポーツ活動の普及組織化に努力し、団体活動が活発で他の模範となり、又その 活動が組織内活動にとどまらず、広く地域の体育振興に寄与し、功績顕著な者

三 スポーツ功労者

都民体育大会、国民体育大会等に参加し優秀な成績を揚げたチーム又は選手

四 永年勤続功労者

本協会の役員等で、永年にわたりスポーツの振興に尽力し、功績顕著な者

「体育功労者表彰要項」

公益財団法人大田区スポーツ協会(以下「本協会」という。の加盟団体の会員であって その団体の健全な普及発展に貢献し、又地域社会や職場におけるスポーツの振興に尽力 し、功績顕著な者について表彰する。

- 1 表彰候補者の推薦基準は、次のとおりとする。
 - (1) 加盟団体において、スポーツの振興に尽力し、功績顕著な者
 - (2)年齢35歳以上で、加盟団体の本部役員として加盟団体規約に記載されている 役員(会長、副会長、理事長、副理事長、常任理事、常務理事、理事、監事、監 査)として、継続して10年以上の活動歴を有し、現在活躍中の者
 - (3)過去において、体育に関する功績について、東京都、東京都教育委員会又は国の表彰を受けた者は除く。
 - (4)過去において、本協会又は財団法人東京都体育協会の表彰を受けた者は除く。

「スポーツ功労者表彰要項」

公益財団法人大田区スポーツ協会の加盟団体であって、都民体育大会、国民体育大会等で優勝したチーム又は選手を表彰する。

上記規定に基づき、平成30年度には上記の表の実施状況の通り、表彰が行われている。

(意見 No. 13)

永年勤続特別功労者は「公益財団法人 大田区スポーツ協会表彰規程」第2条第4号では特に期間が定められていないが、広報誌「ひろば」ではその対象者は「本協会の加盟団体に属し、本協会の役員等で、永年にわたりスポーツの振興に尽力し、引き続き10年以上の活動歴があり、現在も活動中の方」となっていた。

期間が定められているのであれば、対象者の決定時に恣意性の介入余地がなくなることから、表彰規程に期間を定めておくことが必要であると考える。

(意見 No. 14)

永年勤続特別功労者は平成 29 年度において 29 人が表彰されており、翌平成 30 年度には8名が表彰されている。平成 30 年度の表彰者8名のうち7名は平成 29 年度にも表彰されている者であった。

現行の永年勤続特別功労者は10年以上の活動歴があれば前年度に表彰を受けていても続けて加盟団体に属し、大田区スポーツ協会で役員等になっていれば、何年でも連続して同一者が表彰されることになる。

他の功労表彰ではスポーツ功労者のように連続で都民体育大会等で優秀な成績を上げない限りは連続で表彰されることはないことから、永年勤続特別功労者でも連続での表彰には何らかの制限を設けることが必要であると考える。

3. スポーツ、レクリエーションの指導者及び団体の育成に関する

事業(定款第4条第3号関係)

当該事業は広く区民にスポーツに親しんでもらうため、スポーツ、レクリエーション指導者の育成と加盟団体のスポーツ活動を支援するものである。

(1) スポーツ団体の育成

内容(計画)	実施状況
加盟団体の事業計画書に基づき、その活動に対する	49 団体に計 196 万円の振興補助金を交付
振興補助金を交付する	49 団体に計 190 万円の振興補助金を欠刊

表中の振興補助金は「公益財団法人大田区スポーツ協会加盟団体振興補助金 交付要綱」(以下、この節において「補助金交付要綱」という)に基づき1団体 につき一律4万円が交付されるものである。

一方で、加盟団体は「公益財団法人大田区スポーツ協会加盟団体規程」第5条

により入会金、分担金、協賛金として、次の表に記載する納入金を大田区スポーツ協会に納入しなければならない。

納入金の種類	内 容	金 額
入会金	加盟承認時のみ	200,000 円
分担金	毎年度(団体の規模に関係なく一律)	35,000 円
	毎年度	
	○団体分 団体の規模(会員数)に応じて	
	① 10,000 人以上	50,000 円
	② 5,000人以上~9,999人以内	40,000 円
	③ 1,000人以上~4,999人以内	30,000 円
	④ 500 人以上~ 999 人以内	20,000円
₩ A	⑤ 100人以上~ 499人以内	15,000円
協賛金	⑥ 100 人未満	10,000円
	○個人分	
	① 評議員	5,000円
	② 理事	5,000円
	③ 監事	5,000円
	④ 代表委員	5,000円

(意見 No. 15)

協賛金に関して納入金は団体規模によって異なっているが、分担金は団体規模に関わらず一律である。その金額は35,000円であり、交付する補助金40,000円とほぼ変わらない水準である。

現状では分担金を大田区スポーツ協会に納入するとともに、それに近い金額 を補助金として受けており、補助金が分担金の補填のような形となっている。

本来、補助金は補助金交付要綱第1条では次の目的で交付されるものである。

(目的)

第1条 この加盟団体振興補助金(以下「補助金」という。)は、公益財団法人大田区スポーツ協会(以下「本協会」という。)の加盟団体(以下「加盟団体」という。)が行う事業に要する経費の財源に充てるため、その一部を補助することにより、普及推進を図ることを目的とする。

補助金の交付の目的は上記の規定の通りであり、現状では事業に要する経費

の財源に充てることになっているか疑問がある。

そのため分担金と補助金が現状の水準で問題がないものか、加盟団体の意見 を汲み取り検討することが必要であると考える。

(2) 指導者養成講習会

内容(計画)	実施状況	
ラジオ体操指導者養成講習会を7月に3日間実施する	7月10,11,13日	
小学校 PTA、自治会・町会等を中心に案内文書を送付	大田区総合体育館	
する	実人数 180 人、延人数 420 人	

ラジオ体操指導者養成講習会の対象は16歳以上であり、令和元年度は7月11, 12日の二日間に渡り実施されている。

(意見 No. 16)

従来は三日間の講習会に参加しないと修了証がもらえなかったものが、令和 元年度は二日間の参加で修了証がもらえることになる。

従来の三日間と比較すれば参加者の負担は軽減されたが、他の自治体では同じようなラジオ体操指導者養成講習会をさらに短い時間で実施している。例えば藤沢市は9時20分から12時20分の3時間、草加市では9時30分から11時30分の2時間ほどの時間で講習会を実施している。

そのため、さらに短い日程で指導者養成講習会を実施することができないか 講習会の内容を検証していくことが必要であると考える。

(3) 指導者講習会の開催

内容(計画)	実施状況	
加盟団体指導者等の資質向上を図るためトレーニン	第1回 平成30年9月8日	
グ・コーチング・けが予防・栄養学等競技力向上に資	「目指せ!グッドコーチ」選手の「人間形成」	
する講習会を年3回開催する	を促進するこれらのスポーツコーチング~い	
	かにして選手の「やる気」を高めるか、ひきだ	
	すか~	
	講師:桐蔭横浜大学大学院准教授	
	渋倉 崇行氏 参加者 42 人	
	第2回 平成30年11月10日	
	「目指せ!グッドコーチ」選手の「人間形成」	
	を促進するこれからのスポーツコーチング~	
選手の「目標達成」をどうやってサポー		

か! ~ 講師 桐蔭横浜大学大学院准教授 渋倉 崇行氏 参加者 40 人 第3回 平成 31 年 2 月 9 日 降雪のため、翌年度に順延 講師 桐蔭横浜大学教授 田中 暢子氏 トークセッション 佐々木 大輔選手 (ライフル射撃)

(意見 No. 17)

指導者講習会はその実施日程がすべて土曜日であった。加盟団体のアンケートを踏まえ、参加者の勤務に支障のない曜日を開催日に設定しているとのことであるが、指導者講習会のすべてが同じ曜日であると参加できない者も中にはいると考えられることから、すべてが同一の曜日とならないように実施する曜日については配慮することも必要であると考える。

(4) 指導者受講負担金

内容(計画)	実施状況	
指導者資格等を取得するための講座等、加盟団体か		
ら講習会に派遣された場合、各団体年2回まで受講	助成件数 団体 3 件	
に伴う費用の一部を助成する		

(5) 普通救命講習会

内容(計画)	実施状況	
大森消防署の協力によりスポーツ指導者等に対する	大森スポーツセンター	
普通救命講習会を実施する	2月10日開催 受講者64人	

(意見 No. 18)

普通救命講習会は現状、毎年1回2月に開催されている。大森消防署の協力を得ていることから、講習会の会場を大森スポーツセンター以外の場所で行うことは難しく、実施時期も同署との調整によって先方の都合の良い時期での開催となっているとのことである。しかしながら、2月に出席が困難な者もいることも想定されるため、2月開催を年によっては別の時期に開催することも検討することが必要であると考える。

第7項 受託事業

1. スポーツ、レクリエーションに関する各種教室及び大会開催(定

款第4条第4号関係)

当該事業は、区民を対象に様々なスポーツ教室を開催するとともに、春夏秋冬の各時期に各種スポーツの競技会を開催しているものであり、また、小・中・高校生の各種スポーツのレベルアップを図るために強化練習会等を開催しているものである。

(1) 初心者スポーツ教室の開催

事業	内容 (計画)	実施状況
①水泳教室	対象は15歳以上(泳げない方)	矢口区民センター温水プ・ール
	矢口区民センター温水プ・ール、平和島公園の	4/5~5/31 8 日間
	2ヶ所で年2回(各8日間)実施予定	実人数 67 人、延人数 389 人
		平和島公園水泳場
		9/14~11/4 8 日間
		実人数 39 人、延人数 233 人
②弓道教室	対象は15歳以上	大田区総合体育館弓道場
	大田区総合体育館弓道場で年1回	5/10~7/12 10 日間
	(10 日間) 実施予定	実人数 50 人、延人数 409 人
③卓球教室	対象は15歳以上	大森スポーツセンター
	大森スポーツセンターで年2回	5/10~6/27 8 日間
	(各8日間) 実施予定	実人数 38 人、延人数 229 人
		9/6~10/25 8日間
		実人数 47 人、延人数 320 人
④テニス教室	対象は15歳以上	多摩川六郷橋緑地庭球場
	多摩川六郷橋緑地庭球場で年1回	10/6~12/1 8日間
	(8 日間) 実施予定	実人数 52 人、延人数 336 人
⑤ソフトテニス教室	対象は15歳以上	大森スポーツセンター
	大森スポーツセンターアリーナで年	9/6~10/4 5 日間
	1回(5日間)実施予定	実人数 25 人、延人数 87 人
⑥ミニテニス教室	対象は15歳以上	蒲田小学校 体育館
	蒲田小学校 体育館で年1回(5日間)	5/12~6/16 5 日間
	実施予定	実人数 23 人、延人数 92 人

⑦グラウンド・ゴルフ教室	対象は 15 歳以上	ふれあいはすぬま運動場	
	ふれあいはすぬま運動場で年1回	5/7~5/11 5 日間	
	(5日間) 実施予定	実人数 21 人、延人数 86 人	

(指摘 No. 8)

大田区からの委託事業であることから事業の実施後、受託事業実績報告書が 大田区へ提出されている。受託事業実績報告書は報告事項として「事業名、対象、 日時、会場、定員及び応募者数、参加者数、主管団体名、指導員、担当者氏名、 担当者所見」の10項目が記載されている。当該受託事業実績報告書を確認した ところ、テニス教室の報告において定員及び応募者数の記載が平成29、30年度 の両受託事業実績報告書で記載がなかった。

報告事項として上がっている事項については、すべて正確に記載して報告することが必要である。

(指摘 No. 9)

テニス教室の実施状況は平成30年度の事業報告書では上記の実施状況に記載の通り、10月6日から12月1日まで8日間実施されていることになっている。

しかしながら、受託事業実績報告書では実施日時は10月6日から12月15日までで全7回の実施であった。雨の日が多く予備日を使用しても例年より1回開催が少なかったと報告されていた。

そのため事業報告書でも受託事業実績報告書通りに実施状況を訂正する必要がある。

(2) 小・中学生スポーツ教室の開催(②~⑧新規受託)

事業	内容 (計画)	実施状況
①剣道教室	対象は小・中学生	大森区民センター
	大森区民センター、馬込区民センタ	5/11~12/14 27 日間
	一、洗足池小学校、萩中集会所、多摩	実人数 27 人、延人数 516 人
	川小学校で年1回(各27日間)実施	馬込区民センター
	予定	5/11~1/4 27 日間
		実人数 16 人、延人数 363 人
		洗足池小学校
		5/12~12/25 27 日間
		実人数 43 人、延人数 889 人
		萩中集会所
		5/10~12/13 27 日間

		# I W. 10 I 77 I W. 000 I
		実人数 43 人、延人数 822 人
		多摩川小学校
		5/11~12/28 27 日間
		実人数 41 人、延人数 844 人
②ソフトテニス教室	対象は小学4年生~中学生	高畑小学校
	高畑小学校、六郷小学校で年1回(各	5/12~1/12 14 日間
	14 日間)実施予定	実人数 48 人、延人数 295 人
		六郷中学校
		5/13~11/4 14 日間
		実人数 38 人、延人数 149 人
③卓球教室	対象は中学生	蓮沼中学校
	蓮沼中学校で年1回(14日間)実施	5/26~12/8 14 日間
	予定	実人数 31 人、延人数 283 人
④バドミントン教室	対象は小学4年生~中学生	矢口東小学校・ふれあいはすぬま
	矢口東小学校・ふれあいはすぬまで年	5/5~1/5 14 日間
	1回(14日間)実施予定	実人数、延人数 321 人
⑤陸上教室	対象は小学4年生~中学生	区民ひろば
	区民ひろばで年 1 回(14 日間)実施	5/12~1/12 14 日間
	予定	実人数 68 人、延人数 257 人
⑥テニス教室	対象は中学生	大森第六中学校
	大森第六中学校で年 1 回(14 日間)	5/6~11/11 14 日間
	実施予定	実人数 40 人、延人数 186 人
⑦ダンス教室	対象は小学4年生~中学生	大森第八中学校
	大森第八中学校で年 1 回(14 日間)	6/17~1/21 14 日間
	実施予定	実人数 21 人、延人数 173 人
⑧走り方教室	対象は小学4年生~中学生	御園中学校(長距離)
	内容は未定、冬期に実施予定であり、	1/26 参加者 28 人
	日程も未定	田園調布小学校(短距離)
		1/27 参加者 41 人

(意見 No. 19)

上記の①「剣道教室」以外は平成30年度より大田区から受託された事業であるが、受託事業実績報告書を確認したところ、剣道教室以外の報告書では定員数のみで応募者数が記載されていなかった。担当者所見で応募者数を記載している報告書もあるが、応募者数は今後も教室運営をする上で受講者ニーズを満たしているかの判断基準となるものであることから、報告書への記載が望ましい

と考える。

(意見 No. 20)

上記の®「走り方教室」について、事業計画書の作成時点においては内容、日程等は未定であった。事業計画書の作成時点までにはその実施内容は決定しておくことが必要であると考える。

また「小・中学生スポーツ教室のご案内」のチラシには上記表の①「剣道教室」から⑦「ダンス教室」までは掲載されているが、⑧「走り方教室」についてはその記載がなかった。チラシ作成までに、内容が決定しなかったことが原因と考えられるが、同じ小・中学生のスポーツ教室イベントであり、区民への周知については、実施時期が未定であっても実施予定がある旨及びその内容を同じタイミングで告知することが望ましいと考える。

(3) 障がい者水泳教室(新規受託)

内容(計画)	実施状況	
水泳をとおして障がい者にスポーツを楽しむ機会を	平和島公園温水プール	
提供する(区内在住の小学生以上で心身に障がいのあ	5/16, 23, 30, 6/6, 13, 20, 9/19, 26, 10/3, 10, 17, 24	
る方が対象)	計 12 回、実人数 56 人、延人数 509 人が参加	

平成30年度から大田区より受託した事業であり、対象は区内在住の小学生以上で上記表の通り、心身に障がいがある方に加えて、着替えが自分でできるか、付き添いを同伴できる、排せつの意思表示ができる、のすべてに該当する人が対象である。

実施日はすべて水曜で時間は午後3時30分から午後5時までとなっている。 参加を希望する人も多く抽選となっているものの、指導員もマンツーマンが 基本であることから、50人以上の指導員を確保する必要がある事業である。

(意見 No. 21)

障がい者水泳教室の予算は、平成30年度は3,568,000円であったが、そのほとんどは指導員に対する謝礼である。指導員は全12日間の水泳教室に対し延648人(1日当たり54人)を確保する必要がある。

指導員の単価は 4,500 円となっており、実施時間が 1.5 時間であることを考えると時給は 3,000 円となるが前後の時間や交通費を考慮するとそれほど高額な時給とはいえず、人手不足のおり、今後は人員の確保に苦慮することも想定される。

令和元年度からは障がい者水泳指導者養成講習会を実施し、指導者の確保を

図ろうとしているが、養成講習会は10月の火曜日に4回(10月1,8,15,29日) 実施され、4回の受講で講習会修了証が発行されることから、すべての講習会に 一度に参加できる参加者は限られてくると考えられる。

そのため、今後は養成講習会の複数回実施や指導員の単価のアップ等を検討 し、指導員の確保を図っていく必要があるものと考える。

(4) ラグビー教室・体験会(新規)

内容(計画)	実施状況
2019年ワールドカップ日本開催に向け、ラグビーのル	大森スポーツセンター
ールを理解することや体験を通じて気運の醸成を図	2月23日 75人
る (小学生対象;大森スポーツセンター)	大田区ラグビーフットボール協会とキャノン
	イーグルスがタッグを組み開催

(意見 No. 22)

ラグビー教室は令和元年度の事業計画書には予定はないが、令和元年度においては、小学校 1 校において、ラグビーのトップリーグチームであるキャノンイーグルスによるタグラグビーの出前授業が実施されている(令和 2 年 3 月に小学校 1 校で予定されていた授業は新型コロナウイルス対策のため中止となった)。

ラグビーのワールドカップの開催により、ラグビー人気は高まったことからむしろ終わった後の方が、ラグビーを体験したいというニーズが多いことも考えられる。

ラグビーは小学生が体験できる機会が少ないことから、今後もこのような出前授業も含め、ラグビーを体験できる教室を実施することを検討することが必要であると考える。

(5) ボッチャ教室 (新規受託)

内容(計画)	実施状況
健常者と障がい者が共にスポーツに取り組み、理解を	大森スポーツセンター
深めるため、今年度はスポーツ推進委員と連携して、	3月23日 参加者95人
パラリンピックの正式種目であるボッチャ教室を実	小学生から高齢者まで幅広い年齢層が交流す
施する	る大会となった

(意見 No. 23)

ボッチャ教室については令和元年度にも3月14日(土)に同じ大森スポーツセンターで実施する予定であるが、広報誌「ひろば」第67号(平成30年9月1

日)には実施の告知があるが、現状、ホームページ上にはボッチャ教室の実施の 告知がなされていない。

今年はパラリンピックが東京で行われることもあり、直前の告知でも参加者は昨年度より増加すると考えられる。しかしながら、実施計画がある以上はボッチャ教室を実施する旨のアナウンスを早めに行うことが区民ニーズを満たすものであると考えられる。

(6) 第71回区民スポーツ大会の開催

実施機関は大田区、大田区体育協会主催、各加盟団体主管であり、春・夏季区 民スポーツ大会は 40 種目、秋・冬季区民スポーツ大会は 43 種目で実施されて いる。総合開会式は 9 月 2 日(日)に大田区総合体育館で開催され、参加者は 1,225 人である。

実施状況は実施報告書によれば下記の通りである。

種目	期間	日数	会場	延参加者数
1. アーチェリー	6/2, 11/3	2	平和の森公園アーチェリー場	27 人
2. 合気道演武	4/8, 10/7	2	南馬込文化センター	504 人
3. アマチュアホ゛クシンク゛	11/11	1	コ゛ールト゛シ゛ム・サウス東京	69 人
4. アマチュアレスリンク゛	5/27, 10/28	2	洗足区民センター	110 人
5. 居合斬道	6/3, 12/2	2	大田区民プラサ゛	29 人
6. インディアカ	4/22, 11/25	2	大森スポーツセンター	411 人
7. エアロヒ゛クス	5/20.9/23	2	池上会館	76 人
8. オリエーティング	11/5	1	こどもの国 (横浜市)	42 人
9. 空手道	6/10, 11/4	2	大森スポーツセンター	839 人
10. 弓道	4/22, 9/23	2	大田区総合体育館 弓道場	194 人
11. クレー射撃	5/3, 9/23	2	千葉県成田射撃場	41 人
12. ケ゛ートホ゛ール	5/13, 9/30	2	六郷橋緑地ゲートボール場	168 人
13. 剣道	6/17, 11/18	2	大田区総合体育館ほか	1,227 人
14. ゴルフ	4/11, 10/3	2	神崎カントリー倶楽部ほか	127 人
15. サッカー	3/25~7/22, 9/2~12/23	14	多摩川緑地サッカー場ほか	4,587人
16. 自転車走行会	6/3, 10/7	2	ガス橋⇔東高根森林公園ほか	68 人
17. 柔道	5/20, 10/14	2	大森スポーツセンター	313 人
18. 少林寺拳法演武	9/16	1	大森スポツセンター	82 人
19. 水泳競技	9/9	1	平和島公園プール	508 人
20. スキー競技	1/20	1	南魚沼「五日町スキー場」	39 人

21. 相撲	5/13, 9/23	2	平和の森公園相撲場	84 人
22. ソフティテニス	8/19, 2/24	2	大森スポーツセンター	176 人
23. ソフトテニス	4/1~6/10, 9/16~10/21	13	多摩川六郷橋緑地庭球場ほか	1,026 人
24. ソフトホ゛ール	4/2~6/3, 9/2~11/4	12	多摩川ガス橋緑地野球場	2,317 人
25. 卓球	4/14, 15, 9/8, 9, 29	5	大森スポーツセンター	2,001 人
26. 玉入れ競技	5/27, 11/25	2	大森スポーツセンター	117 人
27. ダンススポーツ	8/26, 1/27	2	大森スポーツセンター	392 人
28. 釣魚	5/27, 10/14	2	三浦半島「金田湾」「油壷沖」	38 人
29. テニス	3/4~4/15, 9/1~9/30	19	本羽田公園庭球場ほか	1,104人
30. なぎなた	11/11	1	大田区民プラザ	38 人
31. 軟式野球	4/1~7/16, 8/19~11/3	42	大田スタジアムほか	30, 408 人
32. 区民ハイキング	4/1, 9/30	2	金沢自然公園、八王子城址跡散策	168 人
33. 馬術	4/22, 11/25	2	多摩川ガス橋緑地ほか	132 人
34. バスケットボール	5/3~7/16, 9/3~12/27	44	大森スポーツセンターほか	5,241 人
35. バドミントン	4/7. 8, 9/22, 23, 10/28	5	大森スポーツセンターほか	1,197人
36. バトンワリング	8/23	1	大森スポーツセンター	403 人
37. バレーボール	4/29~6/3, 10/8~12/22	9	大森スポーツセンターほか	2,000 人
38. ハント゛ホ゛ール	5/13, 19, 11/11, 17	4	大森スポーツセンター	502 人
39. 武術太極拳	6/16, 11/23	2	大田区総合体育館ほか	671 人
40. ボウリング	4/15, 10/21	2	平和島スターボウルルまか	133 人
41. ミニテニス	5/3, 11/3	2	大森スポーツセンター	218 人
42. 民謡	4/23, 11/19	2	大田区民ホールアプリコ	675 人
43. ライフル射撃	4/30, 5/14, 9/24, 10/1	4	神奈川県伊勢原市射撃場ほか	26 人
44. 陸上競技	5/4, 9/23	2	大井ふ頭中央海浜公園陸上競技場	1,169人
45. レク・フォークタ ンス	5/6, 11/4	2	池上会館	135 人
	合計:	232	승計:	59,832 人

当該事業の詳細は第8節「スポーツ関連行事」の第7項「区民スポーツ大会」で詳述する。

(7) OTA ウォーキング (新規受託)

内容(計画)	実施状況		
身近な運動であるウォーキングで区内のスポーツ施	・5 月 27 日 せせらぎ公園~多摩川沿い~ガス		
設等を巡る (区民 (区内在住・在学・在勤者)	橋付近折り返し(約 6km)参加者 332 人		
	東京急行電鉄㈱協賛		
	・11 月 25 日 御園中~池上本門寺・馬込桜並木		
	〜大田文化の森(約 6.5km)参加者 266 人		
	大田浴場連合会、JA 東京中央の協賛		

当該事業の詳細は第8節「スポーツ関連行事」の第3項「OTA ウォーキング」で詳述する。

(8) ジュニア育成地域推進事業

内容 (計画)	対象	会場	実施日	参加者数
①ジュニア陸上競技記録会	小学校3年生~中学生	大井ふ頭中央海浜公	8/19	493 人
		園		
②ジュニア選抜ソフトボール大会	小学校 5,6 年生	平和島公園野球場	11/11	108 人
③小学生ソフトテニス強化練習	小学生3年生以上	高畑小学校	9/24	63 人
④中学生ソフトテニス強化練習	中学生	矢口中学校	11/25	59 人
⑤高校生ソフトテニス強化練習	高校生	東京高等学校	7/21	92 人
⑥大田 Eggs ジュニア卓球教室	小学生	雪谷文化センター	4/22~3/17(19回)	延 221 人
⑦ジュニア育成ボート体験教室	小学校3年生~中学生	多摩川ガス橋下河川敷	猛暑により中止	0人
⑧ジュニアゴルフ大会	小学生~高校生	千葉県長南パブリック	8/1	12 人
⑨ジュニア柔道強化練習	小学生~高校生	つばさ総合高等学	4/22~2/10(7 回)	59 人
		校		
⑩ジュニア剣道強化練習	小学生~高校生	出雲中学校	8/26	137 人
⑪ジュニア女子サッカースクール	小学生(女子)	(合宿)	10/28	28 人
⑫大田ジュニア選抜サッカー大会	小学生(男子)	立正高等学校	1/27	66 人
⑬ジュニアバドミントン大会	小学生	大森スポーツセンター	1/20	120 人
⑭ジュニアカヌー大会	小学生~高校生	大森ふるさとの浜辺	7/14~9/23(5 回)	96 人
		公園		
⑤ジュニア軟式野球交流大会	小学生	多摩川緑地野球場	10/28	378 人

ジュニア育成地域推進事業は東京都体育協会からの受託事業である。このジュニア育成地域推進事業は、地域のスポーツ振興のために、地域におけるジュニアスポーツの裾野を広げることを目的とした事業である。ジュニア育成地域推

進事業において東京都は、事業の共催者として例年 4 月に東京都体育協会と結 ぶ協定に基づき、本事業の経費として分担金を東京都体育協会に支出する。この 分担金は全額が東京都の負担となる。また、東京都体育協会は本事業の実施要項 に基づき、分担金を希望する地区体育協会の申請書等を受け付け、ヒアリングを 行い、実施要項の定めに合致すると認められる事業を決定の上、地区体育協会に 分担金を交付する。

平成 30 年度に大田区体育協会が東京都体育協会から交付された分担金は約544万円である。この受領した分担金を大田区体育協会は事業を実施する加盟団体に交付し、事業終了後に加盟団体から提出された事業実施報告書及び収支決算書等を精査の上、東京都体育協会に提出している。令和元年度からはジュニアボウリング体験学習会が新たに加わり全13種目16事業となっている。

当該事業では、平成29年に「目黒区ジュニア柔道強化練習会」の事業において、平成24年度から29年度までの事業実施報告書等において理事長が虚偽の領収書を作成することにより、分担金を実際に使用していた金額より多く申請、受領していたという事案があった。

目黒区柔道連盟が実施団体であったが、目黒区柔道連盟では報告書等の作成を理事長が行っており、会長、会計担当者は収支計算書のみの監査だったことから虚偽を発見できなかった。また、地区体育協会が加盟団体から提出される書類に対する検査は、提出書類に不備がないか、必要事項が記入されているか等の外形的検査であったことから、添付された領収書の偽造を見抜くことはできなかった。

当該事業ではこうした不正事案が生じていることから、東京都、東京都体育協会では各地区体育協会管理者、事務担当者、各地区体育協会傘下の加盟団体管理者、会計担当者を対象に、弁護士によるコンプライアンス研修を行っており、地区体育協会にも同種の研修の開催を呼びかけている。

(意見 No. 24)

大田区スポーツ協会においても今後、大田区内の加盟団体でも起こりうることを念頭におき、チェック機能を強化していく必要があると考える。

具体策としては、分担金の処理方法の再確認の実施、実務者研修を充実させる、 会計処理に関するコンプライアンス相談窓口を設置すること等である。

(9) シニアスポーツ振興事業

内容(計画)	対象	会場	実施日	参加者数
①グラウンド・ゴルフ親睦交流大会	60 歳以上	大森スポーツセンター	11/29	108 人
②シニア卓球競技会	60 歳以上	洗足池公園他	11/15	104 人
③シニアソフトテニス教室兼大会	60 歳以上	大田区総合体育	12/9	41 人
		館		
④シニアポールウォーキング講習会	60 歳以上	大森スポーツセンター	5/12, 11/12, 3/17	61 人
⑤障がい者・シニア向けストレッチ体操講習会	60 歳以上	平和島公園野球	2/17	56 人
		場		

シニアスポーツ振興事業もジュニア育成地域推進事業と同様に東京都体育協会からの受託事業である。事業目的は東京都における高齢者のスポーツ実施率の向上を図り、もって高齢者の健康の維持・増進に寄与することを目的としている。

主管者は区内で事業を実施する団体であることはジュニア育成地域推進事業と同じである。また、対象事業は主な参加者を 60 歳以上の都民とするスポーツ競技会又はスポーツに関する講演会、講習会等であり、参加者のおおむね 2/3 以上が 60 歳以上である事業である。令和元年度からはゲートボール競技ルール講習会が新たに加わり 6 事業となっている。

意見については(8)ジュニア育成地域推進事業と同じであり、同種の問題が起こることを念頭にする必要があると考えられる。

2. 大田区から受託する区立スポーツ施設の管理運営に関する各種

事業(定款第4条第5号関係)

大森スポーツセンター・大田スタジアムの管理運営を行い、施設を利用し区民 のためのスポーツ教室等を開催している。

(1) 大森スポーツセンター施設の管理運営

内容(計画)	実施状況		
・運営の基本方針	・施設の利用回数		
スポーツ及びレクリエーションの普及振興を図り、区	①アリーナ 1,000 回		
民の心身の健全な発達に寄与する	②健康体育室 B 室 1,000 回、C 室 976 回		
	③小ホール 371 回		
	④ミーティングルーム A 室 259 回、B 室 232 回		

(5) h	レーニ	ング	゛ルーム
-------	-----	----	------

341 回

(2) 大森スポーツセンター自主事業

内容(計画)	実施状況			
○健康体育室、トレーニングルームを利用し、いきい	○各教室の種目・利用数			
き体操、親子体操、ヨガ、シェイプアップエアロ、フ	23 種目			
ラダンス、太極拳等のスポーツ教室の実施	延 900 回			
新たに、高齢者のための健康教室を開催	延 19,314 人			
○小ホールを利用したものづくり教室、講演会の開催	・ブレスレットづくり	20 人		
	・万華鏡づくり	21 人		
	・クリスマスライトづくり	19 人		
	・クリスマスシルエットライトづくり	20 人		
	・健康運動講演会(4回)	34 人		
○施設や周辺を利用した参加費無料のイベントの開	・七夕飾り付け			
催	クリスマスツリー飾り付け			
○アリーナの一般開放	利用実績			
アリーナの利用時間が少ない時間帯(午前9時~11時	10 回開催			
45 分、午後 1 時 30 分~4 時 15 分)に、団体以外の一	531 人利用			
般の方々に卓球等を楽しんでいただく				

(3) 大田スタジアム施設の管理運営

内容(計画)	実施状況			
施設改修工事に伴う施設の管理及び運営	業務委託受託者として、管理運営業務を実施			

平成30年度は施設の改修工事に伴い指定管理者の指定が終了し、施設の管理 運営業務委託に変更されている。

(1) \sim (3) については第3節「スポーツ施設の管理運営」の第5項「大田スタジアム」及び第6項「大森スポーツセンター」で詳述する。

第8項 その他の事業

その他収益事業等としては、自動販売機の設置、親睦会、各種会議・部会の開催、ホームページによる情報公開があり、それぞれ次のような内容のものである。

1. 自動販売機等の設置(収益事業)

スポーツ施設に自動販売機等を設置し、利用者の利便を図るとともに、大田区スポーツ協会の事業を実施するための収益を確保するものである。現状では大森スポーツセンターに3台設置されているほか、令和元年7月からは大田スタジアムにも設置されている。

収益事業の平成30年度予算は1,200,000円であったのが、令和元年度予算は2,461,000円であり、大田スタジアムからの収益増分を見込んでいると考えられる。

(意見 No. 25)

自動販売機も設置の仕方や、商品ラインアップの変更により収益が大きく異なってくる。そのため、大森スポーツセンターや大田スタジアムの利用者のニーズを踏まえ、設置の位置や自動販売機の商品の構成等をメーカー任せにすることなく、提案していくことが必要であると考える。

2. 親睦会の開催

加盟団体をはじめ各種スポーツ関係団体等との連携・協働により協会運営を 効果的かつ円滑に進めるため、必要に応じて親睦会を開催している。

平成30年度は1月29日に新年会を大田区民ホールアプリコで開催(約300人出席)したほか、6月29日に都民体育大会解団式後に懇親会を大田文化の森で開催(約200人出席)している。

3. 各種会議・部会の開催

平成30年度に開催されている会議・部会は次の通りである。

各種会議・部会名	開催状況
₩# ₽ 人	第1回 平成30年5月23日
評議員会	第2回 平成31年3月28日
	第1回 平成30年5月8日
理事会	第2回 平成31年3月27日
	書面による決議 平成 31 年 2 月 28 日
加盟団体代表委員会	第1回 平成30年4月13日
加鱼凹件八次安貝云	第2回 平成30年7月25日

団体運営会議	第1回 平成30年5月2日		
	第2回 平成30年7月20日		
	第3回 平成30年12月20日		
	第4回 平成31年3月22日		
表彰審査委員会	第1回 平成30年7月20日		
	総務部会 8 回開催		
	・ 会報「ひろば」の編集・発行について他		
	· 新年懇親会事前事業受付等		
	事業部会 10回開催		
各部会	・ 自主事業の検討及び実施について		
	・ 区民スポーツ大会開会式への対応について他		
	競技力向上部会 6回開催		
	・ 都民体育大会について		
	・ 指導者講習会の実施について他		

上記各部会については、「公益財団法人 大田区スポーツ協会 部会規程(以下、この節において「部会規程」という)」において次のように定められている。

(部会の名称及び構成)

第2条 部会の名称は次のとおりとし、加盟団体から選出された部員をもって構成する。

(1) 総務部会

(10名以内)

(2) 事業部会

(20名以内)

(3) 競技力向上部会 (20名以内)

(o o # pr. ()

(意見 No. 26)

部会の構成員は第 2 条によれば上記の通り総務部会 10 名以内、事業部会 20 名以内、競技力向上部会 20 名以内となっており、部会全体では最大でも 50 名以内と考えられる。

一方で部員の選出は部会規程第5条によれば次の通りである。

(部員の選出)

第5条 部員は、各加盟団体から1名選出するものとし、加盟団体の事情により部員を選出することが困難な場合は、あらかじめ事務局にその旨を申し出るものとする。

上記の通り各加盟団体から1名選出するということは、大田区スポーツ協会は現在50加盟団体あることから、50名の部員がいることになり、今後、加盟団

体が増加することがあれば、部会規程は第 5 条で部員を選出する必要がある一方で、第 2 条の定数違反となることとなる。

そのため加盟団体が増えない間に部会規程の改定が必要であると考えられる。

4. ホームページによる情報公開

大田区スポーツ協会の事業計画、予算決算、大会、教室、加盟団体の情報等を公開し、広く区民へPRするものである。

具体的にはホームページ上での各種公告として事業計画や予算、決算の情報の開示、施設案内、加盟団体の紹介、教室・講習会や大会・イベントの告知等である。

(指摘 No. 10)

ホームページ上で各種公告を行い事業計画書等や事業報告書等を開示していることは評価できるものの、事業報告書等にバナーがある貸借対照表は開示されているどの年度(平成 26 年度~平成 30 年度)も表示ができない状態であった。

ホームページをリニューアルした際に生じた不具合が原因であったとのことであるが、包括外部監査人からの指摘を受けるまで表示できないことに気付いていなかったものである。

各種公告の情報はかなり充実しているものの、貸借対照表だけ開示できないことは画竜点睛となってしまうことから、ホームページのメンテナンス等に今以上に留意する必要があるものと考える。特に今回のようにリニューアルした際にはサイトの不具合が発生していないか等、委託業者に任せるだけでなく、自らも確認することが必要なものと考える。

(意見 No. 27)

大田区スポーツ協会では Twitter も活用しており、そこからも情報をツイートしているが更新頻度がかなり少ないと考えられる。

具体的には、令和 2 年 1 月 19 日時点において、最新のツイートは 12 月 6 日であり、その前は 11 月 22 日に 2 回、11 月 5 日に 1 回と 11 月は 6 回、10 月は 10 回、その前の 10 7~9 月は一度もなかった。

更新頻度が少なければもともと見ていた人までも見ることが少なくなってしまうことから、小まめな情報発信が必要であると考える。

(意見 No. 28)

広報誌「ひろば」について、ホームページ上でバックナンバー(2018年9月第67号から2016年9月第63号まで)を掲載している。過去の広報誌が掲載されることについては過去の情報発信を確認する上でも利便性が高いものであり、評価できるものの、最新のバックナンバーである2019年3月第68号の掲載がされていなかった。

バックナンバーを掲載する以上は漏れなく掲載することが望ましいと考える。

第9項 補助金

1. 補助金交付申請書

平成 30 年度の区から大田区体育協会への補助金の交付額は 31,807,480 円であり、次の補助金交付申請書に基づき平成 30 年 3 月 29 日に申請が行なわれている。

1 補助事業の目的及び内容

(1)目的:大田区におけるスポーツ及びレクリエーションの普及・振興等、当協会の目的を達成するために、協会事務局の円滑な運営管理等を行う。

(2) 内容: ①評議会、理事会、団体運営会議、代表委員会及び部会の開催 ②事務局の管理・運営

2 補助事業経費の配分、経費の使用方法及び事業遂行計画 別紙1「平成30年度補助事業経費配分等一覧」 別紙2「平成30年度会議開催計画書」のとおり

- 3 補助金額 ¥31,807,480円
- 4 補助金額算出基礎 別紙 3 「平成 30 年度補助金算定表」のとおり

上記補助金額の交付内訳書は次の通りである。

平成 30 年度 補助金·期別交付内訳書

単位:円

科目	補助金	1/4 期	2/4 期	3/4 期	4/4 期
1 事務局分人件費	23, 188, 000	7, 143, 500	4, 771, 500	6, 752, 500	4, 520, 500
(1)給与等	12, 714, 000	3, 878, 000	2, 702, 000	3, 683, 000	2, 451, 000
(ア)給料等	11, 214, 000	3, 503, 000	2, 327, 000	3, 308, 000	2, 076, 000
(イ)時間外勤務手当	1, 200, 000	300, 000	300, 000	300, 000	300, 000
(ゥ)留保分	300, 000	75, 000	75, 000	75, 000	75, 000
(2)福利厚生費	10, 474, 000	3, 265, 500	2, 069, 500	3, 069, 500	2, 069, 500
(ア)社会保険料等	10, 196, 000	3, 196, 000	2,000,000	3, 000, 000	2, 000, 000
(ィ)退職準備金	180, 000	45, 000	45,000	45, 000	45, 000
(ゥ)勤労者共済会費	18, 000	4, 500	4, 500	4, 500	4, 500
(工)留保分	80,000	20, 000	20,000	20, 000	20, 000
2 役員報酬	885, 000	375, 000	170, 000	170, 000	170, 000
理事、監事、評議員報酬	885, 000	375, 000	170, 000	170, 000	170, 000
3 事務局分管理運営費	3, 181, 200	1, 121, 200	652, 000	706, 000	702, 000
(1)旅費交通費	102, 000	27, 000	25, 000	25, 000	25, 000
費用弁償	384, 000	132, 000	84, 000	84, 000	84, 000
(2)消耗品費	407, 000	154, 000	90,000	100, 000	63, 000
(3) 光熱水料費	268, 000	50, 000	90,000	60,000	68, 000
(4)通信運搬費	481, 200	121, 200	120,000	120, 000	120, 000
(5) 賃借料	817, 000	294, 000	175, 000	174, 000	174, 000
(6)諸謝金	180, 000	180, 000	0	0	0
(7)手数料	6,000	2, 000	2,000	1,000	1,000
(8)委託料	340, 000	66, 000	66, 000	142, 000	66, 000
(9)租税公課費	196, 000	95, 000	0	0	101, 000
4 移転経費	4, 553, 280	4, 553, 280	0	0	0
事務局移転経費補助	4, 553, 280	4, 553, 280	0	0	0
合 計	31, 807, 480	13, 192, 980	5, 593, 500	7, 628, 500	5, 392, 500

上記、補助金交付申請書の申請を受け、平成 30 年 4 月 13 日に「補助金交付 決定通知書」により、申請補助金額通りの 31,807,480 円の補助金額の交付が決 定している。

2. 補助金の精算

交付された補助金については平成31年4月25日付の「平成30年度公益財団 法人大田区体育協会補助金の精算について」により精算報告が行われている。当 該報告による精算額は次の通りである。

1 精算額

(1)補助金交付額31,807,480円(2)執行額27,339,540円

(3) 差引返納額 4,467,940 円

上記精算額の内容は実績報告書によると次の通りである。

平成30年度 補助金実績報告書

(単位:円)

事業名	補助金交 付額	流用増減 額	予算現額	執行額	残額 (区返還 金)
合 計	31, 807, 480	0	31, 807, 480	27, 339, 540	4, 467, 940
1 事務局分人件費	23, 188, 000	△7, 640	23, 180, 360	22, 814, 733	365, 627
・給料等	11, 514, 000	△1, 237, 066	10, 276, 934	10, 276, 934	0
・賃金	0	892, 065	892, 065	892, 065	0
• 非常勤報酬	0	1, 666, 400	1, 666, 400	1, 666, 400	0
• 社会保険料等	10, 276, 000	△651, 317	9, 624, 683	9, 264, 056	360, 627
・時間外勤務手当	1, 200, 000	△681, 122	518, 878	518, 878	0
• 退職準備金	180, 000	0	180, 000	175, 000	5, 000
・勤労者共済会費	18, 000	3, 400	21, 400	21, 400	0
2 役員報酬	885, 000	0	885, 000	504, 084	380, 916
理事・監事・評議員	885, 000	0	885, 000	504, 084	380, 916
3 事務局分管理運営費	3, 181, 200	11, 728	3, 192, 928	2, 889, 261	303, 667
· 旅費 旅費交通費	102, 000	125, 157	227, 157	171, 125	56, 032
・費用弁償 (理事等) 旅費交通費	384, 000	△125, 157	258, 843	216, 000	42, 843
・消耗品等 消耗品費	360, 000	12, 757	372, 757	372, 757	0
・トレーニングウェア 消耗品 費	47,000	△12, 757	34, 243	32, 700	1, 543

·電気料金 光熱水料	149,000	0	149,000	86, 851	62, 149
	ŕ				
・ガス料金・光熱水料	119, 000	0	119, 000	59, 906	59, 094
・郵便料 通信運搬費	60,000	0	60,000	60,000	0
・電話郎 通信運搬費	382, 200	13, 170	395, 370	395, 370	0
・ビジネス WEB 通信運搬費	39,000	△120	38, 880	38, 880	0
・複合機等リース料 賃借料	666, 000	△13, 050	652, 950	650, 592	2, 358
・インターネット機器等リース 賃借料	32,000	△400	31, 600	20, 088	11, 512
・会計ソフトメンテナンス料 賃借料	51,000	0	51, 000	0	51,000
・公益法人会計ソフトリース料賃借	36, 000	0	36, 000	36, 000	0
料					
・給与システムリース料 賃借料	32,000	400	32, 400	32, 400	0
•会計士等謝礼 諸謝金	180, 000	7. 640	187, 640	187, 640	0
· 振込手数料等 手数料	6,000	0	6,000	5, 864	136
• 清掃料 委託費	249, 000	△816	248, 184	248, 184	0
•健康診断料 委託費	78, 000	4, 944	82, 944	82, 944	0
・ホームページ更新保守料 委託費	13,000	△40	12, 960	12, 960	0
· 公課費 租税公課費	196, 000	0	196, 000	179, 000	17, 000
4 移転経費	4, 553, 280	△4, 088	4, 549, 192	1, 131, 462	3, 417, 730
5 体協職員人件費	人件費加算	0	0	0	0
(保留分)	(350, 000)	0	0	0	0
6 自主事業費補助	0	0	0	0	0

(意見 No. 29)

区への返納金額は 4,467,940 円と補助金交付額の 31,807,480 円の約 14%と やや多いものとなっている。上記補助金実績報告書で確認するとその大半は移 転経費に係る返納金額 (3,417,730 円) であった。

補助金交付申請書の別紙 3 平成 30 年度補助金算定表においても他の経費は 内訳が記載されていたが、移転経費については内訳が記載されておらず、金額の 根拠が示されていなかった。

補助金の算定に当たっては必ずその根拠となる内訳を記載し、その金額の正 確性を担保することが必要であると考える。